

平成 2 4 年 第 3 回

芦北町議会 9 月定例会会議録

開会 平成 2 4 年 9 月 5 日

閉会 平成 2 4 年 9 月 1 8 日



熊本県芦北町議会

平成 2 4 年第 3 回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日程
9・5	水	本会議（開 会） 諸報告 議長諸般の報告 行政報告 町長の提案理由説明 議案審議 議案の委員会付託
6	木	本会議 一般質問
7	金	委員会審査 建設経済（現地調査、建設課、上下水道課） 文教厚生（生涯学習課、住民生活課）
8	土	休日
9	日	休日
10	月	委員会審査 総 務（現地調査、総務課、税務課） 文教厚生（福祉課、教育課）
11	火	委員会審査 建設経済（商工観光課、農林水産課、農業委員会事務局） 総 務（企画財政課、田浦基幹支所、議会事務局）
12	水	委員会予備日
13	木	休会（議事整理）
14	金	休会（議事整理）
15	土	休日
16	日	休日
17	月	祝日（敬老の日）
18	火	本議会（最終日） 議案審議（委員長報告） 閉会中の継続審査・調査の申出 （閉 会）

目次

第1号(9月5日)		頁
1	議事日程	3
2	出席議員氏名	4
3	欠席議員氏名	5
4	説明のため出席した者の職氏名	5
5	事務局職員出席者	5
6	開会 開議	10
	日程第1 会議録署名議員の指名	10
	日程第2 会期の決定について	10
	日程第3 諸報告	10
	日程第4 町長の提案理由説明	10
	(一括議題=日程第5から日程第7まで)	
	日程第5 請願第1号 尖閣諸島をはじめとする我が国の領土領海を守る処置を速やかに求める意見書提出を求める請願について	11
	日程第6 陳情第1号 湯浦慰霊塔の移設に関する陳情について	11
	日程第7 陳情第3号 天文台建設を行って頂くための陳情について	11
	日程第8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて	15
	平成24年度芦北町一般会計補正予算(第2号)	
	日程第9 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて	16
	平成24年度芦北町一般会計補正予算(第3号)	
	日程第10 報告第7号 継続費精算報告について	18
	日程第11 報告第8号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	18
	日程第12 報告第9号 芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について	20
	(一括議題=日程第13から日程第22まで)	
	日程第13 認定第1号 平成23年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について	22
	日程第14 認定第2号 平成23年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	22
	日程第15 認定第3号 平成23年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	22
	日程第16 認定第4号 平成23年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	22
	日程第17 認定第5号 平成23年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出	

	決算の認定について	22
日程第18 認定第6号	平成23年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出 決算の認定について	23
日程第19 認定第7号	平成23年度芦北町立有温泉事業特別会計歳入歳出決算 の認定について	23
日程第20 認定第8号	平成23年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出 決算の認定について	23
日程第21 認定第9号	平成23年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳 出決算の認定について	23
日程第22 議案第47号	平成23年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の 認定について	23
日程第23 議案第48号	平成24年度芦北町一般会計補正予算(第4号)	24
日程第24 議案第49号	平成24年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)	33
日程第25 議案第50号	平成24年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)	33
日程第26 議案第51号	芦北町防災会議条例の一部を改正する条例の制定につ いて	34
日程第27 議案第52号	芦北町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定に ついて	34
日程第28 議案第53号	芦北町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	35
日程第29 議案第54号	芦北町スポーツ振興基金条例を廃止する条例の制定につ いて	36
日程第30 議案第55号	芦北町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を廃止する 条例の制定について	39
日程第31 議案第56号	町道の路線廃止について	40
日程第32 議案第57号	町道の路線認定について	41
日程第33 議案第58号	工事請負契約の締結について	42
日程第34 陳情第9号	白岩地区の災害対策に関する陳情について	43
7 散会		44

第2号(9月6日)

1 議事日程	47
2 出席議員氏名	47

3	欠席議員氏名	47
4	説明のため出席した者の職氏名	47
5	事務局職員出席者	47
6	開議	52
日程第 1 一般質問		52
(1)	坂本登議員第 1 回目一般質問	52
○	竹崎町長答弁	53
○	竹浦教育長答弁	54
○	柳田農林水産課長答弁	55
○	坂梨総務課長	55
	坂本登議員第 2 回目一般質問	55
○	竹浦教育長答弁	56
	坂本登議員第 3 回目一般質問	56
○	竹浦教育長答弁	57
	坂本登議員第 4 回目一般質問	57
○	竹浦教育長答弁	58
	坂本登議員第 5 回目一般質問	58
○	竹浦教育長答弁	58
	坂本登議員第 6 回目一般質問	58
○	竹崎町長答弁	59
	坂本登議員第 7 回目一般質問	59
○	柳田農林水産課長答弁	59
	坂本登議員第 8 回目一般質問	60
○	竹崎町長答弁	60
	坂本登議員第 9 回目一般質問	60
○	竹崎町長答弁	61
(2)	林田耀宏議員第 1 回目一般質問	61
○	竹崎町長答弁	61
○	山元商工観光課長答弁	62
	林田耀宏議員第 2 回目一般質問	62
○	竹崎町長答弁	62
	林田耀宏議員第 3 回目一般質問	62
○	竹崎町長答弁	63
	林田耀宏議員第 4 回目一般質問	63
○	山元商工観光課長答弁	63
	林田耀宏議員第 5 回目一般質問	63

○ 竹崎町長答弁	64
(3) 川尻成美議員第 1 回目一般質問	64
○ 竹崎町長答弁	66
○ 山元商工観光課長答弁	67
川尻成美議員第 2 回目一般質問	67
○ 山元商工観光課長答弁	68
川尻成美議員第 3 回目一般質問	68
○ 山元商工観光課長答弁	68
川尻成美議員第 4 回目一般質問	68
○ 竹崎町長答弁	69
川尻成美議員第 5 回目一般質問	69
○ 竹崎町長答弁	70
○ 山口建設課長答弁	70
川尻成美議員第 6 回目一般質問	70
○ 竹崎町長答弁	71
(4) 平松洋一議員第 1 回目一般質問	72
○ 竹崎町長答弁	73
○ 山口建設課長答弁	73
平松洋一議員第 2 回目一般質問	74
○ 山口建設課長答弁	76
平松洋一議員第 3 回目一般質問	77
○ 山口建設課長答弁	78
平松洋一議員第 4 回目一般質問	78
○ 竹崎町長答弁	79
平松洋一議員第 5 回目一般質問	79
○ 山口建設課長答弁	79
平松洋一議員第 6 回目一般質問	80
○ 山口建設課長答弁	80
平松洋一議員第 7 回目一般質問	80
○ 山口建設課長答弁	80
平松洋一議員第 8 回目一般質問	81
○ 竹崎町長答弁	81
平松洋一議員第 9 回目一般質問	81
○ 山口建設課長答弁	81
平松洋一議員第 10 回目一般質問	81

○ 山口建設課長答弁	82
平松洋一議員第 11 回目一般質問	82
○ 竹崎町長答弁	82

第 3 号 (9 月 1 8 日)

1	議事日程	87
2	出席議員氏名	88
3	欠席議員氏名	88
4	説明のため出席した者の職氏名	88
5	事務局職員出席者	88
6	開議	90
(一括議題 = 日程第 1 から日程第 1 1 まで)		
日程第 1	認定第 1 号 平成 2 3 年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について	90
日程第 2	認定第 2 号 平成 2 3 年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	90
日程第 3	認定第 3 号 平成 2 3 年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	90
日程第 4	認定第 4 号 平成 2 3 年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	90
日程第 5	認定第 5 号 平成 2 3 年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	90
日程第 6	認定第 6 号 平成 2 3 年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	90
日程第 7	認定第 7 号 平成 2 3 年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について	90
日程第 8	認定第 8 号 平成 2 3 年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	90
日程第 9	認定第 9 号 平成 2 3 年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	90
日程第 10	議案第 47 号 平成 2 3 年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	90
日程第 11	陳情第 9 号 白岩地区の災害対策に関する陳情について	90
日程第 12	発議第 1 号 尖閣諸島をはじめとする我が国の領土領海を守る処置を速やかに求める意見書案について	106
日程第 13	議員派遣の件	108

(一括議題 = 日程第 14 から日程第 17 まで)	
日程第 14	総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出 108
日程第 15	建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出 108
日程第 16	文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申出 108
日程第 17	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出 108
7	閉 会 109

平成 2 4 年第 3 回芦北町議会定例会議事日程（第 1 号）

平成 2 4 年 9 月 5 日
午 前 1 0 時 開 会
於 議 場

1 議事日程

開会宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸報告

議長諸般の報告

行政報告

日程第 4 町長の提案理由説明

（一括議題＝日程第 5 から日程第 7 まで）

日程第 5 請願第 1 号 尖閣諸島をはじめとする我が国の領土領海を守る処置を速やかに求める意見書提出を求める請願について

日程第 6 陳情第 1 号 湯浦慰霊塔の移設に関する陳情について

日程第 7 陳情第 3 号 天文台建設を行って頂くための陳情について

日程第 8 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 2 4 年度芦北町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 9 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
平成 2 4 年度芦北町一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 10 報告第 7 号 継続費精算報告について

日程第 11 報告第 8 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第 12 報告第 9 号 芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について

（一括議題＝日程第 1 3 から日程第 2 2 まで）

日程第 13 認定第 1 号 平成 2 3 年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 14 認定第 2 号 平成 2 3 年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 15 認定第 3 号 平成 2 3 年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 16 認定第 4 号 平成 2 3 年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 17 認定第 5 号 平成 2 3 年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第18 認定第6号 平成23年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第7号 平成23年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第8号 平成23年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第9号 平成23年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案第47号 平成23年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第23 議案第48号 平成24年度芦北町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第24 議案第49号 平成24年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第25 議案第50号 平成24年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第26 議案第51号 芦北町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第52号 芦北町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第53号 芦北町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第54号 芦北町スポーツ振興基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第30 議案第55号 芦北町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第31 議案第56号 町道の路線廃止について
- 日程第32 議案第57号 町道の路線認定について
- 日程第33 議案第58号 工事請負契約の締結について
- 日程第34 陳情第9号 白岩地区の災害対策に関する陳情について
- (散会)

2 出席議員(16人)

1番	坂本登君	2番	林田燿宏君
3番	宮内道則君	4番	寺本順一君
5番	古村逸男君	6番	白坂康浩君
7番	草野安道君	8番	前田徹一君
9番	元山秀志君	10番	宮尾秀行君
11番	平松洋一君	12番	川尻成美君
13番	水口宣之君	14番	岡部恵美子君
15番	寺本修一君	16番	藤井公明君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（17人）

町 長	竹 崎 一 成 君	教 育 委 員 長	澁 谷 百 鍊 君
教 育 長	竹 浦 裕 道 君	総 務 課 長	坂 梨 優 君
企画財政課長	井 上 民 男 君	税 務 課 長	吉 田 茂 君
住民生活課長	楠 原 清 照 君	福 祉 課 長	宮 下 祐 一 君
農林水産課長	柳 田 豊 彦 君	商工観光課長	山 元 信 作 君
建 設 課 長	山 口 純 志 君	上下水道課長	湯 野 一 之 君
会計管理者兼会計室長	早 川 純 一 君	田浦基幹支所長	野 口 博 司 君
教 育 課 長	本 山 昭 君	生涯学習課長	藤 井 哲 郎 君
農業委員会事務局長	江 上 繁 君		

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	寺 川 健 一 君	次 長（主幹）	福 田 貴 司 君
--------	-----------	---------	-----------

議長諸般の報告

- 1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）
- 2 南九州西回り自動車道建設促進期成会総会
期 日 平成24年7月9日（月）
場 所 ホテルキング（出水市）
議 題 ・平成23年度事業経過報告及び収支決算報告
・平成24年度事業計画（案）及び収支予算（案）
・役員改選について
（原案どおり可決）
- 3 南九州西回り自動車道熊本県建設促進期成会要望活動
期 日 平成24年7月13日（金）
場 所 国土交通省 九州地方整備局（福岡市）
- 4 水俣・芦北地域振興推進委員会（熊本県）と水俣・芦北地域振興推進協議会との意見交換会
期 日 平成24年7月23日（月）
場 所 熊本テルサ
議 題 「第五次水俣・芦北地域振興計画 平成25年度事業実施計画編（案）」の概要説明
（地元要望事項）芦北町：県道二見田浦線の改良について他2件
県側参加者：副知事他各部長
地元参加者：県議2名、各市町長3名、各市町議会議長3名

上記のとおり報告する。

平成24年9月5日

芦北町議会議長 藤 井 公 明

芦町監第27号
平成24年8月8日

芦北町議会議長 藤 井 公 明 様

芦北町監査委員 山 下 生 吾
芦北町監査委員 古 村 逸 男

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1. 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2. 検査現在期日

平成24年7月31日

3. 検査実施日

平成24年8月8日

4. 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符号し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳 計 現 金	1,836,015,721 円
	一 時 借 入 金	0 円
	基 金 に 関 す る 現 金	4,486,349,719 円
	歳 入 歳 出 外 現 金	57,019,871 円
	計	6,379,385,311 円
水道事業会計		269,067,388 円

議員派遣の結果報告

1 芦北町英国派遣事業

- (1) 目的 国際感覚を高め、本町のまちづくりの推進等に寄与するため
- (2) 派遣場所 英国
- (3) 期間 平成24年6月15日(金)から22日(金)まで8日間
- (4) 派遣議員 元山総務常任委員長

2 熊本県町村議会議長会(常任委員長・議会運営委員長研修会)

- (1) 目的 政局展望を把握して、分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 自治会館 二階講堂
- (3) 議題 講演「環境問題のウソと真実」
講師 中部大学教授 武田邦彦 氏
- (4) 期間 平成24年7月23日(月)
- (5) 派遣議員 各常任委員長及び議会運営委員長

3 水俣・芦北地域振興推進協議会、南九州西回り自動車道熊本県建設促進期成会前期要望活動

- (1) 目的 水俣芦北振興計画及び西回り自動車道の早期実現他要望のため
- (2) 派遣場所 国土交通省、財務省、地元選出国會議員(東京)
- (3) 期間 平成24年7月26日(木)～27日(金)
- (4) 派遣議員 寺本副議長

4 熊本県町村議会議長会(正・副議長研修会)

- (1) 目的 今後の政局・政治展望を把握して、分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 自治会館 二階講堂
- (3) 議題 講演「地域自立型の国づくり」
講師 元高知県知事 橋本大二郎 氏
- (4) 期間 平成24年8月29日(水)
- (5) 派遣議員 寺本副議長

上記のとおり報告する。

平成24年9月5日

芦北町議会議長 藤 井 公 明

平成 2 4 年第 3 回例芦北町議会定会陳情文書表

受理年月日 番 号	住 所	氏 名	要 旨	所管委員会
H24.8.28 陳情第 9 号	葦北郡芦北町 大字白岩 252-2	白岩区長 白石 清 外	白岩地区の災害対策に関する 陳情	建設経済 常任委員会

開会 午前１０時００分

- - - - - ○ - - - - -

- 議長（藤井公明君） おはようございます。

お知らせします。全国町村議会事務局より、若手職員３名が研修の一環として、今回芦北町議会の傍聴を明日までいたすこととなりました。御紹介しておきます。

ただいまから、平成２４年第３回芦北町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。お手元に配布の議事日程に従って会議を進めてまいります。

- - - - - ○ - - - - -

日程第１ 会議録署名議員の指名

- 議長（藤井公明君） 日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１１６条の規定により、３番 宮内君及び４番 寺本君の２人を指名します。

- - - - - ○ - - - - -

日程第２ 会期の決定について

- 議長（藤井公明君） 日程第２「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、先に開催されました議会運営委員会において、９月１８日までとの答申がっております。本日から９月１８日までの１４日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から９月１８日までの１４日間に決定しました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第３ 諸報告

- 議長（藤井公明君） 日程第３「諸報告」を行います。

例月現金出納検査結果、閉会中に出席した議長の諸般の報告、議員派遣の結果報告及び町長の行政報告の内容は、議席に配布のとおりです。

以上で諸報告を終わります。

- - - - - ○ - - - - -

日程第４ 町長の提案理由説明

- 議長（藤井公明君） 日程第４「町長の提案理由説明」を求めます。竹崎町長。

- 町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに、芦北町議会９月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御出席を賜り、ありがとうございました。

まずは、先立って開催されましたロンドンオリンピックにおきまして、本町出身の藤井瑞希選手が、バドミントン女子ダブルスにおいては、日本バドミントン界初となる銀メダルに輝き、日本中を歓喜と感動の渦に巻き込みました。皆さんにおかれましても、遠くロンドンで粘り強くプレイする藤井選手、藤垣ペアに大きな声援を送られていたことと思い

ます。オリンピックが終了した今も、まだその感動が消えないところでございます。皆さんからいただきました激励の署名、応援メッセージ等も、藤井選手の力になったものと思っております。本町から初のオリンピックメダリストが誕生したことは、誠に喜ばしいことでありまして、町民に夢と希望と活力を与えてくれました。熊本県でも、去る8月24日に県民栄誉賞の授与があり、芦北町におきましても、町民栄誉賞の授与を決定しております。今後とも藤井選手の活躍を期待し、応援を続けていきたいと考えているところでございます。

それでは、本定例会に付議しました議案につきまして御説明申し上げます。

まず、平成24年度芦北町一般会計補正予算第2号及び第3号に係る専決処分の承認2件、湯北地区排水対策事業完了に伴う継続費の精算報告、健全化判断比率及び資金不足比率の報告、芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告、また平成23年度芦北町一般会計をはじめ、芦北町国民健康保険事業特別会計ほか7件の歳入歳出決算認定並びに同水道事業会計の利益の処分及び決算認定について、平成24年度芦北町一般会計補正予算ほか特別会計2件に係る補正予算、さらに芦北町防災会議条例の一部を改正する条例の制定ほか条例の一部改正2件、基金条例を廃止する条例2件、町道の路線廃止認定、工事請負契約の締結など合わせまして承認2件報告3件認定9件議案12件を提案しております。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（藤井公明君） 町長の説明が終わりました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第5 請願第1号 尖閣諸島をはじめとする我が国の領土領海を守る処置を速やかに求める意見書提出を求める請願について

日程第6 陳情第1号 湯浦慰霊塔の移設に関する陳情について

日程第7 陳情第3号 天文台建設を行って頂くための陳情について

○議長（藤井公明君） 日程第5請願第1号から日程第7陳情第3号までは、芦北町議会会議規則第36条の規定により一括議題とします。

それでは3月定例会及び6月定例会で常任委員会に付託されました請願陳情で閉会中の継続審査としておりました事件について、委員長報告を求めます。質疑は二人の委員長報告が終了したのち一括して行います。

初めに、元山総務常任委員長。

○総務常任委員長（元山秀志君） みなさん、おはようございます。ただいまから、総務常任委員長報告を申し上げます。

平成24年6月定例会において当委員会に付託され継続審査としておりました「請願第1号 尖閣諸島をはじめとする我が国の領土領海を守る処置を速やかに求める意見書提出を求める請願」について、去る8月30日に審査を行いましたので、その経過と結果について報告します。

この請願は芦北町湯浦の徳田健児氏より提出されたもので、尖閣諸島海域では中国漁船による領海侵犯と違法操業が繰り返されており、このままでは我が国の主権が奪われることは明らかであり、我が国の領土領海を守るために政府に対し意見書の提出を求めるという趣旨のものです。審査の中では委員から尖閣諸島は我が国固有の領土であることに疑いはないが、国際状況の中外交上のせめぎあいがある。国会の議論の中で早く意思表示をするべきであり請願に賛成であるという意見と、平和的解決を図るため、尖閣諸島が我が国の領土と明確に説明できるよう知識を深めた上で話し合うべきでまだ賛否を問う時ではなく、継続審査にすればどうかという意見がありました。

以上、審査の結果、請願第1号、「尖閣諸島をはじめとする我が国の領土領海を守る処置を速やかに求める意見書提出を求める請願」につきましては、起立による採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上で総務常任委員会に付託されました事件の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（藤井公明君） 次に、白坂文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（白坂康浩君） みなさん、おはようございます。

文教厚生常任委員長報告を申し上げます。3月定例会において当委員会に付託され、継続審査となっております陳情2件につきまして、去る8月22日と23日に視察を含めて審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

はじめに、湯浦戦没者遺族会から提出されております陳情第1号「湯浦慰霊塔の移設に関する陳情」につきましては、担当課に出席を求め審査を行いました。前回の委員会におきましては、湯浦慰霊塔への道路計画等の検討や慰霊塔が建立された経緯、また、同時期に建立された他の地域の慰霊塔、慰霊碑との関連なども考慮する必要がある、さらに慎重に審査する必要があることから継続審査としておりました。

まず、道路計画では、新たな道路建設については、地山の傾斜が急勾配の箇所があり、大型の構造物が必要で、また、用地交渉についても難しい箇所があるということでした。既存の遊歩道の拡幅については、道路下方が急傾斜地崩落危険区域に指定されていることから、安全面での配慮が必要になるなど、道路計画については難しいということでありま。現在の田浦、湯浦、佐敷の慰霊塔、慰霊碑については3カ所とも建立当時、期成会が作られており、造成費、建設費については町の予算及び期成会の寄付金や浄財等で建設されているようであります。

審査の結果、慰霊塔の移設事業の実施主体を何処にするのかにより事業の進め方や移設後の管理が変わってくること。また、移設に関しては、本体を解体して移設するのか、新たに建立するのか、参拝機能のみを別に設けるのかなど、現在の慰霊塔の取扱いについての問題があるため、さらに遺族会の考え方等について意向を確認する必要があることから、全会一致で継続審査とすることに決しました。

次に、芦北町文化協会等から提出されております陳情第3号「天文台建設を行って頂くための陳情」について申し上げます。

本件につきましては、県内に設置されている天文台の利用状況や維持管理等について視察を行い、天文台設置の必要性等を含めて慎重に検討する必要があることから、前回の委員会では継続審査としておりました。

去る8月22日、担当課にも出席を求め、山都町の清和高原天文台と八代のさかもと八竜天文台の視察を行い、翌日23日は視察を踏まえ審査を行いました。

まず、施設の年間入場者数については、清和高原天文台では平成5年の完成当時の1割、2,000人程度。さかもと八竜天文台は平成9年に完成し、入場者数は年間3,000人程度で、オープン当時よりかなり少なくなっており、維持管理費については両施設とも年間1,000万程度の赤字となっている状況であります。

また、両施設とも天文台単独の運営では厳しいため、宿泊施設やレストランなどの付属施設などが整備されております。なお、来館者への対応については、天文台に関する学識経験を持った人材を配置し、毎月1、2回のイベントを実施する必要があるということでありました。視察等を踏まえ審査した結果、委員からは天文台のみの単独施設では維持管理費などの財政負担が大きいことや、近隣市町にも天文台が存在することから、それらを利用することはできないかなどの意見がありました。また、専門的な知識を持った人材の配置や、建設希望地へのアクセス、排水関係などの問題もあり、陳情されております伏木地区への天文台建設は難しいということから、全会一致で不採択とすることに決しました。

以上で、文教厚生常任委員会に付託されました陳情書の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（藤井公明君） 委員長報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから、日程第5、請願第1から日程第7、陳情第3号までを順次討論を行い採決します。

日程第5、請願第1号「尖閣諸島をはじめとする我が国の領土領海を守る処置を速やかに求める意見書提出を求める請願」について、討論ありませんか。

坂本君。反対討論ですね。

○1番（坂本 登君） 請願第1号について、採択すべきでないということから討論をいたします。

尖閣諸島問題、この請願には建造物を建てるという項目もあり、国民感情を、緊張感を持たせるようなことをするべきではないと。それと、従来の政府が中国に対してこの問題について意見交換を真剣にやってこなかった。また、国際社会にも我が国固有の領土であるという主張をしてこなかったことに問題があり、この問題については国が建造物を建てるものではなくて、国際社会また中国に向けても、本気で我が国固有の領土だということを申しべるべきであって、この意見書には採択すべきではないとそうに考えます。

○議長（藤井公明君） 次に原案に賛成の発言を許します。寺本修一君。

- 15番（寺本修一君） 意見書の提出に対する請願、賛成の討論を申し上げます。

1895年、明治政府は領有権を主張し、当時の中国清王朝はこれに何の異議もなく認めたという経過がございます。その後そういうことで尖閣諸島は我が国固有の領土であることは明確であります。現在、国会でも採択がされましたけれども、明確なる国の意思表示をすることがこの領土領海を守ることにつながるというふうに思いますので、意見書の提出の請願は賛成でございます。

- 議長（藤井公明君） これで討論を終わります。

これから、請願第1号「尖閣諸島をはじめとする我が国の領土領海を守る処置を速やかに求める意見書提出を求める請願」について採決します。

お諮りします。委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり、採択することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 遅い。早く言ってもらわんと、次進みますよ。

異議がありますので、起立によって採決します。

請願第1号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

起立多数。したがって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

- 議長（藤井公明君） 日程第6、陳情第1号「湯浦慰霊塔の移設に関する陳情」について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第1号「湯浦慰霊塔の移設に関する陳情」について採決します。

お諮りします。委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

- 議長（藤井公明君） 日程第7、陳情第3号「天文台建設を行って頂くための陳情」について討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第3号「天文台建設を行って頂くための陳情」について採決します。

お諮りします。委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり、不採択することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号は、委員長報告のとおり不採択することに決定しました。

日程第 8 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて

平成 24 年度芦北町一般会計補正予算（第 2 号）

- 議長（藤井公明君） 日程第 8、承認第 6 号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。井上企画財政課長。

- 企画財政課長（井上民男君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

承認第 6 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 24 年度芦北町一般会計補正予算第 2 号を地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、7 月 10 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

今回の補正は、平成 24 年 6 月 16 日から 7 月 2 日、梅雨前線豪雨による災害復旧費として計上をするものでございます。国の災害査定に向けて早急に測量設計を行う必要があったことから、専決処分をしたものでございます。歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出それぞれ 814 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 98 億 1,039 万 2,000 円とするものでございます。

それでは、歳出から御説明を申し上げます。予算書 7 ページになります。

款 5、農林水産業費です。林道費 120 万 2,000 円は法面崩壊、土砂等の除去、及び災害応急対応のための機械借上料でございます。

款 10、災害復旧費です。農地災害復旧費の 252 万円は、被災しました農地 3 件分の災害復旧工事に係る測量設計業務委託料、52 万 5,000 円と小災害復旧事業費補助金 7 件分で、199 万 5,000 円でございます。

次に、農業用施設災害復旧費の 286 万 3,000 円は、被災しました農業用施設 4 件分の災害復旧工事の施工に係る測量設計業務委託料、41 万 3,000 円と小災害復旧事業費補助金 7 件分で 245 万円でございます。

次に、公共土木施設災害復旧費の 156 万 3,000 円は、被災しました道路、河川 11 件分の公共土木施設災害復旧工事に係る測量設計業務委託料でございます。

次に、歳入について 6 ページをお開きください。財源につきましては、前年度繰越金 814 万 8,000 円を計上いたしております。

以上で、説明を終わります。

- 議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、承認第6号を採決します。お諮りします。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は、承認することに決定します。

- - - - - ○ - - - - -

日程第9 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて

平成24年度芦北町一般会計補正予算（第3号）

- 議長（藤井公明君） 日程第9、承認第7号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。 井上企画財政課長。

- 企画財政課長（井上民男君） 承認第7号、専決処分の承認を求めることについて、平成24年度芦北町一般会計補正予算第3号を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、7月13日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

今回の補正は、平成24年7月11日から12日かけての梅雨前線豪雨による災害復旧費として計上をするものであり、被災箇所の応急対応や国の災害査定に向けて、早急に測量設計を行う必要があったことから、専決処分をしたものでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出それぞれ1億120万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を99億1,159万5,000円とするものでございます。

歳出から御説明をいたします。予算書7ページをお開きください。

款5、農林水産業費です。農道施設事業費とかんがい排水改良事業費の222万円は、法面崩壊、土砂等の除去及び災害応急対応のための機械借上料でございます。

林道費574万7,000円は同じく法面崩壊、土砂等の除去及び災害応急対応のための機械借上料でございます。

次に、款7、土木費です。水防対策費3,284万5,000円は、道路、河川等の災害応急対応のための機械借上料2,864万5,000円と小災害復旧事業費補助金10件分の420万円でございます。

款10、災害復旧費の農地災害復旧費2,438万7,000円は、農地災害復旧工事に係る測量設計業務委託料782万8,000円と小災害復旧事業費補助金69件分1,655万9,000円でございます。

予算書7ページから8ページになります。

農業用施設災害復旧費の1,549万円は、農業用施設22件分の災害復旧工事に係る測量設計業務委託料1,136万円と小災害復旧事業費補助金13件分413万円でございます。

次に、林業用施設災害復旧費の147万6,000円は、林業施設の災害復旧工事に係る5件分の測量設計業務委託料でございます。

次に、公共土木施設災害復旧費の１，９０４万２，０００円は、道路、河川合計７２件分の災害復旧工事に係る測量設計業務委託料でございます。

次に、歳入につきまして６ページをお開きください。財源につきましては、前年度繰越金１億１２０万３，０００円を計上いたしております。以上で、説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。川尻君。

○１２番（川尻成美君） あとで、一般会計の補正の４号でもでていますが、これはもう専決事項のものでありますけども、これ復旧に要する費用でございますけども、この災害によって生産者の生産高の方も落ちてくるというふうに思いますし、農地稲作の面積がいくらでどのような被害なのか、生産者にとっての被害というのは試算してあれば参考まで教えていただきたいと思います。

○議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） お答えいたします。稲作が被害にあった水田面積が約３．６haでございます。それとホオズキ等の花についてが一部ありますが、金額にいたしますと農作物の被害が５００万ちょっとというふうなことでありまして、逆に農地、農業施設の災害の方が大きいということで御理解いただければと思います。

○議長（藤井公明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） 金額の訂正を、お願いをいたしたいと思います。

款５、７ページの、款５、項２、目３の林道費を５７４万７，０００円と説明を申し上げましたが、５７４万３，０００円に訂正方よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（藤井公明君） はい。どうぞ。

○企画財政課長（井上民男君） 説明の修正を私の方で間違っていましたので、修正方お願いいたします。

○議長（藤井公明君） そのようです。これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、承認第７号を採決します。お諮りします。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第７号は、承認することに決定しました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第 10 報告第 7 号 継続費精算報告について

- 議長(藤井公明君) 日程第 10、報告第 7 号「継続費精算報告について」を議題とします。

本案の報告を求めます。井上企画財政課長。

- 企画財政課長(井上民男君) 報告第 7 号、継続費精算報告について御説明をいたします。

湯北地区排水対策事業が、平成 23 年度をもって完了いたしましたので、地方自治法施工令第 145 条第 2 項の規定により、継続費精算報告書を調整し、議会に報告するものでございます。2 枚目の精算報告書を御覧いただきたいと思います。

全体計画の 7 億 6,420 万 3,000 円に對しまして、実績の支出額 6 億 4,008 万 5,585 円となりました。年割額及び財源内訳は、報告書に記載のとおりでございます。

以上で、報告を終わります。

- 議長(藤井公明君) 報告が終わりました。これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(藤井公明君) 質疑なしと認めます。

これで、報告第 7 号を終わります。

- - - - - ○ - - - - -

日程第 11 報告第 8 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

- 議長(藤井公明君) 日程第 11、報告第 8 号「健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。

本案の報告を求めます。井上企画財政課長。

- 企画財政課長(井上民男君) 報告第 8 号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明いたします。地方公共団体の財政の健全に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査を経てこの意見書を別紙の通り付して、今回報告するものでございます。

それでは、それぞれの指標について御説明をいたします。資料に基づき説明をさせていただきます。

こちらの方の平成 23 年度健全化判断比率及び資金不足比率監査資料を見ていただきたいと思います。

資料の 1 ページを御覧ください。初めに、実質赤字比率でございます。実質赤字比率は、本町では一般会計、町有温泉事業特別会計及び奨学資金特別会計が対象となる普通会計ベースにおける実質赤字の標準財政規模に対する比率を表すものでございます。本町では、赤字決算を計上をしていないため、数字としては表れておりません。

次に、連結実質赤字比率は一般会計、特別会計、企業会計の全ての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率を表すものですが、本町では赤字決算ではございませんので、数字としては表れておりません。

次に２ページを御覧いただきたいと思います。

実質公債費比率は、一般会計等の公債費及び特別会計、企業会計、一部事務組合が負担する町債の元利償還金のうち、一般会計等が負担した額の合計が、標準財政規模に対してどの程度あったかを表す比率です。実質的な公債費比率を算定する過程で、住宅使用料などの特定財源と地方債、償還等に係る地方交付税基準財政需要額算入額を控除し、分母からも地方債、償還等に係る地方交付税基準財政需要額算入額を控除するようになっています。実質公債費比率は、３カ年の平均で求めるようになっております。昨年の６．８％から１．１ポイント下がり、５．７％となっております。これは、国の補助金、交付金の活用による起債の抑制などによる公債費の減、分母となる標準財政規模が普通交付税、及び臨時財政対策債の増額により大きくなったことが主な要因でございます。なお、比率が１３％を超えると、町債の発行に対し許可が必要となり、２５％を超えると、早期健全化団体となり財政の早期健全化のための計画の策定が必要となります。さらに、３５％以上となりますと、財政再生団体となってまいります。

次に３ページを御覧ください。将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に対してどの程度あるかを表す比率でございます。将来負担額につきましては、一般会計等の地方債現在高、特別会計、一部事務組合の地方債残高に対する一般会計等の負担見込額、全職員が退職した場合の退職手当支給見込額を算定し、さらに第３セクターなどの設立法人等の負債に対する見込額、負担見込額があれば算入するようになっています。将来負担額からは充当可能な基金の額、地方債償還に對しまして見込まれる特定財源、地方債残高に係る交付税の基準財政需要額算入見込額を考慮するようになっています。将来負担比率は、前年の１８．３％から６．０ポイント下がり、１２．３％となっております。起債の抑制による、起債の現在高の減少、将来負担額に対する充当財源となる基金現在高の増加が主な要因でございます。なお、早期健全化基準は３５０．０％でございます。

以上すべての指標が早期健全化基準を下回っており、本町財政状況は健全な状況にあると言えます。

続きまして、資料４ページを御覧いただきたいと思います。資金不足比率についてでございますが、公営企業の健全度がどの程度の水準にあるかを表すもので、企業会計ごとに資金不足比率の算出が義務付けられております。歳出は企業の規模に対する資金の不足の比率でございますが、資金不足を承知している企業会計はございませんので、数字としては出てまいりません。良好な状態でございます。

以上引き続き、健全財政を堅持しながら各種事業に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。今後とも、御協力をお願い申し上げ御報告とさせていただきます。

○議長（藤井公明君） 報告が終わりました。これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第 8 号を終わります。

- - - - - ○ - - - - -

日程第 1 2 報告第 9 号 芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について

- 議長（藤井公明君） 日程第 1 2、報告第 9 号「芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について」を議題とします。

本案の報告を求めます。本山教育課長。

- 教育課長（本山 昭君） おはようございます。よろしくお願いいたします。報告第 9 号、芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について、御説明を申し上げます。教育委員会は、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくために毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行い、その結果について議会に報告するとともに公表することとなっております。

芦北町教育委員会におきましても、平成 2 3 年度分の報告書を作成いたしましたので、今回議会に報告するものでございます。この評価につきましては、教育委員会事務局であります教育課、生涯学習課におきまして、授業のニーズ、町関与の範囲、達成度、効率性、公平性、以上の 5 項目について評価を行い、事務局の評価結果に学識経験者の意見を添えて、教育委員会会議において総合評価を行っております。なお、今年度は学識経験者の先生が変わりましたので、学識経験者の意見を求めるにあたりまして、教育課、生涯学習課がそれぞれ個別に授業内容について御説明を申し上げ、御意見を頂戴しております。配布しております報告書の 3 ページ、4 ページに授業ごとの評価結果をまとめております。評価結果につきましては、A、B、C、D の 4 段階で行っております。表の一番右側に事務局の評価と学識経験者の意見を踏まえたところの教育委員会の総合評価を示しております。

全 5 2 事業中、A 評価が 2 0 事業 3 8 . 5 %、B 評価 3 2 事業 6 1 . 5 %、C 及び D 評価はございませんでした。各事業の概要、学識経験者の意見につきましては、5 ページ以降の事業ごとの評価結果報告書に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

- 議長（藤井公明君） 報告が終わりました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。川尻君。

- 1 2 番（川尻成美君） 1 9 年度からですね、この報告がなされております。大変私どもにとってですね、審査する立場として目安になる評価でございますが、昨年と比べて教育課における評価においては、教育委員会評価が若干下がっております。数字的にですね。上がったのが、B が A に上がったのが 1 つ、C が B に上がったのが 1 つ、あと A が B に下がったのが 3 つということでございます。それで、生涯学習課においてはですね、素晴らしい評価がなされているような感じで、この表を見ますと分かりますけれども。そこで約 5 項目の評価がでございます。その中でまず教育課におきましてですね、C 評価になったところの一部をちょっとお聞きしたいというふうに思いますが、1 4 ページに不登校対策及び特別支援教育の推進というところですね、教育委員会事務局の評価で、効率性の方で一部改善の余地があ

りというCの評価でありますけれども、この事業の成果と課題のところに、2段目に特別支援教育支援員は、15名の派遣を行い人材面と予算面を更なる充実が必要ですよという、この部分かなあというふうに思いますが、具体的にどういう効率性を高めるのに改善の余地があるのかというのが一点でございます。

また、16ページにですね、あります安全・安心な教育環境の整備の中の、準要保護児童生徒就学援助事業というのがありますが、これも公平性の面でCの評価が教育委員会事務局の評価がなされております。この具体的意味は何なのかということでございます。この二点であります、そして生涯学習課におきましては、38ページにあります、公民館活動の充実ということで、これもやはり公平性の面で一部改善の余地がありというような評価がありますが、少し具体的にその3点をお聞きしておきたいと思います。

○議長（藤井公明君） 本山教育課長。

○教育課長（本山 昭君） お答えいたします。まず最初に、14ページの特別支援教育事業の件でございますが、これについて人材面と予算面の更なる充実ということで書いてございます。これにつきまして昨年度15名でございましたが、今学校におきましては気になる児童生徒が非常に増えております。そういう観点から、正直申し上げまして現場としましてはもう少し人数が欲しいということでございます。そういう形で今回は委員会としてはC評価という形になっております。ただ、ここで事務局の総合評価といたしましてBとしておりますが、現在の15名の活動の評価が非常に認められまして、委員会の会議での総合評価はAという形で評価をしていただいております。

次に準要保護児童生徒の援助事業でございますが、この認定基準につきまして、従来収入から必要額を引いた額ですね、その割った額の1.2倍を基準としておりました。それにつきましてはやはり収入支出がバランスが取れますといいということで、1.0に今回から変えております。その理由のひとつとしましては、我が町独特の制度といたしまして、医療費が高校生まで無料ということがございます。したがって、教育をする時、金の面で一番困るのがですね、病気、怪我などの臨時的支出であります。これにつきましては我が町におきましては福祉の方でそういう手当がされておりますので、1.0で十分だろうということで、それにつきましては今年度から改正をいたしまして解消されております。以上でございます。

○議長（藤井公明君） 藤井生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤井哲郎君） 中央公民館の運営事業でございます。公平性がCということでございますけれども、事務局といたしましては昨年度もCで行っております。といいますのは社会教育センター及び中央公民館関係、それから他の教育施設でございますけれども、減免の対象あるいは割合を統合すべきじゃないかと意見を行っておりますけれども、今検討中でございます。なかなか施設におきまして昨今できた施設もあれば、昭和50年当初できた施設もございます。あるいは対象者の範囲もですね限られてくるものですから、こちらの方もまだ検討すべきじゃないかということで、C評価といたしております。以上です。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○ 12番(川尻成美君) ずっとCという、改善の余地があるという項目が続きますとですね非常に心配をいたしますので、これは改善の余地があるのがB、Aに上がるように鋭意努力するという具体策を取らなければいけないんじゃないかというふうに、私感じておりましたのでこういう質問をいたしましたし、所管があってはありますのでこの場でお聞きするわけでありすけれども、その中で教育課のこの3ページの評価の中にですね、この22年度等削除された部分が耐震事業が一つ、そして備品等整備事業が一つここで外されております。耐震はだいたい耐震が終わったということで抜けていると思いますけれども、備品等の整備というのが抜けた理由はなぜなのか。それと、今いじめ問題非常にクローズアップされております。我が町はないということでお答えが前回よくするときにありますけれども、PTA関係にききますとですね、あるんですよ、ただ言わないというような形があるという、現実にはPTA会長のなんちゅうか困ってそう言われておったんですから、この項目の中に5番の安全・安心、不登校は明確にしてありますけれども、中に加えることはできないのか。そういうことも私感じたんですけどもいかがでしょうか。

○ 議長(藤井公明君) 本山教育課長。

○ 教育課長(本山 昭君) お答えいたします。まず最初に、学校備品等整備事業が抜けた理由でございますが、これは前々年度におきまして、ICT機器を大量に入れております。したがって前々年度はそれを入れたということでございますね。昨年度は通常の経常経費に近い備品購入でございますので、今回あえて事業標記から除いております。以上でございます。それともう1点でございますが、いじめにつきましてですが、いじめにつきましてはですね、各学校でですね早期の対応ということで、明日も一般質問に出ておるわけですが、いじめ等に至りそうな事例があった場合、学校内の職員会議等で共通理解を図りまして即座に対応するような形、できるだけ初期消火と言う形でですね一応対応しております。したがって町が行う事務事業の中としては取り扱っておりません。以上でございます。

○ 議長(藤井公明君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○ 議長(藤井公明君) これで質疑を終わります。

これで、報告第9号を終わります。

- - - - - ○ - - - - -

日程第13 認定第 1号 平成23年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第 2号 平成23年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第 3号 平成23年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第 4号 平成23年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第 5号 平成23年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 18 認定第 6 号 平成 23 年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 19 認定第 7 号 平成 23 年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 20 認定第 8 号 平成 23 年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 21 認定第 9 号 平成 23 年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 22 議案第 47 号 平成 23 年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

- 議長（藤井公明君） 日程第 13、認定第 1 号「平成 23 年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第 22、議案第 47 号「平成 23 年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」までは、先の議会運営委員会で一括議題とし、委員会付託する旨の答申がっておりますので、会議規則第 36 条の規定により、一括議題とします。

ただ今一括議題としました議案については、先の議会運営委員会において委員会付託する旨の答申がっておりますので、会議規則第 38 条第 2 項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、一括議題の議案は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから一括議題の議案に対し質疑を行います。先の議会運営委員会において、委員会付託の答申がっております。質疑はあくまで総括的かつ大綱に留めるよう求めます。

質疑ありませんか。川尻君。

- 12 番（川尻成美君） 今回の決算平成 23 年度に関して監査員の意見書を総合してお尋ねいたします。全体的に非常に効率のいい収支になっているということは数字的に評価されております。そういう中にですね、6 ページの自主財源依存財源の内訳というかたちでありますけれども、収入面で地方交付税に頼らなければいけない状況は事実でございますけれども、やはり 7,600 強の 22 年度とすれば減額がなされております。今回自主財源が多いのはもう当然のこと繰越金がですねそのまま繰り越されたという繰越金で上がっておるものですからね、12 億 6,100 万の繰越金がそのまま残ったということでありましてけれども、今後の見通しとしてですねこの交付税というのがだんだん下がってくるんじゃないかなろうかというのはもう否めない事実でありますけれども、町長にお尋ねをいたしますけれども、今日の新聞見られたと思いますし、報道も数週間くらい前からですね、地方交付税が特例公債法案のめど立たずということで延期ということをして 4.1 兆円が示され今日の新聞にも読売新聞はこれを取り上げておりますが、このことに対してですねまだ通達とか、たぶんまだ地方交付税はこう正式な通達はないかもしれませんが、こういうことがあれば今後地方交付税が交付される中にですね多少影響はあるということで、民間金融機関から一時借入金な

りならなければいけないという状況ということも報道の中にありますが、我が芦北町の財政状況としてですね、どんな見通しをされておられるでしょうか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 御案内のとおりでありまして、特に我々は今のところ新聞あるいはテレビ等の報道でしか情報を得ておりませんけれども、この地方交付税につきましては、財政事情大変厳しい地方公共団体ですね都道府県を除くにつきましては一定の配慮がなされるような感じをしております。あと特に県にですね県について厳しくなるんじゃないかなと思っておりますが、今後の成り行きにつきましては政局が非常に流動的でございますので、なかなか見通しも立たないというのが現在の状況であります。

○議長（藤井公明君） ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっております認定第1号から議案第47号の審査については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配布しております議案付託表の通り、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会におきましては慎重な審査を実施され、その結果を最終日の本会議において、各常任委員長から報告願います。

ここで、10分間休憩します。

- - - - - ○ - - - - -

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

- - - - - ○ - - - - -

日程第23 議案第48号 平成24年度芦北町一般会計補正予算（第4号）

○議長（藤井公明君） 休憩前に続き会議を開きます。

日程第23、議案第48号「平成24年度芦北町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） 議案第48号、平成24年度芦北町一般会計補正予算（第4号）について、御説明を申し上げます。今回の補正は予算の総額に歳入歳出それぞれ8億9,487万8,000円を追加し、総額を108億647万3,000円とするものでございます。今回の補正の主なものは、6月、7月の豪雨災害に関連します災害復旧費と県の補助事業採択に伴い、JAあしきたが行います施設整備等における補助金でございます。

また、第2条で地方債の補正をお願いするものでございます。

歳出から御説明申し上げます。予算書10ページになります。

まず、款2、総務費です。一般管理費の130万円は、ロンドンオリンピックで銀メダルを獲得いたしました藤井瑞希選手への町民栄誉賞受賞における賞賜金100万円と記念品代30万円でございます。財産管理費の255万円は、スポーツ振興資金条例の廃止に

に伴い、その処分金をまちづくり振興基金に積み立てるものでございます。まちづくり推進費の37万7,000円は、ブータン王国研修生受入れに伴います旅費1万4,000円と需用費36万3,000円でございます。

次に、款3、民生費です。社会福祉総務費の4,000円は、平成23年度民生児童委員活動助成費の事業実績に伴う清算償還金でございます。障害者福祉費の430万円は、平成23年度障害者生活支援事業の実績に伴う清算償還金でございます。高齢者福祉費6,603万6,000円は、県事業採択に伴います介護予防サポーターを育成するための地域支え合い体制づくり事業の委託料603万6,000円と、同じく県事業採択に伴いますグループホーム2カ所の整備に係る介護基盤緊急整備特別対策事業補助金6,000万円でございます。

児童福祉総務費の32万円は、県事業採択に伴います、児童虐待防止に関する啓発リーフレット代でございます。児童措置費については、当初予算で児童手当制度変更に伴いますシステム改修を予算化しておりましたが、今回補助金の内示があったことに伴い、財源組替を行うものでございます。

予算書11ページになります。款4、衛生費です。保健衛生総務費の16万3,000円は、平成23年度妊婦健診支援事業の実績に伴う清算償還金でございます。環境衛生費526万8,000円は、黒崎霊苑内通路の水捌けを改善するための補修工事費64万8,000円と、住宅用太陽光発電システム設置費補助金申請者の増加を受け、今後も動向を勘案し、33件分462万円を増額するものでございます。健康増進事業費14万9,000円は、平成23年度がん検診事業等の実績に伴う清算償還金でございます。飲料水供給施設費398万1,000円は、古道地区及び西告地区の水道組合への飲料水供給施設整備事業費補助金で、対象事業費の10分の5を補助するものでございます。

次に款5、農林水産業費です。農業振興費2億6,260万円は、補助事業採択などに伴う補助金で、芦北町担い手育成総合支援協議会負担金10万円は、農地集積加速化事業実施に伴います協議会への負担金でございます。青年就農給付金450万円は、新規就農者への当面の経営リスクの軽減を図るため、5世帯分の給付金でございます。熊本土地利用型農業緊急支援事業補助金274万7,000円は、農事組合法人米田生産組合が購入しますコンバインへの補助金でございます。強い農業づくり交付金費補助金3,277万5,000円は、JAあしきたが事業主体となって整備いたします精米機への補助金でございます。くまもとグリーン農業育成事業補助金41万8,000円は、JAあしきたが事業主体となって導入しますサラたまねぎ選果システムへの補助金でございます。産地再生関連施設緊急整備事業補助金2億2,206万円は、JAあしきたが整備いたしますゼリー工場への補助金でございます。畜産業費の37万円は、事業採択に伴い、大野堆肥組合が購入します堆肥散布車への補助金でございます。農道施設事業費の60万4,000円は豪雨災害に伴います、広域農道3カ所の修繕料でございます。かんがい排水改良事業費の51万7,000円は、豪雨災害で破損しました佐敷川藍川転倒堰の修繕に係る水利

組合への補助金でございます。農業施設管理費の３５万１，０００円は、豪雨災害で被災しました八幡農村公園の復旧に係る修繕料でございます。

予算書１２ページになります。中山間地域等直接支払事業費の３，０００円は、事業実績に伴う清算償還金でございます。中山間地域総合整備事業費の１７２万４，０００円は、平成２５年度に要望致しております宮浦地区に地区補助整備に係ります基礎調査、換地調整に必要な費用負担を行うものでございます。新幹線湧水被害恒久対策費の２５万８，０００円は、豪雨災害により被災しました天月ため池用水機場の修繕料でございます。

水産業振興費の７０万円は、船揚げ施設の利用増に伴う補助金で、１隻当たり５，０００円を補助するものでございます。

次に款６、商工費でございます。芦北海浜総合公園管理運営費の４０６万３，０００円は、豪雨災害に伴うゾープ搬送機の修繕料３６０万１，０００円と、リフトの点検委託料４６万２，０００円でございます。御立岬公園費の３６７万５，０００円は、豪雨災害に伴います公園法面の復旧工事費でございます。

次に款７、土木費でございます。道路新設改良費２，７５５万５，０００円は、乙千屋線新設改良工事に伴い、地権者との補償契約が完了し、工事着工の目途がついたため、今回、２工区分の工事費を補正するものでございます。橋りょう維持費７９１万円は、豪雨災害により崩落いたしました白木の金ヶ本橋の復旧工事費でございます。

予算書１３ページになります。河川改良費の３８９万５，０００円は、豪雨災害により被災しました、鶴木山川の災害応急工事費でございます。水防対策費の１，２６４万９，０００円は、老朽化に伴う芦北排水機場のポンプ修繕料８６万３，０００円、今後の災害に即応するための機械借上料３００万円、田浦駅前通り排水路が構造上の問題から排水の不都合が生じており、これに対応するための水中ポンプ設置工事費２９０万６，０００円、７月豪雨での被災箇所及び今後を見込み、小災害復旧事業費補助金１４件分５８８万円を増額するものでございます。

次に款８、消防費でございます。常備消防費３８９万５，０００円は、水俣芦北広域消防本部の消防救急無線のデジタル化に伴います実施設計費の負担金でございます。

次に款９、教育費です。文化財費９４万９，０００円は、豪雨災害に伴う社会教育センター裏側の法面復旧工事費でございます。

次に款１０、災害復旧費です。農地災害復旧費８，６６２万２，０００円は災害復旧に関連する旅費、需用費と６月及び７月の豪雨で被災しました４３件分の災害復旧工事費でございます。農業用施設災害復旧費の６，３４６万４，０００円は、６月及び７月の豪雨で被災しました２２件分の災害復旧工事費でございます。次に林業用施設災害復旧費です。予算書は１３ページから１４ページになります。林業用施設災害復旧費の１，９２５万９，０００円は災害復旧に関連する需要費２８万４，０００円と、災害復旧工事費１，８９７万５，０００円でございます。

公共土木施設災害復旧費の３億９３６万７，０００円は豪雨災害に伴う災害復旧工事で、道路２１件、河川５９件分でございます。

続きまして、歳入について御説明をいたします。予算書は8ページになります。款11の災害復旧分担金1,306万3,000円と、款13、災害復旧費国庫負担金2億634万7,000円は、今回の災害復旧工事の実施に伴うものでございます。

次に款14、県支出金、グループホーム整備や児童手当のシステム改修などに伴います民生費県補助金6,809万4,000円でございます。ゼリー工場整備などに伴います農林水産業費県補助金2億1,961万9,000円、災害復旧工事費などに伴います災害復旧費県補助金1億3,929万9,000円でございます。

予算書9ページになります。款17、繰入金の九州新幹線漏水等被害対策基金繰入金25万8,000円は財源を基金から繰り入れるものでございます。スポーツ振興基金繰入金254万9,000円は、スポーツ振興基金条例の廃止に伴い、まちづくり振興基金に積み立てるための一般会計へ繰り入れるものでございます。

次に款18、繰越金といたしまして、前年度繰越金1億1,103万8,000円を充てるものでございます。

次に款19、諸収入は、雑入としてブータン王国研修生受入に関する委託料、ゾーブ搬送機修繕に係る建物災害共済金など、411万1,000円でございます。

款20、町債の土木債2,750万円は、乙千屋線新設改良工事に伴い道路整備事業債により財源措置をするものでございます。災害復旧債1億300万円は、豪雨災害に伴います公共土木施設災害復旧工事の財源として措置をするものでございます。

次に地方債の補正について、御説明を申し上げます。予算書4ページ、第2表地方債補正を御覧いただきたいと思います。まず、追加でございますけれども、先ほど申し上げました豪雨災害に伴います公共土木施設災害復旧工事費の財源として追加をするものでございます。起債の目的は、公共土木施設災害復旧事業費で、限度額1億300万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

次に変更です。乙千屋線新設改良工事に伴い、限度額を1億5,610万円から1億8,360万円に変更するものでございます。起債の目的は道路整備事業、起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。なお、15ページに地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度における現在高の見込みに関する調書を添付をいたしております。以上で説明を終わります。

○議長(藤井公明君) 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。平松君。

○11番(平松洋一君) 13ページの土木費、河川費の中で田浦駅前通り排水路水中ポンプ設置工事290万6,000円が計上されております。このことにつきましては、一昨年、22年に東海カーボンの排水路門に水中ポンプ、強制排水が設置されましたけれども、その関係の中で、駅前のみに限定された、やはり先ほど説明がありましたが、構造上の問題でですね若干ここも問題があるということで、この計上されたんじゃないかと思いますが、まず、あのその理由ですね、設置された理由、それから設置箇所、どこにされるのか。あるいは、そのポンプの能力ですね、どういうふうなものなのか。あるいはあの、これは排水関係でこ

ざいますから、年中そこに据えておられるのかよく分かりませんが、どのような設置方法をされるのか。お尋ねいたします。

○議長（藤井公明君） 山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） お答えいたします。これにつきましては、御存じの通り、小田浦地区の排水対策でございまして、先ほどの7月12日の集中豪雨によりまして、この駅前通りの一角が冠水しております。これにつきましては、この冠水を解消すべく、今回この小型排水ポンプ2基を予算要求したわけでございます。この小型排水ポンプの参考としましては、口径100mmの吐出量が1基1.4t、これが2基つきますので約3t、1分間当たり3tの排水能力があります。設置場所としましては、一番、小田浦の駅前通りの一番低い所、川元モータースさんですか、あそこの付近の道路が一番低い所でございますので、その裏の中村建設さんの事務所の裏の水路に、このポンプを2基設置して、冠水の排水対策を取ろうかと思っております。この機械につきましても、これは全自動でございまして、自分で水位を感知して1本目のポンプが動くと。それ以上の水位が来れば2本目が動くということで、人が設置しなくてもいいように全自動で計画しております。以上です。

○議長（藤井公明君） ほかにありませんか。では続けて、平松君。

○11番（平松洋一君） 応急的な対策として実施をされますが、今お聞きしますと1分間に3tということで、場所は中村建設さんの事務所の裏の排水に、そのポンプを据えて、強制的に自除するということですが、この排出先はどういうふうな感じになるんですかね。その、1分間に3t出ますよね。その3tの排出先ですけど、これをちょっとお尋ね、お答えいただきたい。

○議長（藤井公明君） 山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） お答えします。排水先は、今のおれんじ鉄道の下を通っております、暗渠排水。これは3本の河川が合流しておりますけれども、その排水路の中に、直接強制排水をいたします。

○議長（藤井公明君） 水口君。

○13番（水口宣之君） 12ページの農林水産業費の新幹線洪水被害恒久対策で修繕料で、天月と説明がございましたが、確認しますが、これは上白木じゃないですか。

○議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） 御指摘のとおりでございます。

○議長（藤井公明君） 他にありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 3点ほどお願いしますが、まず款4の構成費の中の環境衛生費で。

○議長（藤井公明君） ページを言って下さい。

○12番（川尻成美君） 11ページです。太陽光発電システムの補助金が補正で出ております。まあ当初よりも見込まれるということで補正をされておりますが、この補助金制度が出て久しいわけですが、トータル的に今、何件の補助をやって、トータルすれば何件の何kwの太陽光発電になっているのか、計算しておられればお願いをしたいというふうに思います。

あと1点が12ページ、款6の商工費の芦北海浜総合公園管理運営費でございます。修繕費が出ております。その他という予算の内訳でございますが、見てみますと、建物共済という共済金で360万出ておりますよね。要は、建物が壊れて保険金が入ってきたということではありますが、ちょっと詳細にお願いをしたいというふうに思います。それに加えて、リフト点検委託料というのがありますが、これは、これに伴うものか、それとも定期点検であれば、当初予算に組むべき予算ではないのかなというふうに私は思いましたので、その点を。あと1点ですけれども、町長冒頭の挨拶の中で、今回のロンドンオリンピックの藤井瑞希選手の荣誉、素晴らしいものであったということで、私も湯浦中学校の同窓生の1人ですから、大変喜ばしいことでありまして、体育館ですら600人も集まって、そのスクリーンは同窓生の50周年記念の剰余金で300数万の教育委員会に財産として寄付をしたところでありまして、すぐ役に立ったということで大変うれしく、私はちょっと参加できなくて11時頃、自宅で自宅といいますか、ちょっと外から応援をしておったんですけれども。まあそういう中で、まず質問は、熊本県熊本市は、もういち早く要綱等を定めてあって、前任者があった関係上、名誉県民・市民という荣誉が与えられました。うちは要綱を作っていないで、予算を伴うということで、こういうことで遅れたというふうに理解していいんですかね。早くやれば良かったのかなって。私は、時期としてはですねあったんですけれども、予算が伴うということで、こうして遅れたと思いますが、今度、授賞式はいつであるのか。また、これもあれですけれども、石碑も、湯浦中学校ですら基金を積み立ててあったので、石碑を35万と看板を3万円、そして3号線沿いにですね、我が湯浦中学校出身ですよという大きな4mの900の看板を3号線沿いに立てる、今計画で2、3年ですね。立ててですね、バドミントンの普及とか、ここが藤井瑞希さんの出身地であるというようなアピールもしたいというふうに、今考えて、見積もりしてですね来週ぐらいは立てようかなというふうに、まあ私、役をしていますので、そういうことも申し上げながら、質問をしたいというふうに、はい。

○議長（藤井公明君） 後段のほうから町長、答弁されますか。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 町民荣誉賞につきまして、あの、もう少し早くできなかったかということでございますが、まずはあの、9月定例会が控えておりましたので、議会に提案をしなければいけないということで、今日の提案になりました。それで、荣誉賞を贈るという決定だけは、県民荣誉賞あるいは熊本市民荣誉賞よりも早くさせていただきました。それで、まず報奨金の額につきまして、どの程度が妥当であるかということでもあります。このことにつきましては、日本バドミントン協会あるいはJOC、日本オリンピック協会等々の賞金の内容を参考に決めさせていただきました。また、記念品につきましては、やはりオリジナルの物でないといけないだろうと。どこでも市販されているような、あるいはカタログでも取れるような物であれば、やはり独自性に欠けるということで、総務課のほうでもこれの製作期間に若干の時間を要するということがあります。それと、やはり御本人たちもですね、毎日毎晩祝賀会やら報道陣の取材やら番組への出演とその他ございまして、多忙を極めておるわけでございます。9月、10月は大きい試合が、国あるいは国外でも予定されておまして、

そういうことも含めて本人と御相談をさせていただいて、町民の皆様方がより多く集まれるような機会にしたらどうかということでございまして、今、グッドタイミングの日時を検討しておるところでございます。御理解いただきたいと思います。

○議長（藤井公明君） 藤井生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤井哲郎君） 御質問の、授賞式の日程等とはということでございますけれども、今、町長のほうから話がありましたとおり、イベント等の時期に町民の多くの方々に参加していただいております。するようないくつかの企画を持っております。ただ、本人がですねもう今月の18日からヨネックスジャパン（ヨネックス・オープン・ジャパン）が始まります。その練習に行って、合宿関係、それから行程関係を今、ルネサスの広報部の方に打診いたしております。監督の了解が得られればですね、うちのほうからも何月何日をお願いいたしますというふうに強く打診していきたい、このように思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） 質問にお答えいたします。芦北町住宅用太陽光発電システム設置整備事業でございますが、本町はですね旧田浦町時代、平成13年度から本事業を開始しております。その当時、県内でも3自治体程度しかなく、先進地であったというふうに聞き及んでおります。それ以来、徐々に整備いたしまして、途中の平成19年度と20年度につきましては、国の補助が途中打ち切られましたものでしたから、それに併せまして、一旦中断しておりますが、平成21年度から再開をしております。したがって、平成23年度末で累計173件でございます。今年度は当初予算420万で30件、今回の補正予算で462万を追加いたしますと33件、都合の本年度整備は63件でございます。これを合わせますと、今年度末予定いたしますところが236件となるわけでございます。また、何kwかというふうな御質問でございますけれども、先日、熊日新聞にもですね水俣市が1,000kwをですねクリアしたと、ひとつのメガソーラーになったというふうなことでございましたが、本町と少し対比して調べてみました。水俣市はですね、総出力が要するに住宅用の太陽光発電システム、1,000kwだと。本町はこの累計で、853.26。本年6月末の推移ですけれども、853.26kw、CO2の削減量は水俣市は350t、本町は297tでございます。但し、世帯数、芦北町7,582世帯、これに対しますところで割りますと、芦北町は39キロ。水俣市は1万2,274世帯でございまして、これで割りますと、29キロ。世帯割でいきますと、芦北町のほうの数字が水俣市さんよりも上まっておりますというふうなことでございます。また、人口的にも芦北町は1万9,622人、これで割りますと、CO2削減量は1人当たり15キロ、水俣市は2万7,174人でございまして13キロ。このような数字になっております。以上で報告を終わります。

○議長（藤井公明君） 山元商工観光課長。

○商工観光課長（山元信作君） お答えいたします。御質問の芦北海浜総合公園のゾープについてでございますけれども、施設と一体としまして、搬送機を含んだところで保険管理をしておりますので、適用になるということでございます。それから2番目のリフト点検委託料ですが、これは御指摘のとおり、現在、リフトの点検は当初予算によりまして委託はしてお

ります。委託はしておりますが、リフトの山麓部分の配電盤施設、ここも豪雨によりまして浸水いたしております、当時、ここは簡易的な検査、それから目視によりまして、運行には支障ないということで運行しておりますが、詳細に点検したく、今回お願いするものでございます。以上です。

○議長（藤井公明君） 他にありませんか。寺本修一君。

○15番（寺本修一君） 10ページ、まちづくり推進費。ＪＩＣＡよりのブータン研修生受入事業でございますが、幸福度ナンバー１の国からの受入ということでございますが、研修時、人数、受入期間、研修内容、それからこの経費につきましては、すべてＪＩＣＡの海外研修費受入事業の委託金で、町の持ち出しはゼロというふうに理解しておりますが、その付近の説明をお願いします。

○議長（藤井公明君） 井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） お答えいたします。ブータン王国からの研修生は、2名を受入をいたします。期間は10月からですね1カ月間の受入となっております。ＪＩＣＡからの委託料がですね50万9,000円ということで、当初予算で13万2,000円措置しておりますので、その残り分を今回、補正をいたしております。全額、委託料で対応をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。研修内容でございますけれども、まだブータンの方がですね、行政への分野で非常に遅れているというふうなことで、主に行政の住民に対応する接客のことであるとか、それから全般的なまちづくりの部分の町民との関わりであるとか、その辺たいを重点的に研修をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（藤井公明君） 他にありませんか。前田君。

○8番（前田徹一君） 1点、確認の意味で質問しますが、11ページの農業振興費の中のＪＡあしきたのゼリー工場ですね。これに関しまして、この間、全協におきまして説明を受けましたけれども、2億2,000万のうち一般財源が約3,700万ほどで、単町という説明がございましたが、その後、水俣と津奈木にも打診するというふうに聞いた記憶がございます。この1点と、あと利益団体ですので、これに対します、出資の件をちょっと課長に質問しておりましたけれども、ここどうなったかなと思ひまして、2点お願いします。

○議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） お答えいたします。まず、水俣・津奈木の取り扱いでございますけれども、全員協議会でもそのような御指摘がありましたし、議長からも事前に御指摘がございましたので、その点につきまして、全員協議会のその後直ちに、ＪＡあしきたの常務さんに対してですね、そのようなことを申し入れを行っておりますので、近々お願いに上がるということで、打ち合わせが済んでいるということでございます。その出資につきましては、今のところまだ、この前の話を承ったばかりで具体的にまだ進んでおりませんけれども、そのようなことかどうか、ちょっと検討をさせていただきたいと思ひます。よろしくをお願いします。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

- 町長(竹崎一成君) ただいまのお尋ねの、前段の件でございますが、ＪＡの組合長に直接、私もその旨話をしております。まだ、回答は来ていません。
- 議長(藤井公明君) 草野君。
- 7番(草野安道君) 関連でございますけれども、１２ページの、さっき柳田課長がおっしゃいました新幹線対策の天月ため池というのが、上白木ということでございますが、正式名称はどうなっているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。
- 議長(藤井公明君) 柳田農林水産課長。
- 農林水産課長(柳田豊彦君) お答えいたします。正式名称は、私たちのほうでは白木地区天月ため池という名称で呼んでおりまして、今回はその電動弁の取り換えに要する費用でございます。
- 議長(藤井公明君) ほかにありませんか。これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長(藤井公明君) 討論なしと認めます。
これから、議案第４８号を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長(藤井公明君) 異議なしと認めます。
したがって、議案第４８号は原案のとおり、可決されました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第２４ 議案第４９号 平成２４年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

- 議長(藤井公明君) 日程第２４、議案第４９号「平成２４年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。楠原住民生活課長。
- 住民生活課長(楠原清照君) 議案第４９号、平成２４年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について御説明いたします。今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ５，３８９万３，０００円を追加し、総額を３５億４，３８９万３，０００円とするものでございます。
歳出から御説明いたします。７ページをお開きいただきたいと思います。款１２、諸支出金の償還金５，３８９万３，０００円につきましては、特定検診等負担金、療養給付費等負担金、退職医療交付金、出産育児一時金補助金及び高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の平成２３年度実績に伴う、国県等に対する清算償還金でございます。
続きまして、歳入を御説明いたします。６ページをお願いいたします。款１０、繰越金の５，３８９万３，０００円は不足財源を前年度繰越金で調整するものでございます。以上で説明を終わります。
- 議長(藤井公明君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第25 議案第50号 平成24年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

- 議長（藤井公明君） 日程第25、議案第50号「平成24年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。楠原住民生活課長。

- 住民生活課長（楠原清照君） 議案第50号、平成24年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ1,062万6,000円を追加し、総額を20億492万6,000円とするものでございます。

これは、歳入から御説明いたします。6ページをお開き下さい。第4款、支払基金交付金の介護給付費交付金361万円は、平成23年度介護給付費清算による追加交付金でございます。第5款、県支出金の介護給付費県負担金701万6,000円も同じく、平成23年度介護給付費清算による追加交付金でございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。7ページをお願いいたします。第5款、諸支出金の償還金901万3,000円は平成23年度介護給付費等清算による国庫負担金等の償還金でございます。第7款、予備費161万3,000円は、歳入歳出の差額を予備費で調整するものでございます。以上で説明を終わります。

- 議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第26 議案第51号 芦北町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長（藤井公明君） 日程第26、議案第51号「芦北町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。坂梨総務課長。

- 総務課長（坂梨 優君） 議案第51号、芦北町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。この条例は、災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い改正するもので、これまでの防災会議の所掌事務は、災害が発生した場合に、防災に関する情報を収集することとなっていました。防災会議において情報収集等を行うよりも、防災に関する諮問的機関としての機能を強化する観点から、防災に関する重要事項の審議を追加し、併せて多様な主体の参画を図るため、学識経験者等を防災会議の委員に選任できることとするものでございます。なお、附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものです。提案理由につきましては、記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。

- 議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決しました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第27 議案第52号 芦北町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長（藤井公明君） 日程第27、議案第52号「芦北町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。坂梨総務課長。

- 総務課長（坂梨 優君） 議案第52号、芦北町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。この条例は、災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い改正するもので、引用をしている条項の場所が変わってくるのによる改正となって

おります。なお、附則としましてこの条例は公布の日から施行するものです。提案理由につきましては、記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第５２号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５２号は原案のとおり可決しました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第２８ 議案第５３号 芦北町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（藤井公明君） 日程第２８、議案第５３号「芦北町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。坂梨総務課長。

○総務課長（坂梨 優君） 議案第５３号、芦北町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。郵政民営化法等の一部を改正する等の法律が、平成２４年５月８日に公布され、郵便局株式会社と郵便事業株式会社の２社が合併し、日本郵便株式会社となることから、規定中の名称を変更する改正を行うものです。なお、附則としまして、この条例は法律の施行に合わせて平成２４年１０月１日から施行することとしております。提案理由につきましては記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第５３号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決しました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第29 議案第54号 芦北町スポーツ振興基金条例を廃止する条例の制定について

- 議長（藤井公明君） 日程第29、議案第54号「芦北町スポーツ振興基金条例を廃止する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。藤井生涯学習課長。

- 生涯学習課長（藤井哲郎君） 議案第54号芦北町スポーツ振興基金条例を廃止する条例の制定について御説明いたします。

平成23年度、芦北町スポーツ振興基金の決算残高額が254万9,963円となっており、本基金で運用いたしておりますスポーツ振興補助金と本年度予算額356万円を適正に執行できないため今回条例を廃止するものでございます。附則としてこの条例は公布の日から施行するものでございます。提案理由につきましては記載のとおりです。以上で説明を終わります。

- 議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。寺本順一君。

- 4番（寺本順一君） 理由といたしまして、補助金と適正な運用ができないというようなことで廃止というようなことでございますけども、ここで提案理由の中にですね、基金の金額を処分するためにはというような表現を使ってございます。次の55号では、やはり同じ基金条例の廃止する条例でございますが、「条例の失効に伴い」というようなことで表現がこの二つを見ればですね、非常にこの表現の仕方が全く違うんですよ。やはりこれは基金条例を廃止する条例の制定でございますので、やはりここあたりは総務課なりあるいはどこかで意思統一をすべきではなからうかというようなこと感じておりますので、是非今後そのような対応で、よかったらお願いしたいと思いますが、総務課長そこあたり、条例の制定者といたしまして答弁をお願いしたいと思います。

- 議長（藤井公明君） これは寺本君、これは一応。暫時休憩します。

- - - - - ○ - - - - -

休憩 午前11時55分

再開 午前11時56分

- - - - - ○ - - - - -

- 議長（藤井公明君） 休憩前に続き、会議を開きます。坂梨総務課長。
- 総務課長（坂梨 優君） この条例の制定については、それぞれ二つの事例がありまして、まずスポーツ振興基金条例については、全額を処分するために条例を廃止するということでございます。それから55号また後から提案ありますけれども、条例が失効することということでありますので、それぞれの違いが廃止と、条例を廃止することと失効と処分ということでそれぞれの文言が違うということで御理解をいただきたいと思います。
- 議長（藤井公明君） 関連ですか。川尻君。

- 12番(川尻成美君) このスポーツ振興基金を廃止するということで基金の執行が十分にされないという条件でありますけれども、条例の設置につきましては、地方自治で定めて基金を設置するということになっていきますよね。これが執行が今341万4,000円、いや違います、254万6,000円、6000円と端数がありますが、なぜでしょうか。ちょっと具体的に説明せんとこれに基金条例でちゃんと今までずっと執行してきたわけでしょう。昨年も百何十万執行しとるわけ、基金で払っとるわけですから、その理由はもちろん明確にしてもらわんといけないんじゃないですか。
- 議長(藤井公明君) 井上企画財政課長。
- 企画財政課長(井上民男君) スポーツ振興基金の残金でございますけれども、先程まちづくり振興基金の方にも繰り入れをいたしました。もう残金がある程度減ってきたというようなことからですね、当時も説明をいたしておりましたですね、スポーツ振興基金については平成23年度末のですね残高では、平成24年度当初予算の財源を補うというだけの残金がございますでした。ところで、スポーツ振興事業補助金につきましてはですね、まちづくり振興基金を充当したところでございます。今回の積み立てにつきましては、既に財源を一本化しておりますので、スポーツ振興基金の残金をまちづくり振興基金に積み立てると。今後スポーツ振興補助金については、まちづくり振興基金の方で対応をさせていただきたいというように思っております。以上です。
- 議長(藤井公明君) 川尻君。
- 12番(川尻成美君) そういう理由を最初明確に言うべきであって、そしてこのまちづくり振興基金ですかね、基金は一番この表の一番下段にまちづくり振興基金としてですね、現在高6億ありますよね。だから条例も加条せないかん状態になるわけでしょう。条文を、スポーツ基金スポーツ振興基金を廃止してこれに入れるなら条項が違ってきやせんですか。はっきり言って。そういう理屈に私はしますが。それからそういうことをしてから取り崩すなりしなければ、手法としてだめじゃないですか。順番が違います。違う?そうでしょう。
- 議長(藤井公明君) 井上企画財政課長。
- 企画財政課長(井上民男君) あの今の御質問でございますけれども、まちづくり振興基金におけるですね具体的な用途については、今後規則をですね定めてそれで運用をさせていただきたいなというふうに思っております。
- 議長(藤井公明君) 川尻君。
- 12番(川尻成美君) そういうことだから私はだめと思うんですよ。要綱で補助金をばんばんやって、条例はスポーツ振興基金条例があったのを条例化をなくすわけでしょう。それを今度はまちづくりに組み替えたとき今度は規則でこのスポーツにするということは、はっきり言って隠れ蓑になるわけでしょう。これがやっぱり条例の意味がありませんよ。はっきり言って。重みがありませんよ。勝手にやれるということになるじゃないですか。補助金要綱でやればいいわけですから、そうなる。なんのためにこの地方自治法で定めるということがあったのか。それを理解すると私は納得いかない。この措置になります。
- 議長(藤井公明君) 寺本順一君。

- 4 番(寺本順一君) もともとあのスポーツ振興とまちづくりというのは目的自体が違うわけですので、やはりそこは明確にして、やっぱり詰めるべきではなからうかと思えます。以上。
- 議長(藤井公明君) ほかにありませんか。答弁を求めてないでしょう。ただ意見を言いつぱなしじゃないですか、今は。もう終わった、3回終わっとる。平松君。
- 11 番(平松洋一君) 私もまったく同感でございまして、提案理由がですね、基金の全額を処分するためと、これが目的となっていますよね。この文章を見る限りは。今、企画財政課長の説明では、このスポーツ振興基金条例を廃止してですね、この廃止する理由はお金が基金の枯渇してきたと、だいぶ少なくなってきたというのが理由みたいですが、ただほかから繰り入れる方法はいろいろあるわけですね、これを廃止をしてまちづくり振興基金に入れ込みますよ。しかし、まちづくり振興基金は条例として残っています。残ってます。ただこの中にですねこの条例をまたスポーツ振興基金条例を入れたなんらか形を入れた形でですね、これを改正しないとなかなかわかりづらいと。提案理由そのものがですね、そういう明確な理由を示していただかないと、よく理解できない。全く意味不明、手法がですね。今の話では、条例と要綱と規則とか違うわけですから、まあ議会ではやっぱりですね条例ですよ。条例を議会で決めてあるいは改正も議会で決めていくわけですが、補助金交付要綱だとかあるいは規則とかそういうものはですね、執行部側で適当にできるわけですね。議会に諮らないでもできるわけです。そういう意味では非常にその手法がおかしいというふうに考えております。このことについて執行部側の提案を。
- 議長(藤井公明君) 竹崎町長。
- 町長(竹崎一成君) いろいろと御質疑をいただきましたが、このスポーツ振興基金につきましては、独自の条例を設けましてスポーツ振興することで町を元気にしていこうという目的でありますし、また健全な子どもたちの育成にも寄与していこうということでありましたが、このスポーツの基金そのものでありますとだんだん枯渇化していくということで、いろいろ協議をしたわけでありましたが、町を元気にするのは地域おこしもございますが、スポーツあるいは文化、教育、学術、科学、いろんな分野にわたるわけがございます。スポーツを除きますとですねただ今申し上げた分野は規則の方で審議会にかけてこれを執行しておりますから、その範疇の中にスポーツも入れていこうということでありまして。今後ですね傾向を見ますと、特にスポーツの方は非常に盛んになってまいりまして、対象になる個人団体の数がですね、

「私語はやめなさい」と注意する声あり

- 町長(竹崎一成君) 増えてきております。そういうことでもありますので、包括的にこれをやろうということです。本議案がですね議決されますと今後規則なり要綱の整備に入ってまいりたいと。仮にこれ否決されますと、要綱の整理等できなくなりますので、それを前提にしたということでございます。それと隠れ蓑とかいうことでございますが、これはもうきちんとした審議会等を経て、補助対象になるかならないかということをご検討しながら決めていくものでございます。御理解を賜りたいと思っております。

- 議長（藤井公明君） 今町長が答弁中に執行部で私語がこちらまで聞こえてくる。答弁中は私語はだめですよ。答弁に時間がかかるんだったら休憩を申し入れてください。私は休憩はどしこでもしますので。平松君。
- 11番（平松洋一君） 今町長から答弁がありましたけれども、一応廃止をしてからそっちの方に移るということですが、私はですね冒頭町長の挨拶にもございましたけれども、オリンピックでバドミントンで地元出身の藤井瑞希選手が銀メダルを獲得するという非常にこのようなスポーツ、ほかのスポーツも全てですけど、非常に振興に厚いまちづくりだと思っております。そういう意味ではあえてその条例を廃止する理由が見当たらない。ここで提案されている理由は基金の全額処分するためという目的になっていますので、これは私は賛同できます。全くこの理由で賛成しろと言っても私は反対いたします。
- 議長（藤井公明君） まだ賛成とか反対の。今質疑の段階ですから。ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。川尻君。
- 議長（藤井公明君） 川尻君。
- 12番（川尻成美君） 私はこの廃止に反対をいたしますが、はっきり言いまして地方自治法で定めなさいということがあるわけです。金が少なくなったというならばそれを他の基金を取り崩して1億なら1億、5千万なら5千万、組み替えれば別にいいことであって、全く所管も違って来るんですよ。教育委員会の所管と執行部の所管と。まちづくりは執行部の対応のあれになるわけですから、それを教育委員会はちょっと物申さんといかんですよ、はっきりいって私。それは教育委員会の所管にしろとってくれと。いうぐらいの気持ちがなからんと私はだめじゃないかというふうに思いますので、私は反対いたします。
- 議長（藤井公明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。水口君。
- 13番（水口宣之君） 私は賛成で申し上げますが、スポーツ振興基金の廃止ということにつきますと、一步後退したように受け入れるわけでございます。しかし町はスポーツ振興によるまちづくりということを掲げておられますので、私は結構だと思います。賛成です。
- 議長（藤井公明君） 賛成、反対出ましたので、ここで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 異議がありますので、起立によって採決します。原案に賛成者の起立を求めます。起立多数です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決しました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第30 議案第55号 芦北町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を廃止する条例の制定について

- 議長（藤井公明君） 日程第30、議案第55号「芦北町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を廃止する条例の制定について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。楠原住民生活課長。
- 住民生活課長（楠原清照君） 議案第55号、芦北町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を廃止する条例の制定について御説明申し上げます。まず、芦北町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例と申しますのは、介護従事者の処遇改善を図るという平成21年度の介護報酬の改定の主旨に鑑み、当該改訂に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき基金が設置されることに伴い、平成21年3月23日に制定施行されたものでございます。この廃止条例の制定につきましては、芦北町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の附則に、この条例は平成24年3月31日限りその効力を失うとあり、この失効に伴い、条例を廃止するものでございます。交付金からの基金繰入合計額1,300万3,485円、基金取り崩し額1,296万3,885円、取り崩し残額3万9,600円、残額3万9,600円につきましては、先程の議案第50号、介護保険事業特別会計補正第1号償還金で計上させていただいております。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。なお、提案理由は記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。
- 議長（藤井公明君） 説明が終わりました。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。
これから議案第55号を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第55号は原案のとおり可決しました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第31 議案第56号 町道の路線廃止について

- 議長（藤井公明君） 日程第31、議案第56号「町道の路線廃止について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。山口建設課長。
- 建設課長（山口純志君） 議案第56号町道の路線廃止について御説明申し上げます。この町道上平線は、計石地区の中央に位置する道路ですが幅員が狭く、終点が袋小路になっております。災害等が発生した場合には避難が困難な路線であります。今回、芦北地域振興局土木部において、当地区に砂防ダムを設置するための工事用道路を計画されております。この工事用道路と既設の町道を接続することにより、地域の方々の安全と交通の利便性の向上を

図ることができます。そのために、現上平線を新たな道路として管理していくため、いったん廃止するものでございます。なお、提案理由につきましては記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決しました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第32 議案第57号 町道の路線認定について

○議長（藤井公明君） 日程第32、議案第57号「町道の路線認定について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） 議案第57号、町道の路線認定について御説明申し上げます。先ほど議案第56号で説明申し上げましたとおり、芦北地域振興局土木部において砂防ダムを設置するため工事用道路を計画されております。この工事用道路と既設の町道とを接続することにより、火災や災害等の緊急時の避難路を確保し、地域の方々の安全と交通の利便性の向上を図ることができます。そのために新たな町道として認定するものでございます。なお、提案理由につきましては記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。坂本君。

○1番（坂本 登君） 地域住民の方に安全面で十分説明も何度もなされていることは承知していますので、それでもなお地域の住民の方からですね自宅の壁のひびが入ったとかそういったことも耳にはされていると思いますが、そういう部分での住民とのやりとり、またそういう苦情についての話したのをちゃんと耳には入っているのでしょうか。

○議長（藤井公明君） 今のは、坂本君。これは議案の町道の認定についての提案ですので、今のはあのちょっと質疑としてはですねなじみませんので、これには答弁できませんので御了解ください。ほかに質疑はありますか。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 今度は質疑ではございません。56、57号の提案理由についてですね、一応、この提案理由は提案理由にはなりませんし、議会に出すためにはこの道交法第

8条の規定によって議会への議決がいるというのが当たり前のことであります。よって今課長の説明をいただいたそれが提案理由になると思うんです。そうせんと、私たちがこれを配布されてもですね、何なのかというのが全然わからないわけです。事前に資料をもらっても。提案理由というのはそういう効力がありますので、今後同一提案理由を記載されるには、提案理由の明確な主旨をですね書いていただくように、議長からお願いをいたします。

- 議長（藤井公明君） この56号、57号につきましては関連しておりますので、一括提案でもよかったんですけど、議運でそのように決まっておりますので、今回はこのようにいたしました。次回からはですね、こういう関連したのは一括議題で提案したいと、それに理由もそれなりの理由を説明をするという形でもっていきたいというふうに思っております。そのように御理解いただきたいと思います。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決しました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第33 議案第58号 工事請負契約の締結について

- 議長（藤井公明君） 日程第33、議案第58号「工事請負契約の締結について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。坂梨総務課長。

- 総務課長（坂梨 優君） 議案第58号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。本議案は牛の水漁港改修工事の請負契約の締結の承認に係るのであります。漁業施設等を一体的に整備するものであり、昨年度から工事に着手しています。

1、契約の目的、牛の水漁港改修工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約の金額、1億3,356万円。

4、契約の相手方、熊本県葦北郡芦北町大字乙千屋593番地、横山・新光建設工事共同企業体、代表者、株式会社横山建設 代表取締役 横山伸一。

工事の概要について御説明申し上げます。今年度は漁港施設用地の整備に着手します。まず床掘を行います。が、現地の地盤が悪いため、床掘の影響で既存の防波堤や道路護岸が倒壊しない工法CCP工法で行い、床掘後は基礎捨石を投入し、上部に設置する方塊ブロックの制作を行います。なお、上部のコンクリート及び裏込めについては、一番の沈下が

落ち着いた後の平成25年度に施行予定であります。また、今年度は現女島埋立地内に延長174.6m幅5mの道路を、掘削による道路形状のみの施行も行います。

次に、入札の経緯について御説明申し上げます。本工事の内容規模及び工期内の確実な施行のためには、共同企業体方式やまたその組み合わせについては町内業者同士による編成で可能であると判断し、第1グループに町内土木業者Aランク12社を、第2グループにBランク12社を選定しました。入札は8月27日に執行し、仮契約を翌日8月28日に行っております。

入札の結果について申し上げます。順不同また金額については、消費税抜きで申し上げます。松下・馬場建設工事共同企業体、1億2,770万円、佐藤・小林建設工事共同企業体、1億2,800万円、フクマツ・浪本建設工事共同企業体、1億2,870万円、木崎・橋本建設工事共同企業体、1億2,840万円、平松・吉田建設工事共同企業体、1億2,790万円、横山・新光建設工事共同企業体、1億2,720万円、矢野・前島建設工事共同企業体、1億2,750万円、橘新・梶建設工事共同企業体、1億2,835万円、中村・山崎建設工事共同企業体、1億2,880万円、泉・菊川建設工事共同企業体、1億2,800万円、リュウショウ・藤井建設工事共同企業体、1億2,740万円、新成・岡部建設工事共同企業体、1億2,820万円。

以上の結果、横山・新光建設工事共同企業体、1億2,720万円の落札でありました。予定価格に対する落札率は、97.6%であり、消費税込みの金額は1億3,356万円でございます。なお、提案理由につきましては記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。

- 議長(藤井公明君) 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(藤井公明君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(藤井公明君) 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(藤井公明君) 異議なしと認めます。

したがって議案第58号は原案のとおり可決しました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第34 陳情第9号 白岩地区の災害対策に関する陳情について

- 議長(藤井公明君) 日程第34、陳情第9号「白岩地区の災害対策に関する陳情について」は、先の議会運営委員会の答申を踏まえ、会議規則第90条第1項の規定により、お手元に配布しております陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。常任委員会におきましては、慎重な審査を実施され、その結果を委員長より報告願います。

- - - - - ○ - - - - -
○議長（藤井公明君） 以上で本日の日程は全て終了しました。
本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

- - - - - ○ - - - - -
散会 午後 1 2 時 2 3 分

平成24年第3回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

平成24年9月6日
午前10時開会
於 議 場

1 議事日程

日程第1 一般質問
（散 会）

2 出席議員（15人）

1番 坂 本 登 君
3番 宮 内 道 則 君
5番 古 村 逸 男 君
7番 草 野 安 道 君
9番 元 山 秀 志 君
11番 平 松 洋 一 君
14番 岡 部 恵 美 子 君
16番 藤 井 公 明 君

2番 林 田 燿 宏 君
4番 寺 本 順 一 君
6番 白 坂 康 浩 君
8番 前 田 徹 一 君
10番 宮 尾 秀 行 君
12番 川 尻 成 美 君
15番 寺 本 修 一 君

3 欠席議員（1人）

13番 水 口 宣 之 君

4 説明のため出席した者の職氏名（17人）

町 長 竹 崎 一 成 君
教 育 長 竹 浦 裕 道 君
企画財政課長 井 上 民 男 君
住民生活課長 楠 原 清 照 君
農林水産課長 柳 田 豊 彦 君
建 設 課 長 山 口 純 志 君
会計管理者兼会計室長 早 川 純 一 君
教 育 課 長 本 山 昭 君
農業委員会事務局長 江 上 繁 君

教 育 委 員 長 澁 谷 百 鍊 君
総 務 課 長 坂 梨 優 君
税 務 課 長 吉 田 茂 君
福 祉 課 長 宮 下 祐 一 君
商工観光課長 山 元 信 作 君
上下水道課長 湯 野 一 之 君
田浦基幹支所長 野 口 博 司 君
生涯学習課長 藤 井 哲 郎 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 寺 川 健 一 君 次 長（主 幹） 福 田 貴 司 君

平成 2 4 年第 3 回 芦北町議会 9 月定例会 一般質問通告書

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の 相手
1	坂本 登	1 小・中学校におけるいじめ問題について	芦北町管内における、小・中学校で児童、生徒のいじめ問題は発生していないか。教育委員会に報告されている内容、件数はどのようなになっているか具体的にお答えください。 表に出ていない、いじめ、暴力を早く掴み、いじめをなくすための指導、対策が必要だと思う。全児童、生徒へのアンケート調査等を実施するべきだと思います。 いじめをなくすための指導、対策はどのように実施しているかお答えください。	教育長
		2 学校給食費の助成について	義務教育における学校給食の運営状況（小・中学校の児童、生徒数、運営経費総額、徴収率、町と保護者の負担額と割合、一人あたりの保護者の負担額等）はそれぞれいくらですか。全体の概要が分かるようにお答えください。 子育て世代の所得が下がり、雇用条件も厳しくなっています。少子高齢化の傾向が日本の将来にとって大きな障害になっています。 全国的には給食費を全額助成して無料化に踏み出している自治体もあります。 子ども達の食教育の場に保護者の経済的格差を持ち込まないためにも、給食費負担軽減のために芦北町として助成して欲しいと思います。町長のお考えを聞かせてください。	町長及び教育長
		3 農林漁業の後継者対策について	新規就農者支援事業は、県、市町村が主体とあります。熊日新聞報道では熊本県内の事業希望者のうち「新規就農者」470人となっています。芦北町内の希望者数及び事業の概要はどうなっているかお答えください。 若者の就業難、農林漁業での後継者不足、将来の世界的な食糧危機等は大問題だと思います。 芦北町として後継者の育成対策を総合的に取り組める対策室を設け、担い手の新規就業の支援、居住	町長及び課長

			環境の整備、技術支援、生活支援など対応すべきだと思います。町長のお考えを聞かせてください。	
		4 住宅リフォーム助成制度について	平成22年第7回定例会一般質問で、私は景気、雇用対策として住宅リフォーム助成制度の創設を提案いたしました。町長は答弁で研究させてください。先進地の事例も調査をし経済効果、地域経済を活性化するという面でもあり、生活実態等も詳しく調査して、相応の対応をしたい趣旨の答弁をさせられました。県内も含め全国で実施している自治体もさらに増え、地域に経済効果を生み住民から大変喜ばれている制度です。調査、研究された結果、芦北町で実施した場合メリット、デメリットをお答えください。 建築業関係者の景気雇用対策として、又、芦北町にとっても経済効果が見込まれる住宅リフォーム助成制度を是非つくっていただきたいと思います。町長の見解をお示しください。	町長及び課長
2	林田耀宏	湯浦温泉観光センター「ヘルシーパーク」利用活用について	現在ヘルシーパークは、隣接する温泉プールやグラウンド利用とともに、健康及び福利施設として、芦北町内外の方に利用されている。 しかし、建設時より年月も経過し、当初の設備やスペースの活用方法なども変化している。 また、ヘルシーパーク、温泉プール、グラウンドそれぞれの利用者の駐車場が一緒になっており、特にスポーツ等のイベントがある休日等には駐車場が満車になり、職員も誠意を持って一生懸命にその対応に追われているが、各施設の利用者に迷惑がかかっているようである。 今後は、地域ニーズの対応を検討すべき時期にきているように思う。そこで、 ヘルシーパーク2階の空きスペースの今後の活用計画はないか。地元の湯浦活性化協議会等では、イベント開催時にそのスペースを使用させてもらいたい意向がある。柔軟に条例を改正するなどして対応出来ないか。 ヘルシーパークの駐車場は、隣接の温泉プール、グラウンドと一緒に使用しており、スポーツ等のイベント開催時には駐車スペースが不足することがあ	町長及び課長

			るため、拡大する考えはないか。	
3	川尻成美	1 女島埋立地の更なる有効活用について	8月1日女島地域活力推進センターがオープンした。公用地9.5haにメガソーラーの誘致も決定した。 地域住民が強く望む更なる有効活用を目指して公園地・メガソーラー周辺のウォーキングコース等の整備に取り組む考えはないのか。 埠頭用地に砂利・採石の荷揚場としての計画はその後どうなっているのか。 砂利・採石荷揚場としての利用はごみ・ほこりによる支障が懸念されるがどう考えているのか。	町長 町長 町長
		2 消防の広域化に対する町長としての考えについて	消防の広域化については、県の消防広域推進計画に基づき、芦北町を含む15市町村で構成される城南ブロックにおいて平成21年5月協議会が設立8月31日第9回の協議会で協定項目全ての協議が終わることになる。 町長は第一回協議会（設立総会）に出席したのみで他の全ての協議会に欠席している。その理由はなにか。 消防広域化に対して町長の基本的考えはどうか。 この消防広域化は議会の議決が必要とされ、今、12月議会に附議される予定である、協定項目の具体的内容すら知られていない、議会への情報提供をしなかった理由と今後どうするのか。	町長 町長 町長
4	平松洋一	1 小田浦地区の排水対策について	平成22年度の事業により強制排水対策として排水ポンプが設置された。しかし、その後も完全な排水対策の解消に至っていない。 この排水対策の現状をどうとらえているのか。 机上論と現実の相違があり問題点を解消すべき点はないか。 今後この排水対策をどのように考えているか。	町長及び課長
		2 県道球磨田浦線の早期整備について	横居木から国道3号線まで一部八代管轄になりこれまで問題解決の障害になっていた。この区間の解消にむけての対策は。 現況をどう認識しているか。 測量が一部完了している区間の今後の整備計画についてどうなっているか。 国道3号線取り付けまでの計画見通しはどうなっているか。	町長及び課長

		3 県道二 見田浦線の 整備につい て	工事区間は芦北管轄と八代管轄に分かれているが 現在の進行状況はどうなっているか。 今後の整備計画についてどうなっているか。 全線改良の計画はどのようなになっているか。	町長及 び課長
--	--	------------------------------	--	------------

開会 午前 10 時 00 分

- - - - - ○ - - - - -

○議長（藤井公明君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。お手元に配布の議事日程にしたがって、会議を進めてまいります。

水口君から欠席届出が出ております。

- - - - - ○ - - - - -

日程第 1 一般質問

○議長（藤井公明君） 日程第 1、一般質問を行います。

質問通告者は 4 人です。

通告書はお手元に配布しております。

質問時間は、従来どおり補助質問を含めて 30 分以内に制限いたします。

それから、一般質問は通告制でありますので、通告者の質問に関連して求める関連質問は、許可されません。質問にあたっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。

なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に願います。

それでは、順番に発言を許します。

初めに、坂本君。

○1 番（坂本 登君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の坂本登です。まず初めに、芦北町出身の藤井瑞希選手がロンドンオリンピック、バドミントン女子ダブルスにおいて銀メダルを獲得されたことに対し、心からお喜びを申し上げます。今日、日本国民がいろんな困難の中で必死に頑張っているとき、藤井選手の、逆境の中でも諦めず楽しく笑顔で全力プレーする姿が、多くの国民に勇気、希望、感動を与えました。私もその一人です。町も早速、芦北町町民栄誉賞第 1 号として決定し、健闘をたたえられたことに対し、町民全てが喜んで

います。
また、7 月に九州を襲った豪雨災害で、阿蘇をはじめ九州北部地域に大きな被害を与えました。芦北町内でも多くの被害が出ています。犠牲になった方々への深い哀悼と、被災者の方々に心からのお見舞いを申し上げます。

それでは質問に入ります。最初に、小中学校におけるいじめ問題について、2 点お尋ねをいたします。

、全国で学校のいじめ問題が社会的な問題になっています。芦北町管内における小・中学校で、児童、生徒のいじめ問題は発生していないのでしょうか。教育委員会に報告されている内容、件数はどのようなになっているのか、具体的にお答えください。

、学校内外で表に出ていないいじめ、暴力を早く掴み、いじめをなくすための指導、対策が必要だと思います。全児童、生徒へのアンケート調査などを実施すべきだと思いますが、いじめをなくすための指導、対策はどのように実施しておられるかお尋ねをいたします。

二つ目の質問に入ります。学校給食費の助成について2点、お尋ねをいたします。

、義務教育における学校給食の運営状況（小・中学校の児童、生徒数、運営経費総額、徴収率、町と保護者の負担額と割合、一人あたりの保護者の負担額など）はそれぞれいくらですか。全体の概要が分かるようにお答えください。

、子育て世代の所得が下がり、雇用条件も厳しくなっています。少子高齢化の傾向が日本の将来にとって大きな障害になっています。全国的には給食費を全額助成して無料化に踏み出している自治体もあります。子どもたちの食育の場に保護者の経済的格差を持ち込ませてはならないと思います。保護者の給食費負担軽減のために芦北町として助成してほしいと思いますが、町長のお考えを聞かせてください。

三つ目の質問に入ります。農林漁業の後継者対策について2点、お尋ねをいたします。

、新規就農者支援事業は、県、市町村が主体となっています。熊日新聞報道では熊本県内の事業希望者のうち「新規就農者」470人となっています。芦北町内の希望者数及び事業の概要はどうなっているのかお答えください。

、若者の就業難、農林漁業での後継者不足、将来の世界的な食糧危機などは大問題だと思います。芦北町として後継者の育成対策を総合的に取り組める対策室を設け、担い手の新規就業の支援、居住環境の整備、技術支援、生活支援など対応すべきだと思います。町長の考えを聞かせてください。

最後に、住宅リフォーム助成制度について2点、お尋ねをいたします。

、私は平成22年第7回12月定例会の一般質問で、景気、雇用対策として住宅リフォーム助成制度の創設を提案をいたしました。町長は答弁で、研究させてください。先進地の事例も調査をし、経済効果、地域経済を活性化するという面でもあり、生活実態なども詳しく調査して相応の対応をしたい趣旨の答弁をされました。県内も含め、全国で実施している自治体もさらに増え、地域に経済効果を生み、住民から大変喜ばれている制度です。調査、研究された結果、芦北町で実施した場合のメリット、デメリットをお答えください。

、地元の建築業関係者の景気雇用対策として、また芦北町にとっても経済効果が見込まれる住宅リフォーム助成制度を、ぜひ作っていただきたいと思います。町長の見解をお示しくください。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（藤井公明君） これより答弁を求めます。初めに竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） お答えをいたします。学校給食費の負担軽減のために、町として助成してほしいというお尋ねでございます。低所得世帯につきましては、準要保護に認定をされると就学援助費として給食費も支給されるので、現行制度で十分対応できておると思っております。また、給食費は給食の原材料分の費用でありまして、応分の負担を求めるべきでありまして、助成は考えておりません。

続きまして、農業問題でありますけども、新規就農者支援事業はとのお尋ねでございます。この町内の事業希望者数及び事業の概要につきましては、担当課長から答弁させます。

続きまして、後継者の育成対策を総合的に取り組めるための対策室を設けたらどうかというところでございますが、後継者対策は重要であると認識しておりますが、現在のところ、組織の変更までは考えておりません。

続きまして、住宅リフォーム助成制度でありますけども、前回は答弁いたしましたとおり、本町におきましては、木造住宅建築物支援事業及び住宅用太陽光発電システム設置費補助、要介護高齢者等住宅改造助成等の住宅リフォーム制度を設けて、経済、福祉の両面から施策を講じているところでありますので、御提案の件につきましては、引き続き研究課題としておるところであります。以上であります。

○議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） お答えをいたします。昨年度および今年度中におきまして、学校から毎月提示されております定例報告に、いじめの報告はありません。ただし、児童、生徒へのアンケートによりますと、いじめに発展する可能性がある事案が見受けられたが、その都度学校側の迅速かつ適切な対応により、いじめに発展していないと判断をいたしております。

次にアンケートにつきましては、各学校で独自に実施しております。また、文部科学省の通達により、2学期当初にも実施したところでございます。いじめをなくすための指導、対策につきましては、私から校長会議等、また、随時指導を行っておるところであります。また、先の7月31日に開催されました芦北町学校人権教育研究大会では、教育委員長が直接、町内全職員に対し指導を行いました。さらに私から2学期の始業式におきましても、各学校長から児童、生徒に指導するように指示をいたしたところであります。

いじめ対策につきましては、各学校において点検項目を設け、定期的に点検を実施しております。いじめに発展しそうな事案につきましては、毎週の職員会議で話し合い、全職員が共通認識を持ち、その都度迅速な対応をしております。また、8月28日に、いじめ、自殺への対応を強化する新たな自殺総合対策大綱が閣議決定されたことを受けまして、今後もいじめが深刻化しないように初期段階で解消されるよう、全力を尽くしてまいります。

学校給食につきましてはでございますが、御質問の小・中学校児童、生徒数などの数値につきましては、坂本議員の御請求に基づき、議長から提出を求められましたのですでにお渡ししておりますが、この場で再度お答えさせていただきます。

まず、小・中学校児童生徒数でございます。平成23年度、小学生が853名、中学生441名、計の1,294人でございます。運営経費の総額は、平成23年度決算額で6,468万3,203円となっております。徴収率でございますが、99.48%でございます。次に、町と保護者の負担割、先ほど申し上げましたとおり負担額にいたしますと、町の方が6,468万3,203円、保護者が6,601万2,415円。おおよそ、1対1の割合となっております。最後に、一人あたりの保護者負担額でございますが、小学生が1月3,700円の11カ月、中学生が4,200円の11カ月。ちなみに1食あたり、小学生が220円、中学生が1食あたり264円の給食を実施しているところです。以上でございます。

○議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

- 農林水産課長（柳田豊彦君） 新規就農支援事業の事について申し上げます。

お尋ねの青年就農給付金事業は、本年度から国が開設した事業でございます。農業従事者の高齢化が進展をする中、就農前の研修段階および経営の不安定な就農初期段階において、給付金を給付することで就農を後押しし、新規就農者を大幅に増加させるということが、この制度の目的でございます。就農前の準備段階におきましては、県立農業大学校などの研修機関で研修を受ける場合に給付されます準備型、これにつきましては、県が給付の事務を行い、最長２年間給付されます。また、就農初期段階の経営開始型につきましては、市町村が給付を行いまして、最長これにつきましては５年間給付をされるということになっております。給付額は一人あたり年間１５０万円、夫婦の場合は１．５倍の２２５万円で、これが半年ごとに給付をされるという制度でございます。

新聞紙上に４７０名となっております新規就農者につきましては、この町が窓口となります経営開始型に該当する方々でございまして、芦北町では昨日、補正予算も通していただきましたけれども、３名の個人の方、２組の夫婦が希望をされているという状況でございます。以上です。

- 議長（藤井公明君） 坂梨総務課長。

- 総務課長（坂梨 優君） 住宅に対しての実施した場合のメリット、デメリットでございますけれども、地域経済の活性化という点では一定の評価ができると考えておりますけれども、今実施している分野への投資でも、地域経済の活性化はできるものと考えております。以上でございます。

- 議長（藤井公明君） 坂本君。

- １番（坂本 登君） まず初めに、いじめの問題について再度質問をいたします。今、教育委員会に挙がっているいじめの内容、件数はありませんという答弁だったと思います。ただ、いじめには至っていなくても、アンケートによって、そこまで行かないようなことはあったがすぐに手を打ったという答弁だったと思います。今日の新聞にですね、札幌市の市立中学校に通う中学１年生の男子生徒が、いじめられているというような遺書を残して、マンションから飛び降り自殺をしたという悲痛な記事が載っております。ここでも、市の教育委員会の発表によりますと、現時点でいじめの事実は把握していないというような会見で述べていました。大津の問題、出水の問題も、やはり教師に分からない、また教育委員会、国にも分からない、小さなレベルでのいじめは必ず起こっているんだというふうに私は考えています。

そして、私のところに非通知の電話がかかってきました。そして、非通知の電話だったものですから、「よろしければお名前と住んでいる所等をお教えいただけますか」ということでお聞きをしましたが、「それは堪忍してください」と。それで、こう言い始められました。今、テレビを見て娘が言います。娘さんはもう１９歳だと。それで、自分が中学校の時に、今テレビでこうやっているようないじめはあったんだと。だからこれ、自殺した子どもたち、今、テレビを見ていると自分は悲しくて苦しくてたまらない。そして、

その時は、私はいじめられたこともあれば、いじめる側に回ったこともあると。だから、今も学校でいじめはあるもんだと思って取り組んでほしい。こういうことを言われました。

このいじめの問題は、今、町に限らず全国で、今取り組むべきことだと思います。いじめのこの今日、国もいじめの問題について、熊日の1面、朝日の1面にも載っていました。こういうことは、12、3歳の子どもが自ら命を絶つという、本当に悲惨なことが起こってはいけなし、子どもに寄り添う教育が必要だと思います。

こういう事例が、いじめの実態として言われたことはこういうことなんです。具体例は、6人ぐらいの友達だったと。グループで。それで突如、昨日まで仲が良かったのに、今日学校に来たら廊下で通りすがりざまに5人の友達が自分に対して「汚い」「死ね」、こういうのをボソッと行って通りすぎると。それが心に、もう本当に強烈に残って、ものすごくつらい思いをした。そして、いじめる側に回ったのはなぜかと聞きましたら、「もうこういうことは止めようよ」と、「かわいそうだから」と言ったと。そうすると、次の日から自分がターゲットにされて自分がいじめられるようになった。だから、こういう繰り返して、子どもたちはこういうことはしたくないなと思っても、言い出すと今度は自分がそういう目に遭うという恐怖から言い出せない。こういうこともアンケートの中で、小さな項目を入れて、そういう事例ですねをたくさん、思いつくがままの事例をたくさん項目に入れて、アンケートを取ったらどうかと思いますが、教育長の考えはどうでしょうか。

○議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） 坂本議員さんの、今御発言、非常に学校関係者といたしまして感じるところがございます。アンケートの中身につきまして、より身近な、そしてまた児童生徒たちが本意を答えられるような、そういう質問項目等を設けてはどうかというようなことでございますが、まさにそのような考えの中で、各学校、現場、独自のアンケート調査をいたしております。もちろん私の方でも教育委員会の方でも確認をいたしておりますけれども、子どもたちの生の声が、素直に学校現場、教育委員会に届くようなそういうものをチェックしながら取り組んでおるところでございます。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 今、答弁の中で、子どもたちの声が教育委員会、そういう所に届くように取り組みたいという答弁が、本当に自分もそれはいいことだと思います。子どもたちの本当に悲痛な思いは、どこに言ってもいいか分からない。先生に言っても、自分の心に寄り添ってない対応を受けたという事例もあります。今度は電話じゃなくて、直接僕は、私は生徒に会ってきました。そのきっかけは、保護者の方から「子どもが学校にどうも行かないんだ」ということで、「ちょっと何とかしてくれんか」というような電話をいただきまして、で、訪問をいたしました。そしたら、調べれば分かると思います。この場でその名前を言うことは避けたいと思いますが、子どもは誰にも、親にもいじめられていることを、今の今まで言っていなかった。それはなぜかという、親に本当に心配をかけたくない、この思いが一番強かったんですね。そして子どもは、気持ちの中では学校に行きたい、部活もしたい、友達と

も遊びたい、しかし先輩からの嫌がらせ、そういったことによって傷つき、学校には行きたくても行けないんだと。

先生に一度相談をしたそうです。先生は対応をしてくれましたが、その時の言葉が「今度、今度こういうことがあったら、もっと厳しく指導するから」ということで、本人は「今度じゃねえんだよ」と。「今やってくれんなら、またあるということじゃないか」と言っ
て教師への信頼を損ねております。現状は。それで今、学校に行けなくて苦しんでいます。そこには、いじめる側は、いじめているとは思ってないと思います。小さなことです。それでも生徒は、先輩という、やっぱり地位の上の方が1対1じゃなくて複数で来るもんですから、言い応えもできない。そういう状況で非常に心が病んで、学校に行きたくないもんですから、何らかの理由をつけて、腰が痛いとか体が痛いとか言って、学校に行かない理由を作る。しかし、親は当然心配して病院に連れて行く。レントゲン結果は何にも異常がない。それで、どうしたら学校に行かないで済むだろうかというふうに生徒は悩んで、今は精神的な心療内科とか、そういう所に行ったりもしているということです。だから、この生徒が本当にやっぱりやりたい部活、授業、友達との遊び、学校での勉強、したいと思っていることが、今したいけれどもできないという生徒の気持ちに本当に寄り添って、教育委員会も先生方も地域の人も行政も、本当に寄り添うべきじゃないかと思うんですが、教育長、どうでしょうか。

○議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） 子どもたちのそういった苦しみ、悩みというものが、学校現場で相談しやすい環境をしっかりと整える。当然のことながら学校現場の事、教育委員会の方もしっかりと受け止め、そしてまた、学校現場と一緒に子どもたちの悩みに寄り添って対策を講じていく、そのようなことは、芦北町教育委員会としても肝に銘じて、今、取り組んでおるところであります。そういうものを、校長会また各学校を訪問する中で機会を捉え、多くの機会を捉えながら取り組んでおります。委員長からも直接の指導をやっていただきましたし、芦北町教育委員会としては、今坂本議員からおっしゃっていただき、御提言いただきましたことにつきましても、真摯な立場で取り組んでいきたいと考えております。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 本当にこの苦しんでいる生徒にですね、心から寄り添って信頼をするならば、何でも話してくれます。やはり今、教師に対しても、やはり不信感を抱いているもんですから、やはり「自分のことを思っしてほしい」と。「そしたら僕は何でも先生に言いたい」というようなことも言っておりました。そして何度も言いますが、部活もしたい、学校にも行きたい、このように言っております。だから是非、そのことを考えていただきたい。その中で、教育長に対して、今は全国、また教育における教師現場、子どもの現場からどうということが学び、また提案していくかという考えを聞きたいと思います。全国のいじめ問題が報道される中で、自ら命を絶つまでに追い詰められた生徒がいる事実に向き合い、問題を掘り下げて、子どもたちに異質なものの意見や、異なる他人との共に生きていく関係性を築く力を育てる教育が必要ではないかと思います。

そして、教師の現場からは管理主義と非常に多忙な職員の現場において、どのように職場で話し合える関係性を作るか、規範意識の徹底が言われる中、トラブルを起こす子どもへの見方が厳しくなっています。こういういじめをする側の子ほど、寄り添ってほしい、支援を求めていると思います。子どもの辛さ、親の辛さ、教師の辛さを対立構造で見るのではなく、重ねて見る視点が大事だと思います。教育長の基本的な考えをお聞かせください。

○議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） お答えいたします。先ほどからもお答えいたしておりますが、子どもの立場でのですね、痛み、そしてまた悩みがしっかり受け止められるような、そういう学校現場、そしてまた教育委員会の体質づくりに努めております。また、町の方からも多くの予算をつぎ込んでいただきまして、各学校現場には不登校支援員でありますとか学習支援員でありますとか、学校現場の先生方に、また重ねて子どもたちと寄り添って、子どもたちの心の中に家族の中に入り込んで、子どもたちの悩み、家族の悩み等も聞き取れ、そしてそこでお互いの信頼関係が構築できるような、そういう指導体制を今作って、その実績が一年一年、実績として成果として表れてきております。先日申し上げました、事務事業評価の中でもそれが示されておるかと思いますが、このことをしっかり関係者一同ですね同じ思いで、町長の方からもそのような、全ては子どもたちのための町政なんだということを強く私どもの方にも指導頂いておりますことをしっかり見据えながら、取り組んでいく所存でございます。以上です。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 町は、「21世紀の全ては子どもたちのために」というキャッチフレーズにもありますとおり、今言われましたとおり、決して子どもたちの自ら命を絶つということが決してあってはならない。いじめの問題の真相は、なぜいじめを発生させてしまったのか、なぜ早期に発見できなかったのか、なぜ早期に対応できなかったのか、徹底的な解明無くして指導方法、子どもの人権を守る対策は示されないと思います。子どもの人権が大切にされている状態とは、毎日の暮らしの中で、どの子どものびのび生きていることです。一人一人の子どもがありのままの姿をさらけ出しても、周囲の人たちに受け入れられ、安心して状態が必要です。そのかけがえのない一人一人の値打ちを、お互いが認め合い、大切にしていけるような人間を育てることが、教育の本質だと考えます。

もう一度最後に教育長に、この子どもの命を決して芦北町から自殺が出ないように、人権を大切にする、もう一度決意を一言述べていただいて、次の学校給食問題に入ります。

○議長（藤井公明君） 先ほど申し上げましたように、答弁は明快かつ簡潔にと言っておりますので、要点をまとめて答弁を求めます。竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） お答えいたします。町内一人一人の児童、生徒の尊厳をしっかりと重んじながら、学校現場の指導に努めてまいります。以上です。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に学校給食、給食費助成問題の2回目の質問をいたします。給食費の助成に対しては、ここに資料をいただいております。小学生の保護者の負担が、3,700円の11カ月、年間4万700円。中学生、4200円×11カ月、4万6,200円。小学生と中学生をお持ちの保護者になると、8万6,900円。こういった感じに、約お二人の子どもがいるとこれの倍掛けということになるかと思えます。全国的にも給食費は補助している学校もありますが、なかなか今現在は少ない、取り組んでいる所は少ないということではありますが、やはり今、保護者の負担が重く、芦北町は福祉には寛大で、保護者の方からも医療費の18歳までの無料化や、大変芦北町に住んで良かった、こういう声も多く聞きます。その上であえてこの問題を取り上げ、子育て日本一を目指してほしい。学校給食は町が責任を持ち、教育の一環だと考えております。教育の一環としての子どもたちの食育の場に親の経済格差を持ち込まないように努力すること、行政としての役割ではないでしょうか。給食費の助成は、経済的な理由により、先ほど答弁にもありましたが、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学援助制度の要保護認定、準要保護認定などで対応をしておられるという答弁がありました。しかし、全国的には兵庫県相生市のように、幼稚園、小学校、中学校の給食費を全額助成して無料化に踏み出す流れも出てきました。芦北町にとっても、少子化対策、子育て支援の取り組みとして、子どもの貧困化への対応としても、良い支援策だと思います。町長はどうお考えですか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 先ほど答弁したとおりです。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） まあ、財政の問題、いろんなことを考えての答弁だと思います。しかし、全額助成に限らず半額助成、二人目の、二人兄弟なら二人目には助成する。いろんなことが検討されてもいいんじゃないかと思えます。そのような考えもお持ちでないでしょうか。もう一度町長にお聞きします。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 食事はですね、日常的に朝、昼、晩、基本的には食べるわけでありまして、いわば特に給食費は昼ご飯でありまして、経常的な経費であります。御家庭にとりまして。学校があろうとなかろうと、昼ご飯は食べるわけであります。一方、話がありましたけれども、本町では高校卒業まで医療費の無料化を実施しておりますが、これは病気やけがは突発的なものでありまして、いわば臨時的な支出になります。給食費は経常的支出、医療費の補助は臨時的支出という性格分けをしているわけでありまして、ですから、しかし、その中でもですね給食費につきましては、せめて原材料代でも出していただくということの制度でございます。御理解をいただきたいと思います。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 厳しい中、町長の考えも分かります。しかし、芦北町は子育てに手厚い町です。少子化、過疎化を食い止めるためにも、また、芦北町に本当に住んで良かった、

子どもたちが自慢できるふるさとになれば、こんな素晴らしいことはないのではないのでしょうか。是非お考えをいただき、次の農業後継者問題に入ります。

後継者対策は重要ではあるが、今、この対策室を設けるというような考えは考えていないという答弁でした。今、本当にこの問題は対策室を設ける設けないは別にしても、本当に町長の答弁どおり、避けては通れない。また、この芦北町においても高齢化しております。こういう意味で、この問題を大きな視点で今回取り上げてみました。そして、今、法案にはまだなっていませんが、先日、6次化ファンド法案というのが、国会の方で衆議院で修正決議がされました。これは通告はしてませんが、農林課長、この内容は御存じでしょうか。通告していないので、分からなければ、調べてなければ調べてないで構いません。

○議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） 十分、情報としては入っております。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） この法案は、全会一致で衆議院を通過しておりますので、今参議院がストップしてしまして今国会で成立するかどうかはわかりませんが、いずれ成立する法案だと考えております。これは農林漁業と加工販売業など融合を進めて経営の向上を図るもので、国と民間の共同出資、農林漁業成長産業化支援機構を設立し、認定を受けた事業者に出資する仕組みですという、簡単に言えばこういう法案なのですが、こういうふうに国も力を入れ、農業問題、他方ではT P P参加など一度取り上げた時に、芦北町でも米、畜産には本当に大打撃を与えるという答弁も頂いております。こういう中で独自のやはりこういう国の助成問題、または町の今まで後継者対策、そういった項目もたくさん農林漁業部会にも町として取り組んでおられます。大いに町民に知らせてですね、この農林漁業問題も大きな視点で取り組んで今からいく課題であると思います。町長も十分重要課題であるということをおっしゃいましたので、そのように取り組んでいただきたいと思います。町長、最後に一言お願いします。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 新規就農をですね希望する方には、町だけでなく芦北地域振興局、そして町、あるいは農業委員会、あるいはJ A、こういった関係する機関、団体があるわけですね。これらが寄りましてですね集まりまして新規就農者に係る連携会議をもう立ち上げてございますので、総合的な取り組みをしているということでもあります。そういうことで、後継者対策は重要であると認識しておりますが、組織の変更までは考えていない。それらの連携会議で対応していくということになります。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 最後の住宅リフォーム助成制度に移ります。また、今町がやっている福祉からまた太陽光発電、いろんな事業を重ねて対応していて、また、研究課題としていところであるという答弁だったと思います。もう2年近く研究をされていると思いますので、詳しいことは僕の方から言う必要はない、この制度の良さは十分わかっておられると思います。そして今はやはり職人さん大工さん左官さん、また小さな5人以下の工務店さん等から、

一カ月に半分仕事があればいい方だというようなことも聞いております。そういう零細企業また個人事業主に対して大変メリットのある助成制度だと思いますので、ぜひ町長考えていただきたい。答えていただいて質問を終わります。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 檀上でも答弁いたしました、住宅リフォーム制度は種々ございまして、それを実施しております。また、特に木造住宅建築物支援事業につきましては、リフォームいわゆる増築、改修もその対象にしておりますので、要件さえ整えば支援ができるということでございます。御理解を頂きたいと思います。

○議長（藤井公明君） これで坂本君の質問が終わりました。次に、林田君。

○2番（林田耀宏君） 藤井議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

まずは7月の豪雨では、芦北地区でも相当の被害が出ました。被災されました皆様方には心からお見舞い申し上げます。また、一日も早い復興をお祈り申し上げます。そして担当課の迅速な対応にも、心から感謝をしております。幸い湯浦地区におきましては、昨年2回の浸水等の被害に遭いましたが、今年の豪雨では湯北地区排水機場の完成のおかげで被害はありませんでした。まずは御礼を申し上げます。

それでは早速、湯浦温泉観光センターヘルシーパークの運営及び事業活用に関しましての質問をさせていただきます。現在ヘルシーパークは、隣接する温泉プールやグラウンドとともに、健康及び福利施設として芦北町町内外の方に利用されています。しかし、建設時より年月も経過し、当初の設備やスペースの活用方法なども変化をしております。また、ヘルシーパーク、温泉プール、グラウンド、それぞれ利用者の駐車場が一緒になっており、特にスポーツ等のイベントがある休日には駐車場が満車になり、職員も誠意を持って一生懸命にその対応に追われておりますが、各施設の利用者の方々には迷惑がかかっているようでもあります。今後は地域ニーズに対応できるよう検討すべき時期にきていると思いますので、そこで、1、ヘルシーパーク2階の空きスペースの今後の活用計画はないか。また、地元の湯浦活性化協議会などでイベント開催時にそのスペースを使用させてもらいたい意向があります。柔軟に条例を改正するなどして対応できないか。2番目、ヘルシーパークの駐車場は、隣接の温泉プールやグラウンドと一緒に使用しておりますので、スポーツ等のイベントが開催時には駐車スペースが不足することがあります。拡大する考えはないか。以上2点、質問をさせていただきます。あとは質問席からさせていただきます。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） お答えいたします。ヘルシーパーク2階の空きスペースの活用についてのお尋ねでございます。このことにつきましては、地域の活性化やヘルシーパークのPRにもつながることありますので、具体的な利用計画等ありましたら前向きに考えてまいりたいと思います。続きまして、駐車場を拡大する考えはないかというお尋ねでございます。これにつきましては、近隣の町有地を含めて他のスペースが活用できないか検討いたしたいと思います。以上です。

○議長（藤井公明君） 山元商工観光課長。

○商工観光課長（山元信作君） 現在のところ、ヘルシーパークや温泉プールの駐車場は、年間を通して慢性的な駐車場不足とはなっておりません。けれども、スポーツ等のイベント開催時には、大会主催者によります別途駐車場の確保、誘導、参加者への周知徹底により駐車場スペースの確保も可能になるかと思いますので、大会主催者の理解と協力を得ながら運営していけたらと考えております。

○議長（藤井公明君） 林田君。

○2番（林田耀宏君） まず1番の件に対しましてのですね、空きスペースの件でございまして、前向きな検討をいただきましたですけれども、何と言ってもヘルシーパークは芦北町湯浦温泉の中心地であります。それで非常に日曜日がですねお客様が多いということで、特に私たち地域の方もイベントをする時は日曜日でありまして、その時にたまたま重なって利用できないことがありました。

一応例を挙げてみますと、今年3月に湯浦温泉焼酎がですね完成いたしまして、その完成祝いをですね、温泉というところで、やっぱり温泉地のヘルシーパークでですねその落成式をしたいなということで検討いたしました。それがたまたま日曜日ということで、ヘルシーパークも日曜日は来客が多いということですね、迷惑がかかったらいけないということで、私たちも仕方なくですね、湯北公民館に移動してしたわけですけども、そういうことがありまして、それでは今後はですね、そういうことで利用をお願いしたらできるということで前向きに、よろしいでしょうか。もう一度。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 3月の温泉焼酎完成時のお祝いにつきましてはですね、当日の御予約でなかったのかなというふうに思います。もう少し早めにですね御予約いただきますと、対応はできたということでございましたので、今後は事前にですねそういうことも対応していただければ可能かと思いますし、冒頭申しましたように、もう少し弾力的に活用できるようにしてまいりたいと思っております。

○議長（藤井公明君） 林田君。

○2番（林田耀宏君） ありがとうございます。可能であるということでございますので、その時はまあ一応早めに言ったつもりではございましたけれども、可能であるということで是非お願いしたいと思います。その空きスペースの件はですね、わかりました。早めに活用させていただきたいと思っております。

次にスペースの利用の件につきましてですけれども、毎年7月になりましたらですね、湯の香まつりの前に、湯浦川のクリーン作戦を行いまして湯の香橋からずっと河川公園まで、総勢200名くらい来てもらって、川の清掃作業をするわけですけども、その時にやはりみんな疲れて汗びしょりになって、じゃあ今日は風呂でも、ヘルシーパークに入って風呂でも入って、その後レストランがあるのでちょっと休憩でもしていこうかという話で、それは当日でしたけども、電話しましたらですね、終わったのが2時ぐらいだと思います。そしてしましたら、いやあもうレストランは3時ですよということで、しかし私たちの思いでは、日曜日が一番お客が多いのになんでそう3時で閉めるのかなという思い

があったもんで。しかしいろいろですねその件は職場の都合があったりありますので仕方ないなあと思いつつ、別のところで開催していただければと思いますけれども。職員の方にも非常にですね、そういう面では迷惑をかけておりますけれども、もっとその効率的ないい方法が、まあ日曜日だけは開けるとか、そういうのがありましたらちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） お気持ちはよくわかります。それであそこは温泉を利用される方々の休憩室もございましてですね、中にはゆっくり寝ておられる方もございます。そういう意味では静けさを必要とする人たちが結構おられるわけでありまして、隣接で宴会とかですねいろんなパーティー等もございまして、少し差し障りが出ます。そのへんの調整が大変難しいわけございましてね。まあそう言ってばかりいても前に進みませんので、そういった諸々のことを含めましてどうするかと。それとレストランの昼食の利用率でありますけれどもですね、外から見るほど賑わっていないようございまして、そこはまた別の問題でありますけれども、まあいずれにしてもともに知恵を出していきたいなというふうに思っております。

○議長（藤井公明君） 林田君。

○2番（林田耀宏君） そうですね、なかなかそのまあレストランとかですねああいうところは本当に労務費もかかりますし、時間もなかなか限られた食事処であります。大変苦労はわかっておりますけども、まあ利用者の方かなるだけ地域でも利用できるようなになればなという思いでございますので、検討していただければと思います。

それから先ほど述べましたようにですね。ヘルシーパークは隣接の温泉プールとグラウンドと同じ駐車場をしております。そしてその例えばグラウンドを利用したお客様が温泉に入るとそういうお客様が逆に何名ぐらいおられるのかなとちょっと思いましたので、質問させていただきます。

○議長（藤井公明君） 山元商工観光課長。

○商工観光課長（山元信作君） 借りられる際の温泉利用者数につきましては把握しておりませんが、グラウンドのイベント開催時には全駐車場台数102台中、事前に20台ほどそこから等も事前に設置しまして、温泉プールそれからヘルシーパーク分の駐車場を確保して対応している状況でございます。

○議長（藤井公明君） 林田君。

○2番（林田耀宏君） それは温泉のお客様とグラウンド利用のお客様は別ということでございますね。わかりました。その20台というのは、温泉客の駐車場ではですね、ちょっと狭いようには感じましたけれども。

続いて2につきまして、駐車場につきましての質問でございますけれども、御存じのように平成27年には高規格道路がですね、津奈木までインターができると開通するというところで、われわれ商工業の関係者は大変危惧をしているところでございます。幸いヘルシーパークはですね、芦北町でも歴史ある温泉地でありますので、そしてまた湯浦地域にとりましては中央地でありまして、今後湯浦地域の活性化、また芦北町の活性化を図るためにですね、

例えばヘルシーパークと併設した直販所なり加工所なり、そして足湯があったりイベント広場があったり、そしてまた農商工連携にとっても適所適切な場所と位置付けております。それから、現在芦北町夏祭りの湯の香まつりも、湯浦河川敷公園で行っておりますけれども、地域の方からはですね、高齢者の方も多く、町の中でしてもらえないかという要望もずいぶんあったりしています。私たちも商工会としましてもですね、中心地でやればなという思いもしております。そこでですね、近い将来において、ヘルシーパークの周辺の整備も、と駐車場もですが、あとはスポーツの振興とかですね、そしてまた何よりも先日の南海トラフの震災の被害の想定も発表されましたけれども、そういった安全で安心の防災のためにも、今のグラウンドを高台へ移設するという計画がないかをお聞きします。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） グラウンドの移設につきましては、以前ですねそういう話が出たこともありました。しばらく立ち消えになっておりますけれども、このことにつきましては、湯浦の活性協議会の方々のお考えはもとより、体育協会、特に種目競技協会ですね、野球、サッカー、グラウンドゴルフ、ゲートボール、あるいは陸上競技協会等々のお考えも聞かなあかんということでありますが、しかしそれが皆さん方の総意としての御要望であれば、検討に値はするというふうに考えております。

○議長（藤井公明君） 林田君。

○2番（林田耀宏君） 是非ですね、そういった考えをまとめていきたいと思いますが、先ほど申しました今後の安心でですね、安全な安心なまちづくりというためにも、そういったグラウンドの、聞きましたら椈谷の近くにも町有地があるということでございましたので、そのへんの検討をですねしていただければと。それと同時にまた、やはりまちづくりは将来図を描いたですね1,300年の歴史ある温泉ということをテーマにして、私たちはそういったことで一つ一つこうできればなと今思っている中での、今日は質問となっておりますので、その件につきましてはまたどうぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは最後になりましたけれどもですね、そういうことでヘルシーパークは湯浦の中心でもありますので、今後そういったグラウンドの移転、そういうのも考えましてですね、湯浦地区のまちづくりを考えていただければと思います。以上これをもちまして質問を終わらせていただきます。

○議長（藤井公明君） これで林田君の質問が終わりました。ここで暫時休憩します。

- - - - - ○ - - - - -

休憩 午前11時02分

再開 午前11時11分

- - - - - ○ - - - - -

○議長（藤井公明君） 休憩前に続き会議を開きます。次に、川尻君。

○12番（川尻成美君） それでは休憩に続きまして、一般質問をいたします。私は今9月定例会におきましては、通告しております2つの問題について質問をいたします。

一つは、女島埋立地のさらなる有効活用について。二つには、消防の広域化に対する町長の考えについてであります。

まず、女島埋立地のさらなる有効について申します。この埋立地は昭和55年、女島小学校を建て替えるという地元の要望でありまして、そういう地元の熱から陳情しまして埋め立てをしようではないかということが発端になって、昭和59年に測量設計、昭和61年浚渫工事が本格的に始まり、平成14年度にだいたい埋め立ての工事が完了いたしております。構想からなんと25年余りの歳月が経っております。総事業費42億5,000万強、うち町の負担金と単独の事業費は、16億8,000万を投入した事業でありました。町当局をはじめ、地元有志の方々のこれまでの御苦労と御支援に改めて感謝と敬意を表するものであります。私は、この埋立地の有効活用に対しましては、幾度となく一般質問をし、地元住民の皆様の御意見を拝聴しながら現在に至っておりますが、やっとこの構想が日の目を見ることになりました。今年8月1日には、女島活力推進センターがオープンし、指定管理者制度を請け、地元の団体が運営することになっております。いろいろと問題はあるものの、一同で汗を流していくということで、私も応援をさせていただいております。また、公有地9.5haには、メガソーラーの誘致も決定、来年の供用開始が望めます。また、臨海道路の整備も工事が進んでおり、この埋立地の利便性がさらに高くなったわけであります。そこで第1点の質問は、この女島埋立地をさらに有効活用し、地域住民はもとより、多くの町民やビジターの憩いの場として公園化したり、メガソーラー周辺のウォーキングコース等の整備を取り組んではどうかという考えがありますが、町長の考えを伺うものであります。

第2点は、岸壁側に面した3.4haが、埠頭用地として確保されております。その一部を砂利碎石の荷揚場とする計画が突然発覚し、隣接する果樹農家の住民が中心となって一時中止の要請を出し、現在中断しておりますが、その後どうなっているのか、質問をいたします。

次に砂利碎石の置き場として、この利用計画はメガソーラー誘致以前の計画でありました。そこで、メガソーラー事業に対し、ごみ・埃による支障が懸念されと考えますが、町長はどういう考えでおられるのか、第3点の質問であります。

二つに、消防広域化に対する町長としての考えについて質問をいたします。この消防広域化については、県の消防広域推進計画に基づき、芦北町を含む15市町村で構成される城南ブロックにおいて、平成21年5月協議会が設立され、本年8月31日に、第9回の協議会で協定項目全ての協議が終わったと聞いております。この消防広域化については、私どもはほとんどの議員は去る8月2日の議会全員協議会の説明で、初めて知ったのであります。城南ブロック消防広域協議会も、最終段階であることに唖然としたのであります。さらに去る8月30日、町長より議会全員協議会の説明の中で、消防広域化は当初勉強会として発足したが、広域ありきで進んでいる、時期尚早である、本町としては離脱の考えを示唆された発言でありました。議会としては、この段階では判断しかねるとのことであつたと思います。その日の午後4時から水俣芦北広域議会全員協議会で、芦北町長として離脱を表明。翌日、

城南ブロック協議会で、財政面など総合的に検討した結果、離脱はやむを得ないと発言されております。町長自身の判断で離脱を表明されました。私は離脱がどうこうという気もありませんし、広域消防化を進めるべきか、現状のままでいいのかという質問をするものではありません。城南ブロック広域消防の協議会が平成21年5月設立されて、今までの3年3カ月間が経過しましたが、この過程を質問をするものであります。少々質問通告の用紙に間違いがありましてお詫び申し上げますが、第1回協議会のみということではなく、を訂正させていただきます。2回町長出席でありますので、訂正してお詫びいたしますが、そこで町長は第1回協議会の設立総会と、第2回協議会に出席したのみで、第3回から第8回までは全て欠席であるということではありますが、その欠席の理由は何なのか、第1点の質問であります。

第2点は、率直に言って消防広域化に対しての町長の基本的な考えはどのような考えであるのか。質問をいたします。

3点目は、この消防広域化は議会の議決が必要とされ、今12月議会に付議される予定であったわけです。町長の広域離脱により、議会に事件として提案されることはなくなりました。火災や災害から住民の生命、身体及び財産を守る重要な機関として、消防力の一層の充実を図るための消防広域化であるならば、町民を代表する議会への情報提供をなぜ行わなかったのか。町長の一存でなぜ離脱を決められたのか。民主主義国家として、自治体の公職者である首長としての自らの決定と行動を、町民に対して説明する義務があると思うのですが、その理由と今後どうされるのか、明確にしていきたいのであります。

以上申し上げましたが、町民が納得する明快な答弁を求め、第1回の質問を終わります。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） お答えします。メガソーラー周辺のウォーキングコース等の整備についてのお尋ねでございます。女島埋立地内のメガソーラー事業用地は全て事業者へ貸与することとなっておりますので、ウォーキングコース等の整備は困難な状況であります。なお、女島活力推進センター背後地につきましては、女島開発委員会や地元住民の方々との協議を進める中で、まずは有効活用を図ることを目指します。以下、担当課長より答弁させます。

続きまして、消防の広域化に対するお尋ねでございます。町長は2回協議会に出席してあとは欠席だがということではありますが、別件公務等と重なり出席しておりません。代理を必ず出席をさせておりますので、町としては無欠席であります。

続きまして消防広域化に対して町長の基本的考えはどうかということではありますが、自らの故郷は自らの手で守るというのが基本理念であります。

続きまして、議会への情報提供をしていなかった理由につきましては、城南ブロック消防広域化協議会につきましては、芦北町議会代表として藤井議長がそれに出席をされております。従いまして議会への情報提供は求められればしますけれども、議長がされて然るべきものというふうに解釈をしておるところであります。

続きまして、今後どうするのかということではありますが、一般的に離脱という言葉を使いますが、離脱はあまりいい意味では使われないことが多くございます。職場離脱とか戦

線離脱とかですね、あまりイメージがよろしくありません。したがって私は、退会、所属する組織団体を辞めるという意味で「退会」という言葉を使わせていただきたいと思います。津奈木町も同様であります。今後は水俣芦北広域消防の機能の強化、そしてまた消防技術の向上、そしてまた何よりも住民、地元消防団との信頼関係をさらに深く深く強く絆を持って、自らの故郷を守ってまいりたいという気持ちであります。以上答弁とさせていただきます。

○議長（藤井公明君） 山元商工観光課長。

○商工観光課長（山元信作君） お答えいたします。女島埋立地の埠頭用地の砂利碎石荷揚場の計画につきましては、事業主体であります熊本県に確認いたしましたところ、計画通りであるとのことでした。次に、ごみ、埃によるメガソーラーに対する支障の懸念でございますが、メガソーラー事業者には、県の埠頭用地が砂利碎石荷揚場と計画されていることを事前に説明しておりますので、承知されております。以上でございます。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 今回パネルを作ってきましたので、パネルで、ちょっと傍聴者には裏がありませんので見えないので、執行部の皆さんにこういうパネルを。

これはあの、メガソーラーの業者にですね、前回の議会のときに言ったものですから、執行部から提供していただきまして、これを伸ばした航空写真に私が思う構想を貼り付けたわけでございます。今赤いのが県道でございます。これトンネルでございます。これが道路ですね。これが町道になっております。メガソーラーがこの部分の二区画に約9点のメガソーラーということになります。

今、本当あの環境省のおかげもありまして、町の負担も、大きな補助金をもらいまして「ゆめもやい」がスタートしておりますが、なかなか運営には難しい問題がありますし、人を集客するという形でですね試行錯誤しておりますけれども、そういう意味でもですね早く短期間のうちにこの埋め立ての有効活用をするべきじゃないかという住民の熱い思いもございまして、町長に御提案をさせていただいたわけですが、今ウォーキング道路はちょっと無理だというような話で、全部貸与するからということでもありますけれども、私も臨海道路が今工事中でありますけれども、繋がったわけであります。すごく利便性が良くて、歩いたりとかするには非常に今後いいなというふうに思いまして、毎日朝夕通る中にですねこの用水路の周辺を見て、桜が78本今植わっております。5年くらい前だと思いますがもう大分大きくなってございますが、それと併用してですね、一部これをずっと1.5か2mの幅にウォーキングコースをしたら非常にいいかなという私の思いでありますし、聞いたところほかの方々も「あぁいいな」ということでもございますし、要するにこの公園化をさらにですね町の「ゆめもやい」のところを公園化し芝生化して遊具施設も無料開放という形の公園化しますと、今花畑となっておりますが、花公園とせんとなんか、今、播いたがですね、非常に一時花が咲くところはきれいですけれども、もう後の整備に非常に手がかかるということになります。

そして御存じと思いますが、ここに釣り客がいっぱいあります。運悪くですね車が落下して死亡されたこともありますけども、そこできれいに制限して通れないようにしてありますが、この路側帯等にですね、町の用地にはほとんど止めませんけれども、路側帯等に朝4時半ごろから3, 4台来たり、もう見苦しいような車の止め方があって、釣り客がいつも楽しんでおられますし、トイレ、前はもう垂れ流しでございましたが、今聞いたところによりますと、ここに借りに来られるということで、当然野外トイレも必要になるんじゃないかなというふうな感じもありますし、駐車場の整備もこれだけでは足りないんじゃないか、そういうことの中でですね今提案をさせていただきました。聞くところによりますと、この桜がですね撤去しなければいけないということで、非常に残念だなと思っておりますが、どんなもんだらうかなというふうにも思いますし、できるならばこの公園化をですね一緒に併用して1.5mぐらいの柵をですね、どうせ柵をされるわけですから、入られないようにですね。柵の外をですね、そういう立派な舗装ではなくてもいいと思いますけれども、そういう形でですねどうだらうかなと。研修に来てくれた人も歩道を歩くとか。そういう形で、今後御検討いただければいかがかなと。全体像としてはそういう形のことであります。それについて第1点目の質問いかがでしょうか。

○議長（藤井公明君） 山元商工観光課長。

○商工観光課長（山元信作君） 河川沿いのウォーキングコースの検討でございますが、河川の護岸ブロックが1mぐらいの幅で、中にあの栗石を詰めた状態にしております。用地の境界というのがそのブロックのすぐ後ろになりますので、現在桜の植わっている箇所も今度貸与する部分に入ってしまう。ですから桜自体を移植を予定しているところでございます。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） そういう条件で協定を交わされたということで理解すればいいわけですね。敷地としてはですね。でしょう。

○議長（藤井公明君） 山元商工観光課長。

○商工観光課長（山元信作君） 全用地でございまして、先程図面で見せていただきました県道の向かい側、また駐車場かとお聞きしましたがけれども、そこも含めたところの9.5haを貸与しまして、その用地には変電所等の建設も計画されているところでございます。以上です。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 要するにこのところが変電所になるということですかね。そうでしょう。まあいいです。それならばやっぱり構想が全然違ってきますので、ちょっと私の勉強不足もございましたけども、しかしながらやっぱり、もう1回ですね交渉なりしてもらって、どうにか桜を残してもらえんかなというような交渉、桜の木ぐらいは残していただけないかなということがあります。私は、桜の木を撤去しなければいけないというのは、ソーラー設備にですね、花の咲いた時期に舞い落ちるとか、葉が落ちるとか、そういうことで駄目だと言われたのかなというふうに感じておりましたものですからそういうことを言ったんですが、やはりこういう、「ゆめもやい」の性格というのは、基本的に環境という形の中の施設

でありましたので、やはり、このソーラーもエコという形の、エコ環境の一環です。桜並木もですね、やはり心なごむ日本の象徴する桜でありますので、この78本、数えましたらありました。だから、大きく育つとですね、やはり非常な桜を鑑賞できる花見客等も集客できるよというようなことを考えておりますが、町長いかがでしょうか。

- 町長(竹崎一成君) もう、そのとおりでありまして、桜につきましてはですね、もう伐採、切り捨てるということではなくて移植。またその移植先につきましても検討を重ねましてですね、環境あるいは癒やしの場になるような、そういう効果をもたらすような場所をですね、やはり選定すべきだろうなというふうに思っております。やはりメーカー側には、町側とすれば全面積利用していただきたい。賃貸料の件もございますし、その中で、やはり支障木となったということはいろんな理由があると思いますので、そこはまた、企業側とも協議をし、地元の方々と話し合いをしながら進めさせていただきたいと思います。

- 議長(藤井公明君) 川尻君。

- 12番(川尻成美君) これはですね、構想的な施策の問題でありますので、執行権者としての町長、執行部の、やっぱり今後の対応を切に望むという形でありますので、その構想をですね、よろしくお願ひしたいと思います。まあ特にこの臨海道路等の供用開始になってからの釣り客のことも考えたり、来るなどとは言われないうし、いかに有効利用して環境に配慮したマナーも大事だろうし、そういうことも、それにはやっぱりトイレ等も整備は必要であるということをお考えいただければと思います。

次に2点目の、この荷揚場については、この高速道路の廃土をさらに積み上げた赤土をですね、そのときここあたりがハウスミカン部とありますけども、今、風力の何か調査の機械がここに設置してあります。環境の方の透明度とかもあると思いますけれども、やはりそのときに発覚したこともございました。埃ですね。それで、ここをネットで仕切ったことを記憶しておりますが、いわゆる計石港がこれでございますけども、この荷揚場が老朽したために、ここを浚渫してあります。30m埠頭用地はありますので、ここの深さも十分、何百tか何千tかの船が着くようにしてあると思いますが、今ここの3.4haの部分の中に一部舗装してある所がございますが、もうできるのかなという、トラックスケールと言いますか、そういうのがもう設備してあります。タイヤの泥を落とす、そして上からシャワーをかける施設がしてありますので、着々と進んでいるのかなというふうに思いますが、この、それを住民の意向を万全にできたとして、このソーラーには影響ないのか。まあそれは言っておりますと言われましたけども、今現在のこの計石港の埃等を風の強風のときに見ますとですね、相当の埃がするのはもう事実でございますので、その点はいかが町長自身の考えは、どんなですかね。

- 議長(藤井公明君) 竹崎町長。

- 町長(竹崎一成君) 粉じん対策については、県ともかなり協議をし、説明を受けております。具体的には課長の方から。

- 議長(藤井公明君) 山口建設課長。

- 建設課長（山口純志君） お答えします。ここの埠頭用地につきましては、県の港湾用地でございますので、担当課として建設課の方でいろいろ県の方と協議しておりますので、お答えしたいと思います。

今、この埠頭用地に砂利・採石の荷揚場としての計画についてでございますけども、確かに川尻議員さんが申されたとおり、計石港の方が老朽化し危険な状況であります。で、それを女島埠頭用地の方に持ってくるということで、今県の方は計画しております。これにつきましてはですね、昨年から地元女島地区の理解を得るため、事前説明会を各地区でやってきました。その中で、地区住民の方々からは先ほど申されましたとおり、砂利の運搬、積み下ろしの際に粉じんが舞い上がり、農作物等に被害が及ぶということで、一応理解をもらっておりません。それに対しまして、県としましてはですね、今先ほど議員さんが申されました、トラックのタイヤ洗い場とそこに入るときに、上を通る時にシャワー、シャワーですね。それと、砂利置き場にはスプリンクラーを設置。この工事を今、現在進んでおります。

これをやった後、また今後ですね、荷揚場周辺に防じん緑地、要するにごみが飛ばないようにその周りを緑地、植木関係でやりたいということで、これについてはまだ予算化されていないということで、まあ来年度以降になると思いますけども、いずれにしても県としてはここの地域にですね、最大限の対策を講じて、この施設を供用開始したいということでございました。ただし、まだ今年まだいろいろ時間がありますので、県も地元の方々区長さんあたりといろいろ相談しまして、この計画を理解していただきたいというふうに回答をいただいております。

- 議長（藤井公明君） 川尻君。

- 12番（川尻成美君） この埋め立ての有効利用の件、そして荷揚場の件については今了解をいたしました。住民の納得いくですね交渉を県との窓口の中でやっていただきたい。そして、この「ゆめもやい」がですね、地域の拠点として有効活用できる埋立地でありたいというふうに思いますので、私も指定管理者の受けた女島開発委員会と一緒に汗をかくつもりでございますので、今後の集客を望んだ活用の方を、町長の特段の改良をお願いをしておきたいと思います。

次に2点目ですが、冒頭申し上げましたように全員協議会でも私、何の質疑もしませんでした。ただ過程を聞いただけで。要するに、第1回目、8月2日にまず聞いて、テレビ報道を1回見てですね、知ったんですけど、ちょっとぐらい知ったんですけども、やはりこれは大きな問題だなというふうに理解しておりましたものですから、こう進んでいるのかは全然知らなかったわけでありました。この行程表を見ましたときにあ然としました。

今、町長は議長が参加してるから議長に振られまして、ここ、今質問できないわけですけども、議長にはですね。それは議会の対応として今後、議長ともお話をさせていただきますけども、それはそれとしてですね、執行権者としての町長の義務等に、私は町長の政治姿勢という形で疑念を持ったわけですよ。この有能な町長がなという形でですね私、思ったわけですね、はたして私も町民からですね、新聞報道された、載りましたよね、31日の朝刊と9月1日の朝刊に載ったものですから、町民から「これは何ですか」

と3件ほど電話がありました。「これは全然知らなかったんですよ。済んでいます」って。「しかし、新聞で見られたとおりでございます」ということですね。しかしやっぱり、大事な生命と財産を、消防という組織の評価につなげるべく県が推進した計画であったならばですね、私たちも、議長が参加しても言われたんですけども、合併ありきであるということは言われましたけども、その前にやはり、もう3年3カ月が経っておりまして、それなりの、議長のみならず1回ぐらいいは設立総会の後、2、3回会議があった場合に、22年度ぐらいですねやっぱり説明が欲しかったなというふうに、私感じてならないわけです。

そして、この「広域だより」ですね。これ、1号、2号は発行されておりますけど、これもこの2日の時に配る意思はないと副町長が明言されました。これでいいのかなというふうに思います。住民に説明をする責任である執行部として、これを配らないというのはおかしいというふうに私は感じています。この、これは合併ありきと言われてもですね、こういうふうにお知らせしますということで、こういうのが進みますよという報道なんです。これ、なりますということじゃないんですよ、これ、新聞は。これは配るべきだと私は今でも思っておりますし、町長、こういう中ですね、やはり町民知る、町民が知る権利、これを逸脱したんじゃないかと私は思いますが、いかがですか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 県側はですね、当初から最後まで勉強会と。勉強会、勉強会ということでしたから、私もずっと勉強を続けさせていただきましたので、議会の皆さん方には、その勉強の中身をですね、別にお知らせすることないだろうと。あの、他にもですね協議会なんかたくさんあるんですよ。いちいち皆さん方に報告しとりません。これは極めて、住民の生命、財産に関わる重要な問題という御指摘もありますけど、私どもは全然重要と覚えていなかったんですね。だって、メリットを感じてませんでしたから。その証拠に、全国のこの統合率はわずか8%。しかもこれは1年だけじゃなくて2年か3年ぐらい、全然変わらんです。この合併のですね協議会すら設けてない所がたくさんあるんです。ですから、価値なしという判断でありますから、重要性とか重要性でないとかというのは、やっぱりそこは個人差があると思いますが、私どもは重要性はなかったというふうに考えております。その結果、城北ブロックだって中央ブロックだって、そしてこの城南ブロックだって同じような過程を進んでいっておるわけであります。

広報紙にしましてはですね、これは私の権限で止めました。中には、これもまた解釈の違いがあるかもしれませんが、これは推進啓発の広報紙でありまして、勉強中の中にですね、こういう余談を挟むような広報紙は認めないという思いがありまして、止めたわけでありまして、それは今でも、私は賢明な判断であったと自ら思っておるところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 町長、今、間違いはなかったと、自分が今まで進めて、私が聞こうと思ったことを自主的に言われましたので、それはもう町民が判断することであって、私た

ち議会個人個人が判断することでありますので、見解の相違にはなりますので、それは、町長の今取った行動は間違いではなかったと言われたなら、それまででございますので、民主主義ということを鑑みればですね、私は、私自身はですね、もうちょっと何か対応があったのかなというふうに感じております。要するに政治姿勢というのはどうだろうかということ、私は申し上げたく、要するに議会というのは意思決定機関でありまして、どういうふう、にこの協議が進捗しているのかは、当然知るべき権利がありますし、義務がございます。町民もそのとおりだというふうに、私は町長と違ったですね、民主主義の国家としての意義等は、ちょっと価値観が違うようでございます。

それはそれとして、やはり消防というのは大事な事業でございますので、町長の今後の消防に対するですね、熱意を今後伸ばしていただきますように。もう議会から、議会がどうすることもできないことになっておりますのでですね、町長独断で退会ということでありましたので、もう異論する余地もないのではないかというふうに、私はただ、そういう町長の姿勢を政治姿勢を問うたのであります。以上、終わります。

○議長（藤井公明君） これで、川尻君の質問が終わりました。

ここで昼食のため暫時休憩し、午後１時から開会します。

- - - - - ○ - - - - -

休憩 午前１１時５０分

再開 午後０時５７分

- - - - - ○ - - - - -

○議長（藤井公明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に平松君。

○１１番（平松洋一君） 一般質問をいたします。

去る本年７月１２日、木曜日未明から朝にかけて、九州地方大雨に伴い、気象庁と福岡管区気象台は熊本県の熊本地方と阿蘇地方、大分県の中中部と西部を中心に、「これまで経験したことがないような大雨になっています」という表現で気象情報が発表されました。その豪雨により熊本、大分、福岡の各地で避難勧告や避難指示が出されました。その豪雨被害はすさまじく、人的被害として死者２９人、行方不明３名、負傷者２０名、また、物的被害としての建物の全壊１３１棟、半壊１０９棟、一部損壊９７棟、床上浸水２，４４９棟、床下浸水４，５２１棟、さらには電気、水道、通信、鉄道、道路など、ライフラインに甚大な被害をもたらしました。この豪雨は、芦北地域でも床上浸水、床下浸水はじめ、生活ライフラインに多くの被害が出ました。被害に遭われた方々に、改めてお悔やみやお見舞いを申し上げます。さて、その後も８月１４日には近畿中部に豪雨があり、記憶に新しいところですが、このような近年の雨の降り方をはじめ、４０度近い気温が続いたり、異常とも思える気象現象が今後ますます強くなることが心配されるところであります。

ところで、本町の小田浦の駅前の排水対策は、合併前からの課題でありました。私は平成１９年３月議会で、このことについて質問をいたしました。当時も問題箇所を指摘し、改善を要望しましたところ、今後詳細な調査、測量、解析を行った上、計画するとのこと

でした。その後にコンサル会社による調査結果を踏まえ、東海カーボン株式会社の排水門に強制ポンプを設置になったわけです。地元関係者を含め、これまで現場の問題箇所を指摘しましたが、地域全体の排水について解析する必要があるということで、1年かけコンサル会社に依頼をし、その結論が東海カーボン株式会社の工場排水門近くに強制排水ポンプを設置することでした。建設経済委員会でも、私は「それだけで本当に大丈夫か。構造的な問題の対策の必要はないか」と問題箇所を指摘しましたが、「解析結果では問題ありません」とのことでした。専門的に解析されたことであり、疑問に思いつつもそれ以上のことが言えませんでした。

しかし、現実の結果として、その心配が的中をしております。本年6月には、16日および21日と2回、そしてさらに7月に2日、そしてあの12日と、計4回も地元消防団は出動をしております。7月12日の豪雨は異常だとしても、問題をいまだ抱えたままです。平成22年6月2日に、小田浦地区の強制排水ポンプが竣工いたしました。そのことの効果は否定はいたしません、その後も完全な排水対策の解消に至っておりません。このコンサル会社の結果は何だったのか、はなはだ疑問であります。そこで再度、この小田浦地区、特に肥後田浦駅通りの冠水解消対策についてお尋ねをいたします。

まず第1に、この排水対策の現状をどのように捉えておるか。第2に、コンサル会社が示した机上論と現実との相違があると思うが、問題はないか。第3に、今後この排水対策をどのように考えているのか、町長及び担当課長に説明を、答弁を求めます。

次に、県道球磨田浦線の早期整備についてお尋ねいたします。県道球磨田浦線の横居木から国道3号線までの間、芦北管轄については2車線化されるなど改良がなされてきました。しかし、途中から土地が八代管轄となっており、これまで問題解決の障害になっており、いまだ改良されておりません。そこで、球磨田浦線の早期整備についてお尋ねいたします。まず第1に、現況をどう認識しているか。第2に、測量が一部完了している区間の今後の整備計画はどうなっているか。第3に、今後国道3号線までの取り付けの計画見通しはどうなっているか。町長及び担当課長にお尋ねをいたします。

三つ目は、県道二見田浦線の早期整備についてお聞きします。現在、交付金事業として改良事業が展開されているが、工事区間が、ここも芦北管轄と八代管轄に分かれております。そこで第1に、現在の進行状況はどうなっているのか。第2に今後の整備計画について、また全線改良の計画予定はどうなっているのか、町長および担当課長にお尋ねいたします。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） お答えいたします。小田浦地区の排水対策の現状につきましては、7月の集中豪雨によりまして駅前通りが冠水する状況となりました。これは芦北町観測史上、記録的豪雨の影響が大きかったものと思われます。この駅通りの冠水を早急に解消すべく、本議会に予算を計上させていただきました。今後も様子を見ながら、地域の現状に合った整備を行っていきたいと考えております。

次に、県道球磨田浦線、二見田浦線の早期整備についてお答えいたします。この件につきましては、平松議員より、平成21年の6月定例会において同様の御質問をいただいております。その時に申し上げましたとおり、2路線の改良につきましては、本町といたしましても重要なインフラ整備の一つという認識で、各方面に対し強い要望を行ってまいりました。その結果は御存じのとおり、かなりの進捗を見ておるところでございます。以下、残余の答弁は担当課よりさせます。

○議長（藤井公明君） 山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） それでは平松議員の質問にお答えします。

まず、小田浦地区の排水対策につきまして御説明申し上げます。排水対策の現状であります。前回の集中豪雨によりまして駅前通りに冠水が発生しております。先ほど町長が申し上げましたとおり、本議会に予算計上し、小型排水ポンプ2基を設置し、早急に排水対策を行いたいと思っております。

次に机上論と現実の相違、今後の排水対策についてであります。当排水機場を導水路、これはコンサルタントが計画した水路の断面であります。時間雨量66ml程度の雨量を基に計算されております。今後も状況を把握しながら、現状に合った排水対策を行っていきいたいと思っております。

続きまして、県道球磨田浦線の今後の整備計画並びに国道3号線取り付けまでの計画見通しにつきまして御説明いたします。まず、測量が一部完了している区間の今後の計画についてであります。平成23年度において地質調査、詳細設計を終え、平成24年度には用地交渉がなされる見込みであります。近日中には地元に対する説明会を行うと聞いております。これ、確認いたしましたら、区長さんの方には先週説明会が済んだということでございます。9月の後半に地元説明会を行うという回答でありました。この用地交渉、あと順調に進めると、平成25年度から工事に着手されることとなります。残りの国道3号取り付けまでの計画見通しにつきましては、現段階では具体的な整備計画は示されておきませんので、今後も引き続き、県に対し事業実施の要望を続けていきたいと考えております。

続きまして、県道二見田浦線の状況、今後の計画について御説明申し上げます。井牟田地区の肥薩おれんじ鉄道を越え海側に建設されている区間約2kmにつきましては、平成24年度中に完了の見込みです。その結果、芦北町管内の残り区間は、あと300m程度となります。順調に進みますと、平成25年度において埋め立て申請がなされ、早ければ平成26年度から事業着手がなされると聞いております。そこから先、約1kmが八代管内の事業区間となりますが、現在、県におきまして埋め立て申請のための環境調査が実施中ということですので、今後も引き続き要望をしてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（藤井公明君） 平松君。

○11番（平松洋一君） それでは排水関係の方から質問をさせていただきます。まずあの、先の7月の12日の豪雨につきましてはですね、かなりの各地における被害でございますから、まあ、それはそれとしてこれは仕方ないだろうという気も致しますが、私が申し上げた

いのはですね、今、課長が上限 66ml というお答えをいただきましたが、実は 6 月 16 日が 54ml 降ってますね。実は、雨量の数値はですね基本は、気象庁の、田浦がちょうど気象台の観測地になっております。葦北郡芦北町大字田浦町字八幡の元、これが気象台の雨量の観測地になっていますから、まあ、当たらずも遠からず、かなりだいたい近いだろうという線と言いますけど、この雨量がですね 16 日、54ml。この日は朝 5 時ごろ消防団出動しています。それから 6 月の 21 日が 46.5ml。これも出動してます。46ml ですね。で、66ml よりもかなり少ない数値でございます。それから 7 月の 2 日が 58ml。これも少ないですね。なお、7 月の 12 日は 68.5ml と、御承知のとりの雨でございますから、もう 66ml を超えておるということでございますが、実はまあこの雨量から考えますと、これはそれ以下でも相当、今後ともですね、被害の解消はできないんじゃないかというふうに見ております。

私が平成 19 年 3 月に一般質問をいたしました。この時の議事録、まだ残っておりますけど、ここにございますが、まあ、同じようなことをですね聞いたわけです。当時の建設課長がですね、私のこの問題箇所の問いに対してですね、答えが「これまでの現地調査の結果、当地域内の排水路および県道、並びにおれんじ鉄道を横断している排水断面が部分的に小さいために、排水機場に流れ込む以前に途中であふれ出し、また水位上昇によりまして浸水、住宅浸水の発生要因となっているのではないかと考えております。」まさにこのとおりだったと私は思いますけど、それからさらに分かりやすいように、どこが問題なのかちょっと写真で一応説明をしたいと思いますが、一応解析はしてございますね。十分。で、解析の結果、結論は強制排水ポンプの設置ということで終わったわけですが、まあ、前回も指摘をしております箇所はですね、ちょっと見えますでしょうかね。坊ヶ迫川、それから小田浦川、そして駅前通りの排水が、ここに一手に寄ってくる場所です。この場所が、こういうふうになりますね。豪雨の時は必ず。この場所ですけど、こうなります。どこが問題なのかと言いますと、ここに、この集中をしております豪雨がですね、ふん詰まりになって、そしてお隣の方からポンプでどんどん汲みはしますけど、これも限界があると、応急的な措置だというふうに思っています。

これは平成 18 年 7 月 20 日に写真を撮りましたけど、問題になってる所はここです。駅前の魚屋さんとかバイク屋さんとかあるんですけど、ここが問題、いつも問題になってますけど、今回、今年も 4 回も消防団出動。なぜなのかということをですね、何回も何回も被害のたびに行きますので、側溝こうですね。さっき一番最初に見せました写真が、向こうの方からと、その小田浦川から流れてくるとこ、ここは、この駅前の方の降り注いだ雨がここに寄ってくるということなんです。

それで通常はですね、先ほど言いましたけども、この排水の高さが 2m20 あります。これがだいたい 20cm ですから、2m20、入り口はあるんです。ただ、これが先までほげていればですね、全然問題はないと私は思いますけども、問題なのは、これ見えますかね。ちょっと中に入ってみると分かるんですが、ここに横穴がありますね。これに駅前のが全部一手に、40cm の土管なんですけど、ここに集中してしまつとる。これがふん詰ま

る。要するに漏斗のですね口みたいな所です。ここでまあこれも同じですけど、先に穴が、光が見えますけど、この出口がどうなってるかということ、東海カーボンの敷地内に入っていきます。で、東海カーボンの敷地内では、現状でも水面から50cmぐらいです。入り口は2m20ありますけど。先の方は1mちょっとしかない。でも、今回設置をしていただいたですね排水関係については、このようにどんどん活動をしている。今回、作動しておりますので、新しいのはこっちですね。古いのはこちら。5基とも作動しておりますので、ここについては問題はないと。かなりの働きがあってるんだろと思いますが、何回も何回もふん詰まりを起こしている箇所っていうのはここ。入り口は広くて出口は狭いと、これを改善しないとですね、どうにもならんと。地元区長さんとも12日の朝、現場に出向いて「こら、どうもならんばい」ということですね、おそらく何らかの形で建設課なり要望があってるかと思いますが、問題はここだと思いますけど、コンサルがですね、解析の結果でさっき66mlということでは言われましたけど、それはこの土管のそのも含めてOKなんではないでしょうか。その66ml以内ですね、ここは、解析結果ではどのように出てるんでしょうか。駅前のここですけど。まず、ネックになっているところ。お尋ねをします。課長。

○議長（藤井公明君） 山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） 今の質問にお答えします。先ほど、議員さんの方から、以前議会の方で質問した覚えがあるということでございます。ここにも先ほど確かに、議員さんが申されましたとおり書いてあります。この前担当課長の答弁の中に、「その後、いずれにしても詳細な調査、測量を実施してみないことには、細かい数字的な説明はできない状況でございます」ということで返答されています。それを基に、この現場に入る前にですね、コンサルの方で解析した結果、ここは30年確率で3日間の雨量が522mlですね。このときの最大、平均になりますけども時間雨量43mlと。これを基に計算をされて、排水断面を決定されております。これにおいては、まあ十分通水断面はあるということで、今回こういう機械を設置したわけですが、当地域の雨水状況の、雨水排水の状況は議員さんが一番御存じでございまして、さっきもおっしゃられましたとおり、中村建設の事務所裏の方で3方向からの水が合流しております。内、駅からの方ですけども、あえて断面を小さくし、更に排水溝を合流地点よりも、おれんじ鉄道の下の方に抜いてあります。写真のとおりでございます。これはおそらく、2方からの水量が大きくて、苦肉の策として当時そこを止めて、こういう作り方をしているんじゃないかならうかと思っております。

通常のこういった計算された結果でいきますと影響はないんですが、前回のような豪雨が続きますと、こういった結果が出るということでございますので、今回は議会の方に予算折衝させていただきまして、その水がたまる前に自動で強制的に排水を行っていかうと思っております。さらに、おれんじ鉄道の下の方の排水断面でございますが、これも二重断面、今おっしゃられたとおりでございます。これはおそらく、昔の鹿児島本線の時の単線だったやつを複線にした時に、手前の方は複線にする時に2mの構造にしたんじゃないかならうかと。先の方は昔のままの1mちょいぐらいの断面じゃないかならうかと思っておりますけども、この30年

確率でいきますとそれでも通るということでございます。しかし、今議員さんも申されましたように、今後のこういった雨量、雨の状況をですね、豪雨が長く、80ml90ml 降りますと、こういった支障が出てくるということでございますので、今後もですね、先ほど町長が申しましたように、状況に応じた排水対策を取らせていただきたいと思います。以上です。

○議長（藤井公明君） 平松君。

○11番（平松洋一君） ありがとうございます。問題はですね、構造上、我々は水位検査の専門家じゃありませんからよく分かりませんが、ここが構造上ですね、先が小さくなっててですね、これは誰が見てもおかしいというふうに思うわけですが、問題はその解析、コンサルさんの結果で66ml までは大丈夫ということと言われましたが、ここにもですね机上論のやっぱ誤差と言いますかね、ありまして、じゃあ実際現実には毎年、昨年だけはなかったんですが、毎年毎年、水害がここ浸かるとるわけですよ。毎年。それでじゃあ本当にこの、浸かった時ですね、降水量がどのくらい降ったのか。これはインターネットで見られますので、気象庁の田浦の降水量を見れば1時間雨量も10分間雨量も全部出てきますので、これを見ますとですね、一番降ったのがですね、2005年7月6日。100ml 降っていますね。当然この時もあれなんですけど、平成17年、これも被害がかなり出ている。平成20年が第2位で、98.5ml。1時間雨量。インターネットで見てください。これは分かりますから。それと3番目が88ml。これが2009年10月2日ですね。そいと、75ml が1979年7月15日。74ml が平成19年。それと69ml が1979年7月17日。で田浦地区がですね、大水害に遭った年が、御無礼しました、この時がですね、時間雨量最大65ml とデータでは残ってます。ですから、66ml という上限はですね、もう常にこう何かクリアしてしまう、オーバーしてしまうということですから、このデータ上、数字上ではですね、もうおそらくかなりの確率でここは浸かるんじゃないかならうかと思っています。

ちなみにですね、この前の7月12日が68.5ml ですね。24年の7月12日。これは68.5ml。16年が65ml とか、ずっとデータ観測史上1位から10位の順ずっとデータが出てきますので、確認していただければ分かりますが。コンサルさんが何でその66ml を、根拠を出されたのか私はよく分かりませんが、おそらく今のままでは、ますますここはあれと思います。ですから、もう1回ですね、私はこの問題で、トータル的にはいろいろ考えますと、集中的にここに寄ってくるから、この排水が起こるわけでございます。

これも19年にお聞きしたことです。おれんじ鉄道の下のですね、その排水路の開口というか、あるいはその拡大とか、そういうのはできないかという質問をしたんですが、「改修については不可能な状況でございます。」と。「それで方法としましては、基本的に今の排水路を活かしながら」、答弁ですから、「今の排水路を活かしながらどれだけ容量不足があるのか」、この前コンサルで調べられたと思います。「どれだけ不足分があるのか。それを併行する形で、暗渠方式」、横にするのかあるいはまた別の所にするのか分かりませんが、「そういう方法で電車を通しながら、いわゆる工法で施工も技術的に可能でございま

す。そちらの方の検討に入るべきかなというふうには思っております。施工はできます。」というのが、当時の答えでございまして、やはりこういう方向で、やっぱりここは考えていくべきではなからうかと思いますが、今後の課長の考えたですねここを改善する方法として。

ちなみに昨日、補正予算で通りましたが、ちょっとお聞きしましたけども、ここはですねどこに流されますかとお聞きしたら、この、ここに流れるんですね。この上に。だから一緒なんですよ。もう一緒です。これが小さいか何かこれの横に流してこられるわけですから、結局は先で、ここは一段狭い。先はまだ狭い。ここに流してもですね、抜本的な改修にはならないと私は思っておりますけども、まあ今回は今回でですね、スイッチポンプは結構でございますが、そこも含めて。そしてもう1点ですね、東海カーボンさんの正門の横、小田浦の方に小田浦川がありますけど、そこの方に1本通してあれば、それはそれでまあそれでだいぶん違うんじゃないかと思っておりますけども、そこらへん今後の対策をですね、どのように考えておられるかお答えいただきたい。

○議長（藤井公明君） 山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） お答えします。先ほどの降雨の関係でございますけども、計算ということで最初からですけども、一応、私の方にも前の雨量が提出されております。これにはですね、2006年までの30年間ということでやっておりますので、確かにその後の降雨量というのは、また近年は特にそういう状況でございますので、また考えるべきじゃなからうかなとは認識しております。

それと、排水ポンプの吐き出し口でございますけども、今現在はあそこはそのまま本流の水位が上がりますと、こっちの小さい方からは逆流するという状況でございます。今回ポンプを設置しますのは、その小さい600の排水の所にフラップゲートを設けまして、本流の水位が上がってきたときには流れ込みを防ぐと。防いで冠水をポンプで上げるということでございます。冠水した水を送りますので、これには圧がかかって、本流の方に中の方に押し込みますので、向こうから吸う分に対しては大分効果があると、これは確認しております。それと、現在のその水路の断面の不足、まあ小さいところでございますけれども、今ポンプ場の方は結局こういう計算をやりまして90tということで、新しいポンプ場は90tの排水機場を町のを作っております。県のと別にですね。逆にこの断面を大きくしたときに、これだけのまた豪雨、それ以上の豪雨があったときには、その断面が逆に大きければ、機場の方が守れなくなるというような可能性もあると思います。そういうことでございますので、先程ちょっと議員さんの方が申されましたが、別ルートということも考えられるんじゃないかと思えます。これは詳細に現場を確認の上ですね、確認しないとわかりませんけれども、今後もそういったことで現場の状況に合った、地域の状況に合った排水対策を取らせていただければということでございますのでよろしく申し上げます。

○議長（藤井公明君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 排水関係で町長に最後に確認をいたします。一年かけてコンサルの結果をふまえて、強制排水ポンプを設置していただいたことは非常にこう、また一歩前進

したわけですが、再度このことについてはですね、今担当課長からお聞きしましたけれども、別ルート等も考えにあるということでございますので、是非そこらへんをふまえて前向きに対処していただきたいと思いますが、町長のお考えを。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 当時はですね、それが一番いいだろうということでやったわけであり。それなりの効果は出ております。しかし現状のような状況にございますので、このままではいけないというのはですねもう私は痛感しております。それでただ今課長が申し上げましたようにですね、いろんな手を尽くしながらそこをより安全度の高い地域として整備をしてみたいなあとと思います。それにしましてもですね、あの複雑な構造、旧田浦時代からの贈り物でございますよね、ここをなんとかせないかんという気持ちは一緒でございますので、いろいろ知恵を出し合ってまいりたいなと思います。なお最近の雨につきましてはですね、ピンポイントで狭い地域で降雨量が違ってまいりまして、ですからあの町独自で雨量計の設置等もですね今後考えていこうということで、この測量解析に使った雨量データというのは、一定の先程の御指摘の地域でございまして、しかしもうちょっと離れば小田浦とですね基幹支所になります、全然違うというような状況でありますので、そのへんも十分ちょっと今後は考えていかなければいけないと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。やってみなければわからないところも多々あるわけですが、このままではいけないという思いは一緒でございますので、よろしくお願いします。

○議長（藤井公明君） 平松君。

○11番（平松洋一君） ありがとうございます。この冠水問題については、今、町長から力強い答弁をいただきましたけれども、地元住民のですね長年の願いでもございます。構造的に今までのことは全く分かりません。どうするかということですから、是非今度こそですね終止を打っていただくように対策の方よろしくをお願いします。

次の質問に移らせていただきます。県道球磨田浦線のことですけれど、これは県道のことですから町が事業主体ではございませんので、それ以上のことはお願いできませんけれども、先程課長の答弁では一応9月に用地交渉を行うと。9月に説明会、説明会をしてそれから用地交渉に入るということですかね。この区間はどのくらいでしょうか。距離的な、改修場所と距離、そういうところがわかっていればお願いしたい。

○議長（藤井公明君） 山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） お答えします。まず地元説明会でございますけれども、先程先週地元の区長さんの方には、県の方から図面を持って行って説明は済んだということでございます。それを持って、今月中には地元の方々に計画を示したいということで地元説明会が開かれるものと思っております。今回の場所につきましては、ちょうど八代と芦北町の境の急カーブのところがありますけれども、さしおりそこの方を解消したいということでございますので、一部芦北の部分と八代の部分の方に入っていくと思います。これが距離的には450m程度測量が済んでおりますけれども、どの範囲内で八代と芦北と据え付くかは分かりませんが、その範囲内で計画を進めるということでございます。でこの地元説明会が終わりま

して、了解を得たならば、早速用地交渉に入っていきたいというような県の方の答えでございました。以上です。

○議長（藤井公明君） 平松君。

○11番（平松洋一君） この県道球磨川線もですね、合併前からの非常にこの課題でございまして、実はあの合併前にこういうパンフレットも作りましてですね、いろんな陳情を県とか国とかに行ってきたわけですが、なかなかあの属地で考えると今工事をされるところから下は八代係、今まで済んでいるところは芦北町ということで、芦北管轄につきましては配慮が非常に進んでおりますが、八代地区側がですねほとんど進んでいないと。これは理由はよくわかりませんが、八代市の立地から考えるとですね、一番端で、八代市民が通るよりも芦北町民が通る道だということで、おそらくあの向こうの関心度はですね低いだろうと。県事務所に行きましてけれども眼中にないという話でございまして、新幹線ができた、じゃあその駅周辺どうするかとか、向こうも合併しましたので、それをどうするかと、そういうことでもうこっちは眼中にありませんということでございましたが、基本的には芦北町民の生活の足となる道路でございまして。今あの説明を聞きますと、あのがっくり曲がりですかね、あそこの改良ですからこれまた一步前進だと思いますが、立地的には八代市が管轄の土地ですけど、予算措置はどうなりますか、芦北町の負担とかそういうのもからめて。お願いします。

○議長（藤井公明君） 山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） お答えします。今回の工事に関する負担金等はこれは芦北町でございまして。これはあのちょうど芦北町と八代の県境でございましてけれども、芦北の方の改良をした場合に、道路構造令上、勾配の規定があります。このがっくり曲がりのところの高さから道路構造令にのっとって、取りつく位置というのが八代管内の方に入りますので、これはどうしても芦北町の県事務所の方で取り付け道路という形で持っていくということでございまして、芦北地域振興局で仕事を行い、芦北町の方で負担をしますと、この部分につきましてはですね、なっております。以上です。

○議長（藤井公明君） 平松君。

○11番（平松洋一君） もう芦北町で負担をしなければおそらく先には進まないということで、私もそれについては賛成をいたしますが、問題はこの改良がなされた後ですね、国道3号線までのあと数百m残りますけど、このことについてどのような計画なり見通しされてるのでしょうか。お聞きになっているのでしょうか。どうでしょう。

○議長（藤井公明君） 山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） お答えします。この残りが約500m程度あります。3号線取り付けまでですね。これにつきましても、先程今議員さんがおっしゃられた通りでございまして、八代市地域振興局としましては、市の外れであり、順番的には低いところであるということで、今のところ計画はなされていないということでございまして。以上です。

○議長（藤井公明君） 平松君。

- 11番(平松洋一君) 町長にお尋ねお願いでございますが、今あの課長からの答弁でもですねありますけど、かなりやっぱり向こうの思いというか、八代市のこの道路に対する思いは低いということで、おそらくこのまま放っておけば今回の工事箇所が終わってしまんじゃないかという危惧をいたします。また県の財政も非常に逼迫していますので、なおさらのことです。国のそういう予算もでしょうけど、やはり今後ですね、道路だけは垣根を越えてこう一本つながないと、色分けしてあるわけじゃないわけですから、八代地域が悪くて芦北だけが良くて全然道路の価値がですね、利用価値がありませんので、やっぱり町長に對しましては八代市なり政治的なお付き合いとか繋がりとか、そういうことですね是非働きかけをしていただきたいと思います。
- 議長(藤井公明君) 竹崎町長。
- 町長(竹崎一成君) 球磨田浦線につきましては、合併いたしました平成17年から24年度までですね、4億円近い事業費を投下いたしまして整備をしていただいております。ただ今お尋ねの八代の管内につきましては、水俣芦北地域振興計画の中にもですねこの要望は盛り込んでおりますし、国土交通省、そして県の方にも毎年陳情を強く行っておるところでございます。今後とも引き続き要望活動をしてまいりたいと思います。これもあの議会代表で、藤井議長も一緒に要望活動をしておるところでございます。そしてつい先般ございました熊本県の水俣芦北地域振興計画推進協議会というのがございます。この議長は副知事ですが、そういう場ですね、もう八代市の負担分は芦北町が出すから事業採択をしてくれないかと残り区間、お願いをしましたら、そういうわけにはいかんということでですね、引き続き芦北地域振興局、八代地域振興局、協議を進めてまいりたいということでございましたが、私どもはもうその覚悟でいるわけでございますので、議会ともども執行部頑張らせていただきたいと思います。
- 議長(藤井公明君) 平松君。
- 11番(平松洋一君) 次の県道二見田浦線に質問を移らせていただきます。ここも芦北管内と八代管内と管区が分かれておりまして、2kmについては本年度完了と、残りが300mということですが、八代管轄はどのような状況になっておるか、もし分かったら教えてください。
- 議長(藤井公明君) 山口建設課長。
- 建設課長(山口純志君) お答えします。八代管轄についてでございますが、今まであまりそういう事業のあれはなかったところでございますけども、この24年度においてですね、埋め立て申請の基礎調査をやるということで事業費を組みまして、今調査中だということでございます。一歩前進したんじゃないかなろうかと思っております。そういうことです。
- 議長(藤井公明君) 平松君。
- 11番(平松洋一君) 県道二見田浦線につきましては、格上げされてですね交付金事業で現在されておりますので、芦北の方から進めて行って八代は八代から進めてこられると思いますが、住宅地がありますよね、洲口。あそこを恐らく鉄道を横断して海岸道路を通っていくことだと思いますが、今あのそういう説明会なり、今ありました事前調査、基礎調査、環

境調査なり地質調査が完了しますと、どんどんどんどん進んでいくわけですけど、全体的なこの完了の見通し期間、予定地ですか、これはお聞きになっておりませんか。

○議長（藤井公明君） 山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） お答えします。芦北地区芦北区間につきましては、だいたい振興局の方からだいたいもう埋め立て申請が済んで来年度あたり事業着手すればということで近々完了するということで聞いておりますけれども、八代方面に関しましてはまだそういった環境調査の段階でございまして、まだ図面とかそういったやつが出ていない状況だということでございますので、いつから入っていつ進行しますということはまだ聞いておりません。

○議長（藤井公明君） 平松君。

○11番（平松洋一君） ありがとうございます。この先ほどの県道球磨田浦線、あるいは県道二見田浦線、いずれにしても八代市とですね隣接して両方絡む課題でございます。もうちょっと一言言わせてもらいますと、これは地元要望だけではなかなか解決しない、政治的な意味合いがかなり強いんじゃないかなろうかと思っておりますけれども、広域消防等々が今回協議会から離脱されましたが、こういうことも本来であればですね、広域であれば、消防ポンプを通すために是非ここを優先してくれと、こっちも是非してくれとプラスの面もひょっとしたら考えられることはなかったのかなあというふうに思いますが、これは余談でございますので、今後ともですねこれにつきましては地元住民の長年の願いでございます。管轄区域をまたぐ事業でございますが、この2路線につきましては、一日でも早い早期改良がかないますようお願いしたいと思っております。最後に町長の決意を、路線につきましては町長の決意をお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 参考までにですね、芦北地域振興局の土木に関する予算でございますが、平成7年に90億7,000万持っておりました。それが合併した平成17年度になりますと48億6,000万、およそ半分近くになっております。そして現在では21億9,000万です。これが水俣津奈木芦北に配分されていくわけでありまして。その中でもですね、60%前後は芦北町が事業費としていただいております。それで、多いときは70%を超えるくらいの配分率であったわけでありまして。二見田浦線につきましてもですね、合併前は年間平均1億500万の平均投資でありましたが、合併後はお互いがまたさらに頑張らせていただきました成果という面もあるかもしれませんが、倍の2億300万で推移してきております。事業費ベースでいきますと、合併後は倍の進捗で進んでおるということでございます。これも地域の皆さん、そして平松議員とも思いを同じにしておりますので、今後とも精一杯、早期開通に向けて頑張ってまいりたいと思っております。

○議長（藤井公明君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 町長の力強い決意をいただきました。この芦北町はですね、やはりどうしてもその電車が走っておるわけじゃないし、山手はですね、交通体制の整備というのは、避けて通れないと思っておりますので、今以上の隣接する八代市には働きかけをしていただきまして、早期改良が高まりますようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

- - - - - ○ - - - - -
○議長（藤井公明君） 平松君の質問が終わりました。以上で一般質問を終わります。本日の
日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。御苦勞様でした。

- - - - - ○ - - - - -
散会 13時44分

平成 24 年第 3 回芦北町議会定例会議事日程（第 3 号）

平成 24 年 9 月 18 日

午 前 10 時 開 会

於 議 場

1 議事日程

（一括議題 = 日程第 1 から日程第 11 まで）

日程第 1 認定第 1 号 平成 23 年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 認定第 2 号 平成 23 年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 3 認定第 3 号 平成 23 年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 認定第 4 号 平成 23 年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 認定第 5 号 平成 23 年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 認定第 6 号 平成 23 年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 認定第 7 号 平成 23 年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 認定第 8 号 平成 23 年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 認定第 9 号 平成 23 年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 議案第 47 号 平成 23 年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

日程第 11 陳情第 9 号 白岩地区の災害対策に関する陳情について

日程第 12 発議第 1 号 尖閣諸島をはじめとする我が国の領土領海を守る処置を速やかに求める意見書案について

日程第 13 議員派遣の件

（一括議題 = 日程第 14 から日程第 17 まで）

日程第 14 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

日程第 15 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

日程第 16 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申出

日程第 17 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

（閉 会）

2 出席議員（16人）

1番 坂 本 登 君
 3番 宮 内 道 則 君
 5番 古 村 逸 男 君
 7番 草 野 安 道 君
 9番 元 山 秀 志 君
 11番 平 松 洋 一 君
 13番 水 口 宣 之 君
 15番 寺 本 修 一 君

2番 林 田 燿 宏 君
 4番 寺 本 順 一 君
 6番 白 坂 康 浩 君
 8番 前 田 徹 一 君
 10番 宮 尾 秀 行 君
 12番 川 尻 成 美 君
 14番 岡 部 恵 美 子 君
 16番 藤 井 公 明 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長 竹 崎 一 成 君
 教 育 委 員 長 湍 谷 百 鍊 君
 総 務 課 長 坂 梨 優 君
 税 務 課 長 吉 田 茂 君
 福 祉 課 長 宮 下 祐 一 君
 商工観光課長 山 元 信 作 君
 上下水道課長 湯 野 一 之 君
 田浦基幹支所長 野 口 博 司 君
 生涯学習課長 藤 井 哲 郎 君

副 町 長 藤 崎 正 司 君
 教 育 長 竹 浦 裕 道 君
 企画財政課長 井 上 民 男 君
 住民生活課長 楠 原 清 照 君
 農林水産課長 柳 田 豊 彦 君
 建 設 課 長 山 口 純 志 君
 会計管理者兼会計室長 早 川 純 一 君
 教 育 課 長 本 山 昭 君
 農業委員会事務局長 江 上 繁 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 寺 川 健 一 君 次長（主幹） 福 田 貴 司 君

議員派遣の件

次のとおり議員を派遣する。

- 1 熊本県町村議会議長会（議員研修会）
 - （１）目 的 分権時代に対応した議会の活性化に資するため
 - （２）派遣場所 熊本県立劇場演劇ホール
 - （３）期 間 平成２４年１１月６日（火）
 - （４）派遣議員 議員全員
- 2 熊本県町村議会議長会（広報研修会）
 - （１）目 的 議会広報の活性化に資するため
 - （２）派遣場所 自治会館 講堂
 - （３）期 間 平成２４年１１月２８日（水）
 - （４）派遣議員 議会広報特別委員会委員

平成２４年９月１８日

芦北町議会議長 藤 井 公 明

開会 午前１０時００分

- - - - - ○ - - - - -

○議長（藤井公明君） おはようございます。直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程のとおりであります。

- - - - - ○ - - - - -

- 日程第 1 認定第 1 号 平成２３年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 認定第 2 号 平成２３年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 認定第 3 号 平成２３年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4 認定第 4 号 平成２３年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5 認定第 5 号 平成２３年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6 認定第 6 号 平成２３年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7 認定第 7 号 平成２３年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8 認定第 8 号 平成２３年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9 認定第 9 号 平成２３年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 10 議案第 47 号 平成２３年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第 11 陳情第 9 号 白岩地区の災害対策に関する陳情について

○議長（藤井公明君） 日程第 1、認定第 1 号「平成２３年度芦北町一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第 11、陳情第 9 号「白岩地区の災害対策に関する陳情について」までは議会運営委員会の答申に基づき一括議題とします。

それでは、定例会初日に各常任委員会に付託しておりましたので、委員長に報告を求めます。質疑は 3 人の委員長報告が終了したのち、一括して行います。

初めに、元山総務常任委員長。

○総務常任委員長（元山秀志君） みなさん、おはようございます。ただ今から、総務常任委員長報告を申し上げます。

去る 9 月 5 日、本会議におきまして、当委員会に付託されました認定第 1 号、平成 23 年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について、現地調査を含めて、10 日、11 日の両日審査を行いました。審査に当たりましては、予算が適正かつ効率的に執行されたか、また、事業の成果はどうであったかなどを中心に、行政の効率化や次期予算編成に活かされるよう

慎重に審査しましたので、その経過と結果を報告します。

まず、決算状況ですが、一般会計の歳入決算総額が113億298万2,665円で、前年度比9億7,746万5,647円、8.0%の減となっています。対する歳出決算総額は、106億3,041万8,887円で、前年度比3億8,889万3,028円、3.5%の減となっています。決算額が減となった主な要因ですが、歳入については経済対策の終了に伴う国県支出金の減が主な要因であり、歳出についても経済対策の終了に伴う普通建設事業費の減が主な要因となっています。

財政指標については、経常収支比率が前年度比2.6ポイント上昇し、86.0%、実質交際費比率が前年度比1.1ポイント減の5.7%、将来負担比率が前年度比6.0ポイント減の12.3%となっており、決算に係る財政指数は全て良好な数字で健全財政が保たれています。

次に、各課所管の主な事業を申し上げます。まず、総務課所管の主な事業としましては、男女共同参画計画の推進事業、交通安全対策事業、防犯対策事業、防災体制の強化、防災行政無線の活用事業、人事評価制度の運用、職員研修事業、区長会、入札・契約事務事業、庁舎維持管理事業、財産管理事業、広報紙等の発行、電子計算機管理、その他選挙事務などが行われ、安全意識や防災意識など町民の意識の高揚や職員の意識改革、住民サービスの向上などが図られております。

主な質疑として、以前は議員が関係する企業は1千万円を超える入札には入れなかったが、それが平成22年度に撤廃された経緯、また、他の市町村の状況についての質疑に対し、平成22年3月までは自粛をお願いしていたが、予定価格を公表するようになったことや近隣市町村の状況を踏まえて撤廃した。また、政治倫理条例を制定しているところもあり、そこでは指名から除外していると思われるとの答弁がありました。

防災体制に対する本町の防災ハザードマップや防災行政無線の見直しの進捗状況と今後の計画はとの質疑に対し、ハザードマップの見直しは平成25年度を予定している。防災無線拡充計画では7パターンの案で検討しているとの答弁がありました。

人事評価の面談はどのような形で行われているのか、また、それによる職員の意識改革や職員の要望等の受け入れはどうかとの質疑に対し、平成22年度から本格的に行っており、自己診断票を基に、担当課長が職員との面談で評価を行い、その後総務課長が担当課長と面談を行っているとの答弁がありました。

現地調査を行った小田浦洲崎の公営住宅建設用地の民間への売却計画と、そのほかにも売却予定の土地はあるのかという質疑に対し、小田浦洲崎については売却も含めて検討中である。その他遊休地も検討中であるとの答弁がありました。

監査報告の中で時間外勤務が改善されているが、その要因はとの質疑に対し、出先機関の勤務シフトの見直しや「振休」で対応したこと、10時以後の超過勤務の報告など職員の意識改革も要因になっているとの答弁がありました。

次に税務課地籍調査室について申し上げます。地籍調査事業につきましては、調査面積206.79km²に対し、認証面積190.66km²が完了し、進捗率92.2%、平成26

年度に海路地区を法務局へ地籍成果の送付をして全て終了予定とのことでした。この地籍調査事業の成果が土地に関する諸行政の基礎資料として、また土地取引の円滑化など多方面に広く利用されているとのことでした。

主な質疑として田浦地区の地籍調査は済んでいるが、実測すると違うという話を聞いた。再度調査する予定はないかという質疑に対し、県への要望はしているが、国の進捗率が50%という状況で補助がつく可能性が少なく、予定が立っていないとの答弁がありました。

次に税務課について申し上げます。平成23年度の町税収納額状況は、現年課税分調定額15億7,651万2,517円に対し、収納額15億5,510万6,592円で、98.71%の徴収率となっております。また、滞納繰越分は、調定額1億504万689円に対し、収納額は1,820万3,372円で、17.33%の徴収率となり、合計で前年度比調定額が1億104万2,229円の増、収納額が1億166万1,451円の増となっております。

調定額、収納額増の主な理由としては、固定資産税で東海カーボン及びテラプロープの課税免除額の減少等によるものとの事でした。また、口座振替奨励や戸別訪問の実施、納税相談など徴収率向上の取り組みに努め、徴収率は微増ながらも増えているとのことでした。

主な質疑としては、町県民税の決算額が予算額に比べて伸びているがその要因はとの質疑に対し、予算作成時に景気が悪い現状等を踏まえて低く計上していたためであるとの答弁がありました。

不納欠損の額が合わせて約900万となった理由と次年度も増えてくるのかとの質疑に対し、平成20年度に執行停止をかけたものの中で、3年経過したものが主に不納欠損となっている、毎年、財産調査を徹底的に行っているが、財産など何も発見できないときに不納欠損としている。また、各年度により額は違うが毎年不納欠損として処理される予定との答弁がありました。

納税には口座振替が自動的に入るのでいいと思うが、どのような啓発活動を行っているのかとの質疑に対し、納税相談などで滞納者の方が来庁された時に口座振替用紙を渡したり、通知の時に同封したりしているとの答弁がありました。

次に企画財政課について申し上げます。政策推進室企画調整係では、平成23年6月から新たに3路線のツクールバス化が図られ、現在4路線が運行されています。また、佐敷駅通路橋整備は下部工工事が完了しています。行政改革推進係では、第2期芦北町行政改革大綱に基づき、行政改革の強化や効果的・効率的な行政経営の確立の取り組みがなされています。まちづくり推進係では、国際交流事業や芦北町まちづくり支援事業、ふるさとづくり基金運用事業、コミュニティ助成事業、結婚支援事業などが実施され、魅力的な地域の創造や人材育成が図られています。

主な質疑としては、交付税の算定はどのように行っているのかとの質疑に対し、交付税は基準財政収入額と基準財政需要額を算定し、その差額が交付税として交付される。本町は合併特例による効果額が4億円程度出ているとの答弁がありました。

ふるさとづくり基金もまちづくり振興基金に一本化したほうがよいのではないかと

疑に対し、合併特例の効果額がなくなったとき、急激な住民サービスの低下を招かぬよう、緩衝財源として積立を行っており、ふるさとづくり基金との統合も将来的に計画しているとの答弁がありました。

町有施設整備基金に多額の積立があるが何に使用するのかとの質疑に対し、将来予想される施設整備などに備え、財政負担の軽減を図るために決算余剰金などを積み立てているとの答弁がありました。

英国派遣事業の成果と派遣教員の選定方法はとの質疑に対し、通常では行えないような中身の濃い研修内容であり、実際の見聞を通じた経験により意識変化がある。選定については、芦北在住の教職員を選定しているとの答弁がありました。

おれんじ鉄道の本町独自の利用促進についてどう考えるかとの質疑に対し、沿線全体で利用促進活動を行うことで、外部からの集客にも一層の効果があると考えているとの答弁がありました。それに対し、町民が利用するような体制作りを進めてほしいとの意見がありました。

次に議会事務局について申し上げます。

議会事務局費は歳出のみで、議会費と監査委員費の2事業からなっています。議会費で議員視察研修先の変更や議会広報紙のページ数の減により、旅費及び印刷製本費の不用額が生じたとの説明がありました。

議長交際費に関して、昨年も議会広報紙への記載を求めたが、それについてどう考えるか、また、前局長よりその引継ぎはなかったのかとの質疑に対し、前局長より引継ぎを受けているが、議会広報紙への公表については今後検討をしたいとの答弁がありました。

次に田浦基幹支所について申し上げます。

職員7名体制で、利用者に対し迅速な対応と適正な行政サービスを提供するために、総務関係や出納・税務関係、住民異動・福祉・保険年金関係などの窓口業務が行われ、住民の安全・安心な生活の確保や利便性の向上などが図られています。

エアコンの設置について、老朽化のために交換したのかとの質疑に対し、空調設備が壊れたので新しく設置をしたとの答弁でした。

以上、当委員会に付託されました認定第1号「平成23年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、慎重に審査した結果、予算議決の趣旨と目的にしたがって、適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致で認定すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長報告を終わります。

○議長（藤井公明君）次に草野建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（草野安道君）おはようございます。建設経済常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日（9月5日）に当委員会に付託されました認定第1号「平成23年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」及び認定第4号「芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ほか3つの特別会計の決算認定についてと議案第47号「平成23年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」は、全委員出席のもと、現

地調査も含めて9月7日と11日に審査を行いました。

執行部の説明は、成果説明書を基に資料によって詳細に説明を受けました。審査にあたっては、予算が適正かつ効率的に執行されたかに着目し、慎重に審議しましたので、その結果を御報告いたします。

最初に、建設課が所管する科目について申し上げます。

防災・災害対策事業では、浸水被害の解消に向け、長年の課題であった白岩地区、計石地区及び湯北地区の排水対策工事が完了しております。

また、新たに花岡東地区の排水対策を検討するため、排水解析を実施されました。

なお、降雨時の落石及び崖崩れ等の危険回避のための災害防除事業を高田辺線、太田線及び海路上原線で施工されております。

公共土木施設災害復旧事業では、22年災の橋りょう（乙千屋橋）と23年災の河川（本村川外11件）及び道路（泥汨線外6件）が復旧されております。

急傾斜地崩壊対策事業では、熊本県が事業主体で施工する関係上、賀倉地区ほか4地区分の事業費の一部が町から負担されております。

公営住宅等管理事業では、湯南団地（4棟16戸）の外壁・屋根改修工事や、各団地の住宅修繕を随時行っており、除草及び樹木剪定作業業務委託により環境美化も実施しております。

また、公営住宅を効果的かつ長期活用することなどを目的とした公営住宅等長寿命化計画を策定しております。

交通ネットワークの整備では、道路改良事業（平生2号線外5路線）、道路局部改良工事（熊ヶ倉岩尾線外8路線）、橋梁新設改良工事（田川橋）が施工されております。

また、交通安全施設設置事業等では、ガードレールやカーブミラーの設置や修繕、道路維持修繕工事、側溝整備工事、新設舗装工事を（川嶽線外49路線）で施工されております。

排水路整備事業では、丸山地区及び平生地区の家庭排水路整備事業に対し補助金を交付されております。

御立岬土地活用事業では、公園用地等としての有効活用や及び計画的な残土搬入を図るため、残土処理場管理業務を委託されるとともに、安全性確保のための造成工事を施工されております。

主な質疑を申し上げますと、松崎地区のローソン横の道が低地で冠水が心配されるが改良の考えはないかとの質疑に対し、芦北排水機場横に新たな排水機場が平成25年度末に完成する見込みであり、松崎地区の排水にも期待しているとの答弁がありました。

次に、川嶽線のガードレール設置はどれくらい残っているのかとの質疑に対し、約1km残っており、これまで交付金事業で実施していたが、ガードレールの設置基準が変更され、事業費が高くなり、施工できる延長が短くなったため、今後は町単独事業での施工を計画しているとの答弁がありました。

次に、上下水道課が所管する科目について申し上げます。

浄化槽設置費助成事業では、65基の浄化槽設置に対し、助成を行っております。

主な質疑を申し上げますと、浄化槽設置整備事業補助金の不用額が、135万8,600円となっているが、主な理由は何かとの質疑に対し、予算では7人槽60基分を設置していたが、実績は5人槽が31基となり、その差額であるとの答弁がありました。

次に、簡易水道事業特別会計について申し上げます。

本会計では、芦北町水道ビジョンに基づき、計画的に老朽管の布設替工事等を実施してあります。

主な質疑を申し上げますと、簡易水道施設費の執行率が28.3%であり、その低い理由は何かとの質疑に対し、小田浦地区配水管布設工事費の1,247万円を平成24年度に繰越したためであり、工事は7月に完成したとの答弁がありました。

次に、農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

本会計では、適切な施設管理と集落排水施設への接続促進に努められ、新規接続が20件あり、水洗化率は71.6%となり、前年度と比較して1.8ポイント向上しております。

主な質疑を申し上げますと、使用料の未納状況は地区ごとにどうなっているのかとの質疑に対し、芦北処理区25名、米田処理区10名、花岡東処理区8名、女島西処理区1人、内野処理区5人で、現年度分が49人、過年度分が59人であるとの答弁がありました。

次に、生活排水処理事業特別会計について申し上げます。

本会計では、田浦地区及び湯南団地の浄化槽維持管理が主体であり、適正な管理に努められ、浄化槽の処理状態及び放流水の水質状況の良好な箇所については、通常2カ月ごとの点検を3カ月ごとに減らしたことにより、経費が削減されております。

質疑は、さらなる経費節減のため、浄化槽の点検を4カ月にすることはできないかとあり、法的には4カ月に1回以上となっているが、そうすると浄化槽の本体機能やブロー機能低下しないかなど心配になるので、好ましくないとの答弁がありました。

次に、水道事業会計について申し上げます。

まず、これまで利益の処分に関し、減債積立金及び利益積立金は法定積立金として義務付けられていたが、地方公営企業法の一部改正に伴い、これが廃止され、平成23年度の決算から利益の処分は条例又は議会の議決が必要となった。このため、決算の認定と同時に利益の処分を議会に提案することについて確認したところ、行政事例に決算認定の議決とあわせて利益の処分の議決を受けることは差し支えないと明記されているので、議案第47号として、平成23年度に発生した利益の処分と決算の認定をあわせて議会に提案したものであると説明がありました。

決算の内容は、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は2,589万5,370円で、さらに営業外収支を加減した経常利益は1,379万1,192円となっております。

また、当年度純利益と前年度からの繰越利益剰余金を合わせた当年度の未処分利益剰余金は1,705万3,582円であり、このうち議会の議決による処分数額は、剰余金処分計算書のとおり減債積立金の積立200万円、建設改良費の積立1,200万円となっており、処分後残高（繰越利益剰余金）は305万3,582円となっております。

主な質疑を申し上げますと、流動負債の未払金288万7,000円は何かとの質疑に対

し、6月に納付すべき消費税であり、現在では納付済みであるとの答弁がありました。

次に、商工観光課が所管する科目について申し上げます。

まず、新たな商品開発事業では、地域資源を活かした特産品開発と、再生可能なエネルギーを活用した環境にやさしい製塩法の確立を目的に、御立岬公園の地下1,000mからの温泉水や不知火海の海水を使った食用塩づくりと既存ボイラー余熱による起業化調査などが実施されております。

商工業の育成と振興につきましては、中小企業に対する資金融資の利子補給及び保証料補給を行うとともに、芦北町商工会の事業に対し補助金を交付してあります。

企業誘致対策では、芦北町企業誘致パンフレット及び女島埋立地企業誘致パンフレットを作成し、ダイレクトメールを発送と同時にアンケート調査を実施されるとともに、興味を示した企業や、今後、新設又は増設計画のある企業を訪問されるなど積極的な誘致活動が行われております。

また、メガソーラー設置運営事業者を誘致するにあたり、熊本県と連携し、誘致活動に取り組み、県から現地視察依頼のあった事業者を女島埋立地と矢城牧場跡地へ案内し、説明を行ってあります。

労政対策では、失業者を対象に、緊急雇用創出基金事業を活用し、66人の臨時職員を採用されました。また、ふるさと雇用再生特別基金事業では、町内の雇用再生のために、芦北漁協や大野温泉管理組合等に10人を雇用されました。

観光振興対策としては、九州新幹線及び南九州西回り自動車利用者や県内外からの誘客を図るため、御立岬公園や海浜総合公園、観光うたせ船等を本町主要観光資源のPRを継続して行っております。また、「芦北伽哩街道」は定着したイベントとなっており、観光客からは好評を博しております。

なお、平成23年度の観光入り込客数は、前年度と比較して3.1ポイント増加し、93万739人となっております。

主な質疑を申し上げますと、旧国民年金保養センター跡地の利用計画と目的はどのようなになっているのかとの質疑に対し、本年度3月まで覚書を結んでいるが、事業推進上、資金調達が厳しい状況である。現在、JR九州及び九州産交に呼び掛けを行っている。なお、利用目的としては、リゾートマンションの計画であるが、建物敷地だけでなく、下の海岸駐車場まで含めた整備計画で、上側には管理棟や宿泊施設、下側にはコンドミニアムの計画となっているとの答弁がありました。

また、ほかの地域から観光客を呼び込める仕掛けや、新たな観光ルート開発などで町外から観光客が増えるような目玉を作ってもらいたいと要望を申し上げておきました。

次に、町有温泉事業特別会計について申し上げます。

温泉施設は、町内・町外に類似施設が存在するため、経営は厳しい状況であり、各施設の入浴者数は、前年度と比較して合計で1万8,592人、6.8ポイント減少しております。

主な質疑を申し上げますと、老人無料入浴券の実績はどうなっているのかとの質疑に対し、ヘルシーパーク・湯浦温泉・計石温泉で4万2,079人が利用されているとの答弁があり

ました。

次に、農林水産課が所管する科目について申し上げます。

農業振興費の水田農業経営確率対策では、2,532t以内の生産調整目標数量に対して、実施生産数量2,425tの実績で目標を達成しております。

果樹振興対策では、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業により、ハウス内の循環扇設置やスピードプレーヤー等の機械整備を実施し、低コスト化や作業能率の向上を推進するとともに、柿「太秋」の平棚・防鳥ネットが整備され、着々と生産の安定化が図られております。

また、経営安定対策として、平成22年度末の積雪と強風による果樹被害果に対する支援等が行われております。

花き・野菜振興対策では、平成23年度からの新規事業として、高齢で小規模な生産者の出荷促進を目的とした、シルバー農業施設化設置事業により、単棟パイプハウスが3棟(4.83a)が設置されております。

畜産振興対策では、家畜伝染病予防対策をはじめ、あしきた牛のブランド化を促進するための芦北産子牛や、繁殖牛の購入費助成及び畜産ヘルパー事業等を実施されております。また、耕種農家と連携して堆肥を農地に還元し、堆肥の有効活用と農地の地力増進が推進されております。

その他、鳥獣被害対策として、防護柵の設置やわな免許取得・箱わな購入に対する補助金が交付されております。また、芦北町有害鳥獣被害防止対策協議会で箱わな33基を購入し、猟友会に貸し出されるなど、強化した対策が行われております。

また、平成23年度からの新規事業である芦北町農・林・水まちづくり支援事業では、ぶどう新品種新植事業や竹細工商品化事業等に6団体が取り組んでおります。

農業基盤の整備については、広域農道整備事業芦北3期地区分の負担金を支出してあり、これまでの進捗率は96.3%で、平成24年度末の完成を目指して事業の推進が図られております。

林業振興費では、昨年度に引き続き、林業、木材産業の活性化と定住促進を目的に、町産材を使用した木造住宅建設に対し補助金が交付されております。

間伐等森林整備促進対策事業では、作業道吉尾線延長1,200mが開設されております。また、単町林道舗装事業では、園ノ川内線ほか26路線の整備に補助を行い、2,860mのコンクリート舗装が施工され、作業道機能の充実と車両通行の安全確保が図られております。

特用林産物施設化推進事業では、椎茸の付加価値を高めるため乾燥施設導入経費に対する補助金が交付されております。

水産業振興費では、漁獲量の減少を改善するためにクルマエビ、ヒラメ、ガザミ及びアユ稚魚等の放流事業が継続して実施されております。また、漁船保険料や漁船エンジンのオーバーホールにかかる費用に対し補助金が交付されております。その他、町内中学生によるうたせ船の体験学習が行われ、地域漁業への理解を深められております。

漁港整備事業では、牛の水漁港整備に伴う公有水面埋立の許可を受けた後に、臨港道路の

整備に着手されております。また、田浦漁港防波堤の補修を行い、漁港の安全性や機能回復が図られております。

主な質疑を申し上げますと、芦北町農・林・水まちづくり支援事業で葉ワサビ、ぶどうの新品種など新しい品種に助成した後の収穫量など追跡調査を行っているか、また、新しい有望な品種はあるのかとの質疑に対し、農・林・水まちづくり支援事業は、新品種の試験栽培との位置付けであり、追跡調査の結果が有望であると認識されれば、産地化に取り組むという考え方である。なお、この事業は、自由な発想で縛りを付けずに取り組んでいるものであるとの答弁がありました。

次に、町有林も纏まっているところがあるので、農道の開設や間伐を行ってもらいたいと考えているかどうかとの質疑に対し、町有林は纏まって5haあるところが少なく、民有林と合わせ森林組合と連携し、5haを超える森林施業計画を策定のうえ、民有林と合わせて管理する必要があるとの答弁がありました。

次に、クマモト・オイスターは、数が増えて価格が下がるのではないかと、また、今後の規模はどれくらいを予定しているか、その場合、1個当たりいくくらいになるのかとの質疑に対し、平成23年度は2,000個程度を試験的に出荷することができ、漁港は1個160円で販売しているが、末端では500円程度で販売されていると聞いている。平成24年度は、種苗の生産が少なく、5,000個の配布を受けており、現時点では、あくまで試験養殖という認識である。種苗生産が安定しないと本格養殖ができず、産地化も難しいと思われるとの答弁がありました。

次に、農業委員会事務局が所管する科目について申し上げます。

農業委員会では、農振農用地区域外で山林転用希望のあった201人、426筆、約30haを抜粋し、現地調査を実施しております。また、10月の農業委員会総会で農地・非農地の判断を行い、12月上旬に土地所有者へ非農地通知書(191筆、13万4,607㎡)を発送した結果、山林転用希望の農地法第4条許可申請が前年度と比較して、面積で約3.5倍増加し、耕作放棄地の解消に効果が表れております。

主な質疑を申し上げますと、非農地通知書が発送されているが、その状況はどうだったのかとの質疑に対し、現地調査に基づき非農地通知書を芦北町内在住の該当者全員に発送した。また、熊本県及び熊本地方法務局芦北支局には、該当する土地所有者の一覧表を通知したとの答弁がありました。

以上、当委員会に付託されました認定第1号「平成23年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」及び認定第4号「芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ほか3つの特別会計の決算認定については、予算議決の主旨と目的に従って適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致をもって認定すべきものと決しました。

また、議案47号「平成23年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」は、予算議決の主旨と目的に従って適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致をもって利益の処分は可決すべきもの、あわせて決算は認定すべきものと決しました。

続きまして、本定例会初日(9月5日)に当委員会に付託されていまして陳情について審

査を行いましたので、その経過と結果を御報告いたします。

陳情第9号「白岩地区の災害対策に対する陳情について」は、白岩区長、白石清氏、外10名から提出されたものですが、7月12日の豪雨により床上浸水などの被害を受けられましたので、今後、同じような被害が発生しないよう対策を検討してもらいたい旨のものであります。

当委員会では、9月7日に現地調査を行い、現況を確認するため建設課から説明を受けました。

審査は9月11日に行い、委員から、陳情の内容は強制排水ポンプの設置など5項目あり、予算や用地の確保、及び地元の理解と協力など、解決しなければならない課題が多いため、時間をかけて審査をした方がよいのではないかと意見や陳情書には「早急に検討されますよう」と記載されているので、あくまでも「早急に検討する」ことについては可能ではないかと意見がありました。

また、同じ内容の陳情を町長にも行われていると聞き及んでおります。

つきましては慎重に審議した結果、建設課からなど情報を得て、陳情の内容を「早急に検討する」ことは可能であると判断し、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で建設経済常任委員長報告を終わります。

○議長（藤井公明君） 最後に、白坂文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（白坂康浩君） みなさん、おはようございます。文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日（9月5日）に当委員会に付託されました認定第1号「平成23年度芦北町一般会計歳入歳出決算認定」と認定第2号「平成23年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定」ほか、特別会計の決算について、全委員出席のもと、9月7日と10日に審査を行いました。

審査にあたりましては、成果説明書及び資料に基づき執行部から説明を受け、予算が適正かつ効率的に執行されたかに着目し、慎重に審査しましたので、その結果を報告致します。

まず、生涯学習課では、芦北町総合計画で、施策の基本目標として掲げております「魅力的な地域づくり」及び「豊かな心の人づくり」並びに教育立町の理念であります「古きを学び知り、生きる力を培い、新しきを創る」温故創新を実現するため生涯学習、文化振興、スポーツ振興事業の推進を図り、未来を担う子どもたち、青少年、高齢者などの各年代層において、幅広く生涯学習全般の環境整備に努められております。

主な質疑を申しますと、学校支援地域本部事業の内容についての質疑では、田浦小学校に支援地域本部を設置し、地域の方々の協力を得て採点や丸付けなどの学習支援、登下校時の安全見守りや花壇の手入れ、図書室の掲示物作成などの環境整備支援をしているとの答弁がありました。

町民歴史講座についての質疑では、平成23年度からの新規事業であり「学んでみよう！芦北のお城」をテーマに年間4回の講座を開催した。受講者は30人で身近な文化財の歴史、現地視察、講演会を開催し、参加者からは大変好評を得たという答弁がありました。

次に社会教育センター改修計画等の進捗状況についての質疑があり平成24年度「佐敷城跡保存管理計画書」の策定後、事務レベルでの準備委員会を設置し、検討して行きたいという答弁でありました。

次に住民生活課に係る決算について報告致します。

一般会計と国民健康保険事業特別会計ほか2つの特別会計を併せて御報告申し上げます。

まず、一般会計につきましては、施策の大綱は「人にやさしい快適なまちづくり」であります。保健衛生対策では、保健センターを拠点として母子保健事業をはじめ、歯科保健事業、予防接種事業、健康増進事業など、町民が「心身共に健康で明るい生活を送る」ための事業が実施されております。

環境対策事業としては、不法投棄対策やごみ処理支援対策などが実施されております。また、地球温暖化対策の新規事業として、家庭から排出される天ぷら油を回収し、ディーゼル車用燃料に転化する事業に取り組まれております。水俣病対策では、地域のもやい直しなどの対策として、女島活力推進センターの建設に着手されております。

ごみ処理対策事業では、徹底した分別収集による資源ごみのリサイクルの推進とごみの減量化に取り組まれるとともに、新規事業として不法投棄パトロール及び回収事業を実施し環境美化に努められております。

主な質疑としては、子宮頸がんワクチンの接種者が、前年度に対して減少した要因について質疑があり、平成22年度は中学校の全学年を対象に実施したが、本年度は新中学1年生を対象に実施しているために減少しているとの答弁がありました。

水俣病情報発信事業については、今後も継続して実施するののかとの質疑に対しては、この事業は、県からの補助を受けて実施しているが、有意義な事業と考えており、今後も継続していく予定であり、さらに発展させていく方向で県へも要望していきたいという答弁がありました。

バイオディーゼル製造モデル事業については、環境面でも効果が出ているので、住民へ広報して継続してほしいという委員からの要望に対して、この事業は国の緊急雇用創出事業による平成24年度までの2か年間の事業であるが、環境事業として何らかの形で継続していきたいとの答弁がありました。

次に、国民健康保険事業特別会計（事業勘定）については、少子高齢化や低所得者層の増加、更には、疾病構造の変化や、医療技術の高度化などに伴い、国保財政は厳しさを増しており、被保険者の健康管理と疾病の早期発見、早期治療を目指した国保人間ドックの助成等により、重症化予防や医療費の適正化に取り組み、運営の健全化に努められております。

主な質疑としては、医療費については3,500万円、高額医療費では、670万円の減になっている。また、被保険者証の割合が、世帯数で1%、人口割合で0.5%減少している要因についての質疑に対し、世帯数と被保険者の割合が減少しているのは、75歳で後期高齢者になる方より、国保の被保険者になる方が少なかったため、世帯数及び加入割合が減っており、これにより医療費も減少しているとの答弁がありました。

次に（直診勘定）については、吉尾温泉診療所は吉尾地域におけるへき地診療所としての

役割を担っており、へき地医療支援機構等の支援を受け、地域医療の確保に努力されています。診療日数が週3日体制となったことで、外来患者数は減ったものの、診療所周辺の受診率は高く、地域医療の役割は、十分果たされています。

患者数が減少しているが、診療報酬が増加している理由について質疑があり、患者への処方日数の長期化により診察日数が減ったが、処方する薬の数の増や、新薬を処方された患者が多かったことによって診療報酬が増えたとの答弁がありました。

介護保険事業特別会計については、介護や支援の必要な方に対する適切な保険給付や介護予防等の地域支援事業に努められています。

地域支援事業では、高齢者の転倒骨折予防事業や閉じこもり予防事業に積極的に取り組まれるとともに、地域包括支援センターでは、介護予防ケアプランの作成や、総合相談支援事業、地域ネットワークの構築などの実施に努められています。

介護予防住宅改修費が増加していることについての質疑に対しては、対象者は、要支援1・2の方で、認定者の中では比較的軽い方になるが「手すりの取り付け」や「段差解消」を行えば、自宅での生活が改善されることから増加しているとの答弁がありました。

次に、後期高齢者医療事業特別会計については、平成20年度から老人保健医療制度に代わる新しい制度として創設されています。

保険者であります後期高齢者医療広域連合と連携し、申請や相談などの窓口業務、保険料徴収等に努められています。

次に福祉課に係る決算について報告致します。

福祉事業につきましては、総合計画に掲げる基本目標の「人にやさしい快適なまちづくり」を目指し、高齢者、障害者の生きがいづくり、子育て環境の整備、地域福祉活動の推進などを図るため、少子高齢化が進展する中、社会福祉、障害者福祉、児童及び父子・母子福祉、保育所、高齢者福祉の各種事業に積極的に取り組み、住民福祉の向上に努められています。

なお、芦北町立保育園民営化研究協議会及び芦北町立保育所民営化等検討委員会において、町立保育所の民営化に向けた検討、報告がなされており、このことを踏まえて今後事務を進めてまいりたいとの説明がありました。

主な質疑を申しますと、災害図上訓練の実施箇所、参加人員など具体的な実施方法等についての質疑に対し、各区長へ希望調査を行い、行政区又はそれより小さい単位での訓練を実施している。参加者については、平成23年度は、21箇所524人が参加されているとの答弁がありました。

次に、老人公衆浴場無料入浴券の交付状況についての質疑では、交付者数は、2,171人で交付率は、37.62%です。交付者の利用率は52.06%となっているとの答弁がありました。

また、高齢者福祉費の対前年比伸び率が、138.6%となっていることについての質疑に対しては、老人ホームの民営化に伴い、平成22年度は、運営費が1億5千万円ほどあったが、平成23年度廃目になっており、その分が減少したことにより伸びているとの答弁がありました。

次に、教育課に係る決算について報告致します。

学校教育では、将来を担う子供たちに、徳育を根底に知育・体育を総和した基礎・基本の修得による学力向上及び生命の尊重と公共心の向上並びに我が国と郷土及び国際社会に貢献できる人材の育成を図ることを目標に掲げ、諸々の事業が実施されています。

平成23年度から全校で論語の素読に取り組み、徳育の推進に努めるとともに平成24年度からは武道が必修化されることを受け、1年前倒しで空手道を必修科目に指定されています。また、各小中学校に特別支援教育支援員を14人配置するとともに、不登校対策のための支援員を2人配置するなど、児童・生徒に対するきめ細やかな指導、適切な支援に努められています。

なお、平成22年度から繰越した学校給食センターの完成、トイレの洋式化、特別教室のエアコン設置など教育環境の向上と施設の適切な維持管理が図られています。

主な質疑としては、空手道の授業の状況についての質疑に対し、日本武道館主催の講習会に全中学校の担当教員及び教育委員会職員を派遣し、2月に行われた研修会にも参加している。形を中心に指導を行い、佐敷中、大野中では全学年実施し、田浦中、湯浦中では1年から順に実施しているとの答弁がありました。

次に、遠距離通学の補助金についての質疑では、遠距離通学補助金は、佐敷中、湯浦中、大野中の3校の生徒に交付している。1年生は8,000円、2・3年生は3,000円の年1回の交付で定額補助となっているとの答弁がありました。

教育環境整備の防犯カメラ設置状況についての質疑では、佐敷小には既に設置しており、今後は、計画的に予算化し学校の規模などを考慮しながら設置する予定であるとの答弁がありました。これに対し委員からは、児童・生徒の安全確保の観点から未設置の学校については、早急に設置してほしいという要望をいたしました。

次に、奨学資金貸付事業特別会計については、大学生21名、高校生1名に対し貸付が行われており、町内の優秀な生徒で経済的理由による就学困難者への便宜が図られています。

以上、当委員会に付託されました、認定第1号「平成23年度芦北町一般会計歳入歳出決算認定」及び認定第2号「平成23年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定」ほか3つの特別会計の決算認定については、予算決議の主旨と目的に従って適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致をもって認定すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（藤井公明君） 委員長報告が終わりました。ここで暫時休憩します。

- - - - - ○ - - - - -

休憩 午前11時03分

再開 午前11時13分

- - - - - ○ - - - - -

○議長（藤井公明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ありませんか。

○議長（藤井公明君） 白坂君から発言の撤回の申し出が出ておりますので許可します。白坂

君。

- 文教厚生常任委員長（白坂康浩君） すみません。文教厚生委員長報告書の中で6ページを開けて頂いてよろしいでしょうか。訂正があります。下から5行目を平成21年度と私は読んでしまい、これは誤りであり平成23年度芦北町国民健康保険特別事業となりますので、訂正させて下さい。
- 議長（藤井公明君） そのように訂正いたします。川尻君。
- 12番（川尻成美君） それじゃ、建設経済委員長報告に対してお尋ねをいたします。23年度より新しく取り組まれました、芦北町の農・林・水まちづくり支援事業のことで内容的に詳しくされたと思いますのでお尋ねしますが、この補助金要綱を見ても団体ということでございますので、この6団体という団体のですね組織を、どういう団体なのかお願いをいたします。また、これは農・林・水ですので全部に適用しますけれども、ほとんどが農業の方の組織と思いますが、他のところは水産等は、手を挙げておられなかったのか、そういうことの経過等についてお尋ね致します。
- 議長（藤井公明君） 草野君。
- 建設経済常任委員長（草野安道君） 6団体等についての団体名は、ちょっと私自体把握しておりません。
- 議長（藤井公明君） いいですか。川尻君。
- 12番（川尻成美君） いいです。経過と過程と結果ですので、あとでお尋ねを担当課にしてみます。

それとあと1点、文教厚生委員の方にお尋ね致します。教育課の方で審査されたと思いますがその中で全然今回ふれてなかったのですが、23年度はいじめ問題等は全然なかったのか、また、尋ねられなかったのか、今、大きな問題として毎日クローズアップされておりますし文科庁の方からも措置、特別ないじめ問題に措置されておりますし、その点1点お願いいたします。

- 議長（藤井公明君） 白坂君。
- 文教厚生常任委員長（白坂康浩君） 質問はしてございます。いじめのアンケート調査では、芦北町自体は実際いじめはありますが、いじめの定義自体もだんだん下がっており、そのあたりのところでは、学校側も随時生徒たちとのコミュニケーションをとりながら対処されている、という報告を受けております。
- 議長（藤井公明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから日程第1、認定第1号から日程第11、陳情第9号までを順次討論を行い採決します。

日程第1、認定第1号「平成23年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。これから認定第1号「平成23年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

お諮りします。委員長報告は、原案認定であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって認定第1号は原案のとおり認定されました。

- 議長（藤井公明君） 日程第2、認定第2号「平成23年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。これから認定第2号「平成23年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

お諮りします。委員長報告は、原案認定であります。委員長報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって認定第2号は原案の通り認定されました。

- 議長（藤井公明君） 日程第3、認定第3号「平成23年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。これから認定第3号「平成23年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決致します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって認定第3号は原案のとおり認定されました。

- 議長（藤井公明君） 日程第4、認定第4号「平成23年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。これから認定第4号「平成23年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって認定第4号は原案のとおり認定されました。

- 議長（藤井公明君） 日程第５、認定第５号「平成２３年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。これから認定第５号「平成２３年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって認定第５号は原案のとおり認定されました。

- 議長（藤井公明君） 日程第６、認定第６号「平成２３年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について」討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。これから認定第６号「平成２３年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって認定第６号は原案のとおり認定されました。

- 議長（藤井公明君） 日程第７、認定第７号「平成２３年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について」討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。これから認定第７号「平成２３年度芦北町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって認定第７号は原案のとおり認定されました。

- 議長（藤井公明君） 日程第８、認定第８号「平成２３年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。これから認定第８号「平成２３年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(藤井公明君) 異議なしと認めます。したがって認定第8号は原案のとおり認定されました。
- 議長(藤井公明君) 日程第9、認定第9号「平成23年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(藤井公明君) 討論なしと認めます。これから認定第9号「平成23年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(藤井公明君) 異議なしと認めます。したがって認定第9号は原案のとおり認定されました。
- 議長(藤井公明君) 日程第10、議案第47号「平成23年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(藤井公明君) 討論なしと認めます。これから議案第47号「平成23年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決及び認定であります。委員長報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(藤井公明君) 異議なしと認めます。したがって議案第47号は原案のとおり可決及び認定されました。
- 議長(藤井公明君) 日程第11、陳情第9号「白岩地区の災害対策に関する陳情について」討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(藤井公明君) 討論なしと認めます。これから陳情第9号「白岩地区の災害対策に関する陳情について」採決します。

お諮りします。委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(藤井公明君) 異議なしと認めます。したがって「陳情第9号」は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第12 発議第1号 尖閣諸島をはじめとする我が国の領土領海を守る処置を速やかに求める意見書案

- 議長(藤井公明君) 日程第12、発議第1号「尖閣諸島をはじめとする我が国の領土領

海を守る処置を速やかに求める意見書案」を議題とします。今案について主旨説明を求めます。元山君。

- 9 番（元山秀志君） 発議第 1 号「尖閣諸島をはじめとする我が国の領土領海を守る処置を速やかに求める意見書案」を別紙のとおり芦北町議会会議規則第 13 条の規定により提出します。

提案理由といたしまして、現在、尖閣諸島海域では、おびただしい中国漁船による領海侵犯と違法操業が繰り返されています。そうした中で、一昨年九月七日の中国漁船の不法衝突事件は、中国漁船船長を処分保留のまま釈放する結果となり、その後、中国漁船は尖閣諸島海域で活発に活動を続けています。このままでは、尖閣諸島海域での中国の違法操業が常態化し我が国の主権が奪われることは明らかです。

政府は、海上警察権に関する諸法案の改正を閣議決定し、今後は国会で審議される事となりました。地元石垣市の漁民をはじめ多くの国民は、一刻も早い法案や、体制の整備を求めています。

よって、政府に独立国家として国民の生活と安全、ならびに主権を守る見地から、尖閣諸島をはじめとする我が国の領土領海をまもる処置を速やかに求めるため、意見書を提出するものです。

議員各位におかれましては、御審議いただき御賛同いただけますようよろしくお願い致します。

- 議長（藤井公明君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

- 議長（藤井公明君） 坂本君、反対討論ですね。

- 1 番（坂本 登君） 発議第 1 号「尖閣諸島をはじめとする我が国の領土領海を守る処置を速やかに求める意見書」の中に記載されております灯台設置、また、関係法令の整備、また、領海を守る毅然とした主権国家としての態度を積極的に示すことというのが盛り込まれています。

今やるべきことは、こういう緊張感を高めるやり方ではなく尖閣諸島をめぐる紛争問題を解決するために何よりも重要なことは、日本政府が尖閣諸島の領有の歴史上国際法上の正当性について、国際社会及び中国政府に対して理を尽くして証することです。

この点で歴代の日本政府の態度には、1972年の日中国交正常化以来、本腰を入れて日本の領有を正当性を主張してこなかったという弱点があります。日本政府はこうした態度を改め、歴史的事実、国際法の道理に即して尖閣諸島の領有の正当性を国際社会と中国政府に堂々と主張する外交努力を強めること、同時に中国政府に対しても今回のような問題が起こった場合、事態をエスカレートさせたり緊張を高める対応を避け冷静な言動や対応を行うこと、日本と中国との間で意見の違いや行き違いが起こっても問題をすぐに政治問題にすることを改め、人的な解決のルールにのせる努力が大切であり、話し合いで平和的に解決することが何よりも重要であり、緊張を高めるべきではないことから意見書に反対をいたします。

- 議長（藤井公明君） 坂本君、前回も言っておりましたが、討論は極力簡潔に願います。
次に、原案に賛成の発言を許します。林田君。
- 2番（林田耀宏君） 賛成の立場で討論をいたします。これは元より国の領土領海を守ると
いう意見書でありまして、4月6日に東京都知事が、国が今まで怠ってきたことに対して尖
閣諸島を購入するという宣言をしましたら、現在16億円のですね資金が集まっております
で、これこそ国民の民意じゃないかと思っております。それにつきまして賛成をいたします。
- 議長（藤井公明君） これで、討論を終わります。これから発議第1号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。
[「異議あり」と呼ぶ者あり]
- 議長（藤井公明君） 異議がありますので、起立によって採決します。
原案に賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって発議第1号は原案のとおり可
決されました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第13 議員派遣の件

- 議長（藤井公明君） 日程第13、「議員派遣の件」を議題とします。
お諮りします。議員派遣については、「地方自治法100条」及び「会議規則第117条」
の規定により、議席に配布のとおり派遣したいと思います。御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって議席に配布のとおり議員派遣するこ
とに決定しました。議員派遣については、やむを得ず目的先、機関及び派遣議員について変
更を生じる場合は、議長一任願いたいと思います。御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって議長一任することに決定しました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第14 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

日程第15 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

日程第16 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申出

日程第17 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

- 議長（藤井公明君） 日程第14から日程第17までの各委員会の閉会中の継続審査及び調
査の申し出を一括議題とします。各委員長から、お手元に配布の申出書のとおり提起されて
おります。お諮りします。各委員長から申し出のとおり「閉会中の継続審査及び調査」とす
ることに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって各委員長から申し出書のとおり「閉
会中の継続審査及び調査」とすることに決定しました。
これで本日の日程はすべて終了いたします。ここで、会議を閉じます。
平成24年第3回芦北町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

- - - - - ○ - - - - -
閉会 午前 11 時 32 分
- - - - - ○ - - - - -

- 議長（藤井公明君） ここで、日程は終了いたしました。一昨日から昨日にかけて台風 16 号が接近いたしました。これによって「本町に被害がでておるのではないか」という議員からのお尋ねがっておりますので、今、現在わかっておる範囲でいいですので執行部からの報告を求めます。坂梨総務課長。
- 総務課長（坂梨 優君） はい、それでは現在わかっている段階でですね報告申し上げます。
台風 16 号高潮災害報告でございますが、台風 16 号による自主避難が 10 世帯 13 名、これにつきましては、宮崎、市居原、湯北、小田浦、田浦町でございました。それから、高潮に伴う床下浸水が 3 世帯になっております。これについては女島で福浦と沖、計石西で各 1 世帯ずつが床下浸水となっております。それから道路冠水、これは県道が計石、鶴木山で 4 箇所、それから町道で沖、福浦、平生で計 3 箇所となっております。このほか本日、災害調査員及び担当課において調査を行っておりますので、早急に被害状況は取りまとめたいと思っております。よろしくお願いいたします。
- 議長（藤井公明君） 以上で報告を終わります。御苦労さまでした。

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員